

(一〇) 運送又は保管を爲さしむるとき 運送に付き隨意契約を許したるは汽車、汽船、電車、自動車、飛行船等運輸機關の發達進歩に伴ひ定率の賃金を以て運送業を営むこと漸次多きを加へ事實上これを競争に付するの必要なきに至りたるも運送の如きは其の業務の性質上競争に付し得べからざる場合多きが故なり又保管に付隨意契約を許したるは保管は其の保管を託する場所又は保管者を目的として契約するを常とす例へば米穀の保管を託する場合ありとせば之を保管するに最適當なる倉庫を選び之が營業者を物色して後保管を爲さしむるものにして競争に付するが如きは事實行はれざる場合多きが故なり運送又は保管を爲さしむるとき隨意契約に依り得ること右の如くなるも其の希望者多數にして且何人をして之に當らしむるも差支なきが如き場合ありとせば本號の規定あるに拘はらず指名競争若是一般競争に付すべく少くとも希望者全部より見積を徴し最有利なる相手方を選択して契約を締結せざるべからず此の場合本號を適用して隨意契約を爲すこと何等違法に非ずと雖本號に依るよりは原則たる競争入札に依る方より以上の効果ありと認めらるゝ場合、原則に復するの必要あるは論を要せざる所なり

(一一) 官廳相互間に於て契約を爲すとき 官廳相互間の契約に關しても從來特別なる單行勅令ありたり例へば政府に於て建築、工作其の他直接に従事する事業に要する材料を御料局より買受くるとき(第三八、九勅令)遺失物法第十三條第二項に依り國庫に歸屬したる埋藏物を宮内省に讓渡すとき(第三二、一勅令)政府の所有に歸したる國債を國債整理基金特別會計に賣渡すとき(四二、一勅令)、(二六)朝鮮總督府臺灣總督府又は樺太廳に於て鐵道事業上の必要に基き車輛、船舶器具機械其の他鐵道用品を官廳に賣渡すとき(四四、三勅令)等孰も隨意契約に依ることを得たるが如きは是なり會計規則は此等の單行勅令を廢止し代ふるに本號の規定を以てし官廳相互間の契約ならば何時にても隨意契約に依り得ることを明にせり是固より當然のことにして官廳間に競争せしめて契約を締結するが如きは其の場合を想像するに難きのみならず官廳相互間の契約は豫算決算の整理上必要なるも官廳對私人間の契約とは頗る趣を異にするものなれば本號の如きは之が規定を待つ迄も無く隨意に契約し得べし

と解するも差支なき程なり然れども解釋に一任するときは往々疑義又は誤解を生じ易く且前述の如く從來既に單行勅令の發せられたるものありしが爲本號の規定を見たるものなるべし更に之を委しく言へば同一國家内の甲官廳が乙官廳より物品を買入るゝは其の名は賣買なりと雖其の實は政府の右手に存するものを採りて左手に移すと等しく若し各官廳間の經費及收入に全然區畫を設けざるものとせば全く無意味と謂はざるべからず然れども國家は各官廳を獨立したるものと看做し之に一定の豫算を配付し收入支出の途を明にし各其の職務を盡さしむるものなるが故に若し甲廳の物品を何等の對價を得ること無くして乙廳に保管轉換せば決算上甲廳は其の収入の幾部を減じ之に反して乙廳は必要の支出を避け得ることゝ爲り豫算を設けたる本旨に副はざるものあるに至らむ是或る場合には保管轉換の方法を認むることありと雖普通には賣買の形式を履むべきものとし其の賣買は隨意契約に依り得るものと爲したる所以にして競争入札に付せざる事由に至りては亦多言を要せずして明なるべし

尙囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に買入るゝとき及政府の設立に係る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を買入るゝときは隨意契約に依ることを得たる舊會計法第二十四條第十三の場合には當然本號に吸収せられ別に之に關し規定を設くるの必要なきに至りたり又本號に所謂官廳相互間は内國に於ける官廳相互間は勿論外國の官廳に對する場合をも包含するものと解し得べきが故に例へば外國公使館敷地として官有地を貸渡すが如き場合も本號に包含せらるべく是明治二十四年勅令第七十五號外國公使館敷地として官有地貸渡隨意契約の件も廢止せられたる所以なり

(二) 農工場、學校、試驗所、監獄、其他之に準すべきものゝ生産又は製造に係る物品の賣拂を爲すとき 舊會計法第二十四條第十四に政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふときと規定し此の場合には隨意契約に依り得るものと爲したり其の他屑煙草を賣却するとき(大正三、一勅令第三號) 樺太廳に於て採掘したる石炭(大正二、六勅令第一〇三號) 海軍炭礦採掘より生ずる粗惡炭並に粉炭(三、二、六勅令第二、二九號) 製鐵所の鑛山採掘より生ずる

不用生産物(第三三、二勅令)を賣拂ふとき等孰も隨意契約に依ることを得たりしが會計規則は此等を總括して新に本號の規定を置きたり故に帝國大學附屬の農場、製鐵所、製材所、高等工業學校、農事試驗場、畜産試驗場、園藝試驗場、蠶業試驗所、絹業試驗所、工業試驗所、陶磁器試驗所、監獄其の他之に準すべきもの例へば燃料研究所、臨時窒素研究所、水産講習所、種羊場等に於ける生産又は製造物品は隨意契約を以て賣拂を爲し得るものとす又彼の文部省に於ける大日本史料及大日本古文書の如き同省に於て編纂したる圖書は本號に所謂之に準すべきもの、生産製造物品に該當するが故に本號の適用あるものと謂ふべし爰に疑問と爲るは例へば專賣局に於ける不用材料品の如き之を賣却する場合に隨意契約に依ること能はざるか否か是なり前記大正三年勅令第三號中には屑煙草又は作業上生ずる不用の材料品を賣却するときは隨意契約に依り得る旨の規定あり然るに本號は單に生産又は製造に係る物品の賣拂と規定したるが爲不用の材料、素品は之を含まざるものと解すべく隨て豫定代價千圓を超ゆる賣拂に付ては競争入札に付すべきものと謂はざるを得ず

次に本號の規定を設けたる趣旨如何といふに農工場、學校、試驗所、監獄其の他之に準すべきものの生産又は製造に係る物品は元來營利を主たる目的と爲すものに非ず公益の目的を達するが爲國家が採る行動に基き産出するものたるを常とす且生産製造する物品の種類特定し其の數量少く競争に付するに適せざること例へば監獄製品若は各種試驗所に於ける製品の如きものあり同一種の物品にても之が生産製造に従事する者の伎倆に差異ある等の事由に依り悉く均一精巧ならしむること困難にして一般に需要少きこと例へば美術學校、工業學校等に於ける生徒製作品の如きものあり一般競争に付し收入を主たる目的とするときは民業を壓迫するの譏を免がれざるもの例へば製材所製品の如きものあり種々特別の事情伏在するが爲隨意契約に依り得るものと爲したるなり然れども屢言ふが如く競争は原則なり以上の物品と雖競争に付する方政府の爲有利にして他に何等の支障無しと認めたる場合には本號の規定あるの故を以て敢て躊躇するの要無かるべし

(三) 法律勅令の規定に依り財産の讓與又は無償貸付を爲し得る者に其の財産

の賣拂又は貸付を爲すとき 國有財産法施行令(大正一一、一勅)第八條に曰く
公共團體に於て維持保存の費用を負担したる公共用財産の用途を廢止した
る場合に於ては之を其の公共團體に讓與することを得但し特別の事由ある
場合を除くの外費用負擔の義務を負ひたる期間が十年に満たざるものに付
ては此の限に在らず同第九條公共團體又は私人に於て公共用財産の用途に
代るべき他の施設を爲したる爲其の用途を廢止したる場合に於ては之を其
の施設を爲したる者又は其の相続人其の他の包括承繼者に讓與することを
得但し財産の見込價格が其の施設に要したる費用の額を超過するときは超
過額に相當する部分に付ては此の限に在らず同第十條公共用財産又は公用
財産の用途を廢止したる場合に於て其の財産中寄附に係るものは之を其の
寄附者又は其の相続人其の他の包括承繼者に讓與することを得但し寄附の
際特約を爲したる場合を除くの外寄附を受けたる後二十年を經過したるも
のに付ては此の限に在らず同第二十條公共用財産又は公用財産と爲すの目
的を以て寄附を受けたる國有財産は其の用途に供せざる期間無償にて其の

寄附者又は其の相続人其の他の包括承繼者に貸付することを得と大正四年
勅令第八十六號に曰く樺太廳長官は鐵道、軌道其の他公共の利益と爲るべき
事業にして拓殖上必要なるものの起業者に對し其の事業に要する土地及森
林、原野の產物を無償にて貸付し又は讓與することを得と此等は勅令の規定
に依り財産の讓與又は無償貸付を爲し得る例なり此の他法律の規定に依る
ものは例へば國有林野法(第三、三法律)第十五條に一定の場合に限り國有林野
を讓與し得ることを規定し又其の第十八條に委託林野の林產物は受託者に
讓與し得ることを規定せるが如き是なり此の如く法律又は勅令の規定に依
り財産の讓與若は無償貸付を爲し得る者に其の財産の賣拂又は貸付を爲す
ときは本號の規定に依り隨意契約に付し得るものとするは賣拂又は貸付を受
くる者は讓與又は無償貸付を受け得る者にして既に特定せるが故に之と隨
意契約を爲し得る途を開き置くの必要あるが爲なり

(一四) 非常災害ありたる場合に於て罹災者に政府の生産に係る建築材料の賣拂
を爲すとき 火災、地震、風水害等非常の災害ありたる場合之が罹災者を救助

せむが爲には本號の規定あるを要す右は從來國有林野産物の賣拂に付て(三、
三六三號)規定せし所なりしが本號は其の精神を酌み廣く之を規定したるも
のなるを以て從來の如く農商務省所管各林區署に於ける木材類は固より其
の他一般に政府の生産に係る建築材料に對し本號の適用あるを見るに至れ
り唯遺憾とする所は前記國有林野産物の賣拂隨意契約に在りては罹災者に
建築營繕又は薪炭の材料を賣拂ふときと規定したりしに本號は單に建築材
料の賣拂に限りたるが爲薪炭の材料は之を賣拂ふこと能はざるに至りたる
點なり建築材料すら隨意契約にて可なる程なれば薪炭材料の如きは勿論な
りと解し得ざるに非ずと雖法文上明に之を除きたるに鑑み薪炭材料は隨意
契約の範圍外に置きたるものと解せざるべからず故に薪炭材料に付ては豫
定代價千圓を超えざる場合の外隨意契約を爲すこと能はざるものとす但し
かくては實際上差支を生ずる場合あるべきに依り農商務省に於ては第二十
號を適用し所管大臣豫め大藏大臣と協議し罹災者救済の爲に薪炭材賣拂の
途を開きたり同號の部を参照すべし

(一五) 外國に於て契約を爲すとき 在外各廳に於て工事又は物件の賣買貸借を
爲すときは隨意的契約に依ることを得とは明治二十七年四月勅令第四十號
を以て定められたる所なり爾來此の勅令に基き外國に於ける契約は隨意的
方法に依りしが會計規則は之を廢止し本號の規定を置きて從來の通り實行
せしむるの外工事又は物件の賣買貸借以外の契約に在りても隨意的の方法に
依り得る旨を明にせり

(一六) 道府縣、市、町、村其他公法人、公益法人、産業組合又は慈惠の爲に設立したる
救育所より直接に物件の買入又は借入を爲すとき 慈惠の爲に設立せる救
育所の生産又は製造物品を直接に買入るゝとき(舊會二四第一二)政府に於て
工事に要する機械、器具、鐵軌、車輛、船舶、建物及其の附屬物其他材料素品を府
縣、郡、市、町、村及公共組合より買上げ又は借入るゝとき(二九、七勅令)政府に於て
産業組合又は産業組合聯合會より直接に物品の買入を爲すとき(三八、八勅令)
政府に於て農會、産業組合又は畜産組合聯合會より直接に物品の買入を爲す
とき(大正六、九勅令)以上は孰も隨意契約に依ることを得本號は以上を示す諸

規定を總括し道府縣、市、町、村其の他の公法人、公益法人、産業組合又は慈善の爲に設立したる教育所より直接に物件の買入又は借入を爲すときは隨意契約に依り得ることを示したるものにして本號の規定を設けると同時に前記勅令は總て之を廢止したり蓋し公法人、公益法人、産業組合等より直接に物件の買入又は借入を爲す場合は概ね相手方特定し居りて競争に付するの餘地なきを常とし且此等團體は營利を主眼とするものに非ざれば隨意契約に依るも弊害なきが故なり又慈善の爲に設立したる教育所は營利團體に非ず其の目的は慈善教育に存すれば其の物件の價格は概ね市價より低廉なるを常とす縱令然らずとするも慈善教育の如きは一種の公益事業なれば之が發達助成の爲に甚しく高價ならざる限り其の物件を購入するも可なるべく此の場合亦多くは相手方特定せるを以て隨意契約を許したるものなり而して之が實例は私設東京養育院より其の製品を購入するが如き是なり

(一七) 移住地域内に於ける土木工事を其の移住民の共同請負に付するとき 本號は從來北海道廳に於て殖民地として選定したる區域内に於ける道路橋梁

排水工事は區域内の移住民其の二十人以上の共同請負に限り隨意契約を以て請負はしむることを得(第三一、三三號勅令)とありしに基き規定せられたるものにして本號の制定と共に前記勅令は廢止せられたり隨て北海道に限らず又道路橋梁及排水工事にのみに限らず移住地域内ならば何處にても其の地域に於ける總ての土木工事を請負はしめ得べく又人數の制限を撤廢したるが故に二十人以上たることを要せず蓋し本號にいふ土木工事の如きは移住民をして之に當らしむること自家の經營を爲さしむると等しく最適當の措置なるのみならず移住地の如きに在りては他に請負者も少く縱令之ありとするも遠方より入込み材料其の他の運搬を爲さざるべからずして其の請負價格結局高價に陷るを免れざるべし是本號の規定を設けたる所以なり

(一八) 學術又は技藝の保護獎勵の爲之に必要な物件の賣拂又は貸付を爲すとき 航空事業保護獎勵の爲陸海軍軍用の航空機又は其の部の所屬品を貸付け又は賣渡す場合は隨意契約に依ることを得とは大正十年勅令第四百十四號を以て規定せられし所なりしが本號は恰も之を包括するものにして本號

の制定と共に右勅令は廢止せられたり抑學術又は技藝を保護獎勵するは公益上最必要のことにして學術技藝の發達進歩は一朝一夕を以て善くすること能はず黄金萬鎰を積むも俄に之を獲得し得るものに非ざれば之に従事し之が研究に没頭する者は國家の至寶にして特志の者なり隨て之に對し必要なる物件を賣拂ひ又は貸付くるに當り隨意契約に依るは至當のこと、謂ふべし

以上第一號より第十八號に至る迄孰も隨意契約に依り得る場合にして一々之を説明せり以下尙第十九號乃至第二十三號の規定ありて是亦隨意契約に依り得る場合を示せるものなるも爰に於て特に注意すべきは以上第一號乃至第十八號は各其の規定に該當せば無條件に隨意契約に依り得る場合なるも以下第十九號乃至第二十三號は縦令各規定に該當するも所管大臣豫め大藏大臣と協議することを要し該協議を遂げたるときは大藏大臣直に之を會計検査院に通知すべき條件附の隨意契約なること是なり(會規一一四第二項第三項)何故に斯る條件附の隨意契約を設けたるかは以下各號の説明に依り

自ら明なるべきが之を概言すれば以下各號は其の規定の趣旨廣汎にして種種異様の場合を包含し解釋適用の餘地少からず隨て之を各省大臣の專決に一任せむか各省間の取扱區々に涉り權衡を得ざるものを生じ或は解釋廣義に失し妥當を缺くものを生ずるの虞無しとせず故に各省大臣は豫め大藏大臣と協議し大藏大臣に於て各省間の取扱振を統一し適當の措置を採らしめむとしたるものにして其の會計検査院に通知するは同院の職權たる検査監督の任を全うするに必要あるが爲なり以下各號に付説明する所あるべし

(一九) 産業又は拓殖事業の保護獎勵の爲之に必要な物件の賣拂若は貸付を爲すとき又は生産者より直接に其の生産若は製造に係る物品の買入を爲すとき本號も亦從來存したりし單行勅令を總括して規定したるものなるが故に先づ参考の爲左に從來の規定を列舉せむ

北海道廳に於て殖産獎勵に要する種畜を貸渡すとき(二四、七勅令) 第一六三號)

鑛業に必要な國有林野産物を鑛業人に賣拂ふとき及農商務大臣の定むる資格を有する重要製産品の製造業者に其の原料を賣拂ふとき(三二、八勅令) 第三六三號)

農商務省に於て牛馬改良の爲牛馬の賣買及貸渡を爲すとき(三、八、一、二勅令)
朝鮮總督府及其の所屬官署に於て牛馬改良獎勵の爲牛馬の賣買貸借を爲す
とき(四、八、八勅令)
とき(二、二、〇勅令)

蠶業獎勵の爲臺灣總督府が臺灣に於て生産する繭生絲又は眞綿を臺灣に於
て當分の内其の生産者より直接に買入れ又は之を賣拂ふとき(大正元、八勅令)
臺灣總督府に於て畜産改良の爲種畜の賣買及貸渡を爲すとき(大正三、六勅令)
樺太廳及其の所屬官署に於て物件の賣買及貸渡を爲すに當り(一)農業獎勵の
爲樺太に於て生産するライ麥を樺太に於て其の生産者より直接に買入れ又
は之を賣拂ふとき(二)移住農民に給與すべき種子を買入るとき(三)農業又は
牧畜獎勵の爲家畜を買入れ又は之を貸渡すとき(四)種畜の飼養に必要な燕
麥又は乾草を買入るとき(五)農業、牧畜又は工業獎勵の爲器具又は機械を賣
渡し又は貸渡すとき(大正四、五勅令)
製絨業指導獎勵の爲千住製絨所所屬の器具機械を貸付け又は賣渡すとき(大

九、五勅令第
一二五號)

以上は從來存せし規定の主なるものにして畜産、蠶業、農業、工業、鑛業等の産業
及拓殖事業の保護獎勵の爲に隨意契約を許したるものなり蓋し此等業務の
保護獎勵は公益上最必要にして政府は之を助長發達せしむべく而して其の
相手方は多く特定せるものなるを以て隨意契約に依ることを得しめたるも
のなり然るに産業又は拓殖事業の保護獎勵なる文字は極めて抽象的概括的
にしてあらゆる場合を含み以上列舉したる所は固より今後之に類似せる幾
多の場合を生ずること豫見するに難からず是各省大臣の専決に委せず大藏
大臣と協議決定の上隨意契約を爲すべきものと定めたる所以なり
右の如く概括的規定を設けたるが爲從來存せし單行勅令は總て廢止したる
も獨り大正六年勅令第二百三十三號農商務省に於て緬羊の改良蕃殖を圖る
爲種緬羊の賣買及貸渡を爲すときは隨意契約に依ることを得といふ規定は
廢止するに至らず是其の第二項に種緬羊の貸付又は其の飼育の委託を受け
たる者農商務大臣の定むる期間其の定むる條件に従て種緬羊を飼養管理し
たるときは農商務大臣は其の者に對し無償にて之を付與することを得との

規定あり又第三項に果實付與に關する規定あるが爲なり

終りに本號の規定及會計規則第一百四條第二項の規定に基き所管大臣大藏大臣と協議を遂げたる實例を示せば左の如し

大正十一年三月林第九四一號農商務大臣照會同年同月藏第三六五〇號大藏大臣回答に基き會計規則第一百四條第一項第十九號の規定に依るもの

(1) 國有林野を開墾の成功を條件とし豫め其の價格及成功期限を定め賣拂の豫約を爲し又は其の成功部分の賣拂を爲すとき

(2) 鑛業に必要な附近國有林野の產物を鑛業人に賣拂ふとき

(3) 農商務大臣の定むる資格を有する重要製產品の製造業者に其の原料を賣拂ふとき

(4) 林業に附帶する運搬設備の用に供する爲必要な附近國有林野の產物を賣拂ふとき

(5) 地元特有產業と認むる地方住民の生業に必要な薪炭材又は副產物を地方住民に賣拂ふとき

(6) 農商務大臣の定むる所に依り工業者、土石採取業者又は耕地整理組合、森林組合等營利を目的とせざる法人に其の事業に必要な土石を賣拂ふとき
陸軍省に在りては同省所管會計事務規程(大正一、四陸 達第一一六號)第六十二條に左の場合を掲げ本號に該當するものなることを明にせり而して其の大藏大臣と協議濟なることは言を待たざる所なり

(1) 製絨業指導獎勵の爲當業者に千住製絨所所屬の器具機械にして一時使用の見込なきものを貸付け又は不用と爲りたるものを賣渡すとき

(2) 燕麥及干草を生産者又は生産者の組織する組合より直接買入るとき

(二〇) 公共用又は公益事業に供する爲必要な物件を直接に公共團體又は起業者に賣拂又は貸付を爲すとき 公共用といふは公衆共同の用に供する場合例へば道路、公園、港灣に使用するが如きをいひ公用とは神社の用又は公共團體の事務事業若は公務員其他の職員住居の用に供するが如きをいひ公益事業とは公衆共同の利益と爲るべき事業例へば公衆の爲にする道路開拓、橋梁修築事業の如きをいふ公共用又は公益事業に供するが爲必要な

る物件は直接に公共團體又は起業者に隨意契約を以て賣拂又は貸付を爲すことを得直接にとあるが故に縦令目的は公共用又は公益事業に供するものなりとするも間接に賣拂又は貸付を爲す場合には隨意契約を許さず例へば市又は町村に於て橋梁を修築せむとし之に要する木材の賣拂を出願したる場合に該工事請負者に木材の賣拂を爲すものなりとせば事業の目的は本號の規定に反せざるも直接に公共團體又は起業者に賣拂ふときに非ざるが故に隨意契約を許さざるが如き是なり

本號も亦從來存せし單行勅令を廢止し概括的に規定せしものなるを以て參考の爲從來行はれたりし勅令を擧ぐれば左の如し

貨幣鑄造に要する地金銀の買入を日本銀行をして取扱はしむるとき(二三、六一勅令第六

四一〇

官有の建物及其の附屬物を公用に供する爲府縣郡市町村及公共組合に賣渡

し又は貸渡すとき(二六、二八勅令第二二八號)

北海道帝國大學資金所屬の土地を直接公用に供する爲又は公共の利益と爲

る事業の爲公共團體又は起業者に貸付するとき(二八、七勅令第一〇四號)

官有の機械、器具、鐵軌、車輛、船舶及其の附屬物其他材料素品を工事の爲府縣

郡市町村及公共組合に賣渡し貸渡すとき(二九、七勅令第二六八號)

公益事業に要する北海道森林の主副産物を賣渡すとき(三〇、二勅令第二一號)

公共の用に供する爲森林原野を貸渡し若は建築材料を賣渡すとき(三一、五勅令第一、九勅令第二

號)

鐵道事業に要する車輛、器具、機械其他鐵道用品を私設鐵道會社に賣渡し貸渡すとき(三一、七勅令第一、七、四號) 四四、三勅令第六二號)

國有林野産物の賣拂に當り公用又は公益事業の爲必要あるとき(三二、八勅令第三二、六三號)

帝國大學並文部省直轄諸學校及帝國圖書館の資金に屬する不動産を直接公用に供する爲又は公共の利益となる事業の爲公共團體又は起業者に賣渡すとき(四一、六勅令第一、五八號)

以上の各場合に於て隨意契約を許したりしが本號の規定を設けたる爲前記勅令は孰も會計規則第六十七條に依り廢止せられたり終りに本號の規定

を適用せむが爲所管大臣大藏大臣と協議を遂げ決定したる一、二の例を示せば左の如し

大正十一年三月經第一四八號鐵道大臣照會同年同月藏第三六三二號大藏大臣回答會計規則第一百四條第一項第二十號の規定に依るもの

- (1) 地方鐵道共濟組合其他慈善團體の事業に於て必要あるとき
 - (2) 鐵道、軌道、汽船其他運送を目的とする事業、倉庫業、公益法人の事業又は國有鐵道旅行の便宜を目的とする事業經營上必要あるとき
 - (3) 農業、工業の改良又は食糧調節を目的とする事業の經營上必要あるとき
- 大正十一年三月林第九四一號農商務大臣照會同年四月藏第三七二一號大藏大臣回答會計規則第一百四條第一項第二十號の規定に依るもの
- (1) 公署、公立學校、公立病院、慈善病院等の建築に必要な產物を賣拂ふとき
 - (2) 港灣、鐵道、軌道、橋梁、堤防、溜池、水道、水利、水害防備、水力電氣事業等に必要なる產物を賣拂ふとき
 - (3) 非常災害ありたる場合に於て其の罹災者救済に必要な薪炭材を賣拂ふ

とき(第一四號の部参照)

(二) 土地、建物、林野又は其の產物を之に特別の緣故ある者に賣拂又は貸付を爲すとき 特別の緣故者に對する賣拂貸付は本號の規定を適用し隨意契約を爲すを得是亦從來單行勅令の存せし所にして例へば國の起業に係る工事に要する土地にして買収又は收用の後未だ其の土地に工事を施行せざるものは其の施行に至る迄隨意契約を以て之を其の舊所有者に貸付することを得たりしが如き(第三〇、二勅令) 陸軍用地に産する薪炭材、下草、秣、小柴を從來の慣行に依り地元人民に賣渡すとき隨意契約に依ることを得たりしが如き(三五、二勅令) 其他帝國大學資金並學校及圖書館資金所屬森林原野並產物特別處分規則(三九、二勅令) 國有林野產物賣拂隨意契約の件(三三、六三號令) 中從來の慣行に由り地元人民に木竹、薪炭、下草、秣、小柴若は土石を賣渡すとき、林業附帶の用に供する爲森林原野を貸渡すとき、部分木を其の仕付人に賣拂ふとき、委託林野の產物を受託者に賣拂ふとき、社寺保管林の產物を受託者に賣拂ふとき、社寺保管林の產物を其の社寺に賣拂ふとき、社寺の建築營繕の材料として社寺

上地の森林産物を其の社寺に賣拂ふとき、國有林野の事業請負人又は國有林野の産物買受人に其の事業に必要な産物を賣拂ふとき、民地官木林の産物を其の土地所有者に賣拂ふとき、組替賣拂貸付又は讓與を爲したる國有林野の産物を其の土地の管理者、買受人、借受人又は讓受人に賣拂ふときは隨意契約に依り得るの規定あり又明治四十一年勅令第三百十一號に國有林野産物の年期賣拂と共に國有製材所の貸付を爲す場合に於て其の賣拂及貸付は隨意契約に依ることを得とありしが如き孰も本號の規定中に包括せらるゝものにして本號は畢竟緣故拂縁故貸付は總て隨意契約に依り得ることを明示したるものなりとす但し所管大臣豫め大藏大臣と協議すべきは既に述べたるが如し右協議決定を遂げたる一、二の例を示せば左の如し

大正十一年三月經第一四八號鐵道大臣照會同年同月藏第三六三二號大藏大臣回答に基き會計規則第百十四條第一項 二十一號の規定に依るもの

(1) 寄附に係る鐵道財産を原所有者又は其の相續人其の他の包括承繼者に賣拂又は貸付を要するとき

(2) 國有財産法施行前に貸付したる土地に建物有する者隣接地又は圍繞地の所有者に其の土地の賣拂又は貸付を要するとき

大正十一年三月林第九四一號農商務大臣照會同年同月藏第三六五〇號大藏大臣回答に基き會計規則第百十四條第一項第二十一號の規定に依るもの

(1) 従來の慣行に因り薪炭材又は副産物を地元住民に賣拂ふとき

(2) 委託林野の産物を受託者に賣拂ふとき

(3) 部分林の産物を造林者に賣拂ふとき

(4) 社寺保管林の産物を其の社寺に賣拂ふとき

(5) 社寺の建築材料として社寺上地の森林の産物を其の社寺に賣拂ふとき

(6) 組替賣拂貸付又は讓與を爲したる林野の産物を其の土地の管理者、買受人、借受人又は讓受人に賣拂ふとき

(7) 民地官木林の産物を其の土地の所有者に賣拂ふとき

右の外第十九號の場合に述べたると等しく陸軍省所管會計事務規程(大正一六號)第六十二條には左の場合を掲げ本號の規定に該當するものなること

を明にせる等其の例多し

(1) 陸軍用地に産する薪炭材、下草、秣、小柴の類を從來の慣行に依り地元人民に賣渡すとき

(2) 演習場に於ける發射廢彈を從來の慣行に依り地元人民に賣渡すとき

(3) 工事に要する土地にして買収又は收用の後其の工事施行に至る迄之を舊所有者に貸渡すとき

(二) 事業經營上特に必要な物品の買入を爲し若は製造を爲さしめ又は土地建物の借入を爲すとき 從來鐵道事業經營上必要な工事の請負諸物件の賣買貸借は帝國鐵道會計規則第三十一條に依り隨意契約を爲し得べく其の他政府に於て施行する海水に接觸する工事及水道工事に要する「セメント」を購入するときは(三二、一勅令)種馬牧場、種馬育成所、種馬所、畜産試驗場又は種羊場に於て燕麥又は乾草の購入を爲すときは(四〇、六勅令)痘苗製造に要する犢牛の購入を爲すときは(三九、七三勅令)貨幣鑄造に要する地金銀の買入を日本銀行をして取扱はしむるとき(二三、〇四號)印刷局に於て郵便葉書用紙を購入する

とき(大正五、六勅令)專賣局又は臺灣總督府專賣局に於て作業上要する器具、機械、材料品、外國産に係る煙草及鹽又は專賣法を施行せざる地方に於て産出する煙草及鹽を購入するときは(大正三、一勅令)朝鮮總督府平壤鑛業所に於て其の事業に要する杭木を買入れ又は煉炭の製造に要する「ピッチ」を其の生産者より買入るとき(四四、八勅令)國有林野産物の處分の爲之に加工製作を爲さしむるの必要あるときは(四〇、一二勅令)等孰も隨意契約を許したりしが會計規則第一百六十七條に於て此等の勅令は總て之を廢止し新に本號の規定を設け事業經營上特に必要な物品の買入を爲し若は製造を爲さしめ又は土地建物の借入を爲すときは所管大臣大藏大臣と協議の上隨意契約に依り得るものと爲したり其の特に必要な物品云々とし特にの文字を加へたるは等しく事業上必要な物品なりと雖廳中用品の如きは本號の適用以外に在るものと謂はざるべからざるが故なり本號及會計規則第一百四條第二項の規定に基き所管大臣大藏大臣と協議決定し隨意契約に依り得るものと爲したる實例左の如し

大正十一年三月藏第三〇〇三號所管大臣大藏大臣と協議を遂げたるもの

(1) 事業用の器具、機械、材料品の買入を爲し又は製造を爲さしむるとき

(2) 外國又は專賣法を施行せざる地方に於て産出する煙草又は鹽の購入を爲すとき

(3) 事業用の土地、建物の借入を爲すとき

大正十年十二月經第五五七號鐵道大臣照會同年十一月三月藏第二九六〇號大藏大臣回答に基き隨意契約を許すもの

(1) 鐵道事業用の諸材料、車輛、船舶、器具、機械、機械運轉用品、被服及船舶、旅館の營業用の物品を買入若は製造を爲さしむるとき

(2) 旅館及之に附帶する土地、建物の借入を爲すとき

大正十一年三月經第一四八號鐵道大臣照會同年同月藏第三六三二號大藏大臣回答に基き隨意契約を許すもの

(1) 農業工業の改良又は食糧調節を目的とする事業の經營上必要あるとき

(2) 帝國鐵道の事業經營上土地又は建物の借入を要するとき

大正十一年三月林第九四一號農商務大臣照會同年同月藏第三六五〇號大藏大臣回答に基き隨意契約を許すもの

(1) 造林事業施行上必要なる苗木の買入を爲すとき

大正十一年四月會第四〇七號農商務大臣照會同年四月藏第四三八三號大藏大臣回答に基き隨意契約を許すもの

(1) 製鐵所に於て事業經營上特に必要なる器具、機械及諸材料の買入を爲し若は製造を爲さしむるとき

(二) 法律勅令の規定に依り問屋業者に販賣を委託するとき又は之をして販賣を爲さしむるとき 政府は法律又は勅令の規定に基き物品の販賣を問屋業者其の他の商人に委託することあり例へば會計規則第六十七條に依り廢止せられたるも明治三十八年勅令第三十二號に於て農商務省主管の國有林野産物は海外輸出の目的を以てする場合に限り問屋業者に委託して隨意契約に依る賣拂を爲すことを得とありしが如き其の他臘虎及臘肭獸の獸皮賣却に關しては輸出の目的を以てする場合に限り一定の資格を有する商人

に委託して隨意契約に依り之を賣却せしむることを得との規定を現存せるが如き(大正二、九勅令第二八〇號)是なり此の如く問屋業者に委託するか若は問屋業者をして販賣を爲さしむるときは本號に依り所管大臣豫め大藏大臣と協議し隨意契約に依ることを得るものとす

此の他尙會計規則上隨意契約を許すは(1)競争の不結果に終りたる場合(2)落札者契約を結ばざる場合(3)以上(1)(2)の場合に於ける分割契約是なり左に之を説明せむ

(一)競争の不結果に終りたる場合 此の場合を分てば亦二種と爲し得べし即ち競争に付するも入札者皆無なる場合、再度の入札に付するも落札者無き場合に於て最も最早競争の方法に依りて目的を達し能はざること明なるが故に隨意契約に依り得るものと爲したるなり(會規一一五)斯る場合に尙徹頭徹尾競争に付することを強ふるは琴柱に膠するの嫌あり故に舊法時代に於ては明治二十三年勅令第九十三號のあるあり右二種の場合には隨意契約を爲し得ることを規定せり此の如く隨意契約を爲し得るも保證金及期限を除く

競争の不結果に終りたる場合、再度の入札に付するも落札者無き場合に於て最も最早競争の方法に依りて目的を達し能はざること明なるが故に隨意契約に依り得るものと爲したるなり

の外最初競争に付するとき定めたる價格其の他の條件を變更し得ざるものとす何故に保證金及期限に限り之を變更するも可なるか縦令隨意契約に付する場合に於ても一般競争の場合と等しく契約保證金を要するものに非ずや又競争入札の場合に定めたる契約履行の期限即ち何年何月何日限といふ日時は確定にして動かすべからざるものに非ずや曰く保證金は必ずしも之を徴するの必要なかるべし何となれば隨意契約の場合には保證金の全部又は一部を免除し得るの規定あるが故に(會規八八)會計規則第百十五條に依る隨意契約に於ても亦之に準するに非ざれば權衡を得ざるべければなり又期限の如きは之を變更するも契約履行の期間に同一ならば差支無く否時としては實行上期限の異動を必要とすることあり是保證金及期限は變更し得ざる條件の範圍外に置きたる所以なり尤此の場合、履行の期限は契約締結の日より何日間といふが如き定め方を爲し置かば期限變更の問題は生ずること無くして止むものと謂ふべし然らば購入物品の品質、數量等を變更するは適法なりや否や曰く違法なりとす何となれば品質又は數量を變更するが如

きは契約の要素の変更と爲り條件の変更よりも一層重要な事態に屬し會計規則第一百五條に掲ぐる規定の趣旨に適せざればなり

同上其の

問ふ本規定は一たび競争に付したる物件なれば爾後幾年を経過するも尙之を適用して差支なきか曰く法文上差支なし然れども甚しく年月を経過し或は然らざるも時價に著しき異動を生じ豫定價格を変更するの必要が事實上發生し居れる物件に對して迄右の條文を適用するは行政上妥當ならざるべし此の如き物件に對しては之を再調して新なる豫定價格を算出し更に競争に付すべきものなるべし

同上其の

問ふ暴風雨に因り入札者一人も無く競争の不結果に終りたる場合と雖尙本號を適用して隨意契約を爲し得るや否や曰く本號に所謂入札者無きときは競争入札の希望者無きときの意味なるべく本問の如き暴風雨其の他不可抗力の原因等に基き入札無かりし場合を豫想したる規定には非ざるべし然れども單に文字解釋の上よりいへば其の原因の如何に關せず入札者皆無なるときは本號の規定を適用し得べきものとす但し本問の如き場合には至急

同上其の

を要せざる限り今一回入札を試み其の結果を見たる後改めて隨意契約に依ることゝ爲すべきものなるべし

問ふ競争に付するも入札者無きとき又は再度の入札に付するも落札者無きときといふは一般競争のみならず指名競争をも含むものなりや曰く包含するものとす然らば指名競争入札不結果の場合に指名者以外の者と隨意契約を爲すは適法なりや曰く之に付ては二様の議論あり消極說に曰く指名競争に付したるは資産信用確實なる者と契約を締結せむが爲なり故に指名競争入札の不結果に終りたる場合は指名者の範圍内に於て隨意契約希望者を選擇して契約を締結すべく是指名競争本來の趣旨に合するものなり若し指名者以外に於て隨意契約を締結して可なる程の者あらば何故に當初之をも指名せざりしか若し斯る者ありとせば之を追加指名して更に競争入札を行ふべきものなりと積極說に曰く一般競争入札不結果の場合に在りても入札者以外の者と隨意契約を爲すを禁ぜず況むや一般競争よりも其の性質に於て一步隨意契約に近づきたる指名競争不結果の場合に於て隨意契約を許さざ

るの理あらむや唯此の場合反對論者のいふが如く指名者以外に選定すべき相手方ありとせば何故に當初より之をも指名せざりしかとの疑問を生ずべく其の者が事實上資産信用確實にして業務に經驗あるものなりとせば當初に於ける調査不十分なりとの批難を免がれ能はざる場合あるべし然れども是事實論なり法規の解釋としては指名者は固より指名者以外の何人と隨意に契約を締結するも差支無きものと謂ふべし從來の實例多くは積極に解し内務省、海軍省、司法省、文部省の如き之に依れり會計検査院に於ても亦相當理由あるもの限り指名者以外に於て請負人又は供給者を求むるが如きは差支無しと回答せる實例存せり

五 同上其の

更に問ふ右隨意契約の場合に例へば指名者又は其の他の者二三人相連帶して契約を締結せむことを申出でたりとせば之を相手方として契約すること差支無きか曰く競争入札に在りては相手方の連帶を豫想せざるが故に之を許すべきものに非ざるも隨意契約の場合は何等差支無きものと信ず尙右の場合に關聯して述べべきことあり隨意契約に依り得る範圍内の物品

六 同上其の

購入を競争入札に付したるに不結果に終りたりとせば競争入札に付するとき定めたる價格其の他の條件を變更して隨意契約を爲し得ざるかの點是なり積極説に曰く此の場合には元來隨意契約に依り得る範圍内のものなるが故に競争入札不結果の後價格其の他の條件を變更して隨意契約に依るも何等差支無きものと謂ふべく會計規則第百十五條の規定を適用するの限りに在らざるものなりと消極説に曰く一たび競争に付したる以上は政府は其の豫定價格を以て申込を爲したるものにして競争の不結果に終りたるは申込に適應する入札者無かりしが爲なれば其の申込を變更せずして隨意契約を爲すは會計規則第百十五條の本旨に副ふものと謂ひ得べきも同條の規定を適用するに拘らず政府の任意を以て價格其の他の條件を變更するが如きは違法の措置たるを免れざるものと謂ふべし又元來隨意契約に依り得るものなるが故に會計規則第百十五條の規定を適用せず隨意契約に依り得るものなりといふも果して然らば何故に競争に付したるかを解するに苦まざるを得ずと余は解す此の場合には競争隨意執の方法に依るも行政官の自由裁量に委

したるものなるを以て競争入札後會計規則第一百五條の規定に基き隨意契約を爲すものとせば消極論者の如く解すべきものなるも競争入札執行後會計規則第一百五條の規定に依る希望者無きに當り其の本來の權能に基き同規定に依ること無く別に隨意契約を爲すは法規上何等の支障あらざるのみならず實際の便宜に適ふものなり隨て此の場合には價格其の他の條件を變更し得るものなりと

(二) 落札者契約を結ばざる場合 落札者契約を結ばざるときは其の落札金額の制限内に於て隨意契約に依ることを得(會規一一六本文)入札後落札者に於て契約を結ばずと雖其の落札金額の制限内に於て契約を希望する者あらば更に競争入札に付するの必要なるべし是新に本文の規定を置きたる所以にして從來に比し頗る便宜と爲り實際の必要に應じ得ることゝ爲りたるものなり但し期限を除くの外最初競争に付するとき定めたる條件を變更することを得ざるものとす(會規一一六但書)何故に競争の不結果に終りたる場合と異り契約保證金を變更することを得ざるものとしたるか是期限は之を變更

せざれば契約の履行上支障を生ずることあり之が變更は已むを得ざる場合ありと雖保證金に付ては此の如きこと無く提供者の義務に屬するものなるが故に落札者契約を結ばざるに依り他の者と隨意契約を爲すに當りては前者と同一の義務を後者に負はしむるは理として當然なればなり又前者即ち契約を結ばざる落札者は違約金として入札保證金を政府の爲に收得せらるゝは是亦當然なりとす

(三) 分割契約 以上(一)(二)の場合に於て豫定價格又は落札金額を分割計算し得るときに限り該價格又は金額の制限内に於て各目的に付之を數人に分割して契約を爲すことを妨げざるものとす(會規一一七)故に例へば事務所一棟百坪豫定價格二萬圓倉庫一棟二十坪豫定價格七千圓の工事二廉を一括して競争に付したる場合の如き甲乙二人に分割し甲をして二萬圓の制限内に於て事務所の建築を乙をして七千圓の制限内に於て倉庫の建築を請負はしめ得べく又何々石炭三千噸一噸單價十五圓價格四萬五千圓を以て落札したるに落札者契約を結ばざる場合には之を分割し一千噸宛三廉に分ち三人をして納

入せしむるの契約を爲し得べし此の如く分割契約を爲し得るものなりと雖これが爲契約全部の目的に支障を來すが如き場合又は分割したるが爲不利を來すが如き場合には之を避けざるべからず分割を許すは畢竟計算を分割するも其の目的を達することを得ると同時に不利を生ぜざる場合に限るものと解すべければなり故に各目的に付分割契約するは妨なきも數目的のみに付契約し他は契約せず又は一般の競争に付するが如きは本條の精神に適せざるものと謂ふべし何となれば其の契約せざりし目的又は一般の競争に付したる目的が果して最初の豫期に違はず後日契約せられ又は落札するものなりや否や不明に屬し若し豫期に反したる場合は條件を變更したると同一の結果に陥るものなればなり

以上は會計規則に於て定めたる隨意契約の範圍なり尙會計法第三十一條第二項に依り隨意契約を許す場合あるは前に述べたるが如し即ち各省大臣に於て一般競争の方法に依り契約を爲すを不利と認むる場合に於ては不動産の賣拂を除くの外隨意契約に依り得るものとす然らば果して如何なる場合を以て不

利と爲すべきか若し之を全然各省大臣の意見に一任せむか各省區々となりて權衡を得ざるものを生ずべし故に指名競争に對する場合と等しく豫め閣議に於て決定したる所に基き其の範圍内に於て隨意契約を許すこととせり大正十一年一月大甲第一五五號を以て内閣總理大臣より大藏大臣へ通牒したる閣議決定條項に依れば各省大臣は左に掲ぐる場合に限り會計法第三十一條第二項の規定に依ることを得とあり

- (一) 現に契約履行中の工事製造又は物品の供給に關聯するものにして之を他の者をして分割履行せしむることを不利とするとき
- (二) 隨意契約に依るときは時價に比し著しく有利なる價格を以て契約を爲し得べき見込あるとき
- (三) 買入を要する物品多量にして分割購入を爲すに非ざれば買占其他の事由に因り其の價格を騰貴せしむるの虞あるとき
- (四) 急速に契約を爲すに非ざれば契約を爲すの機會を失ふの虞あるとき又は著しく不利なる價格を以て契約を爲さざるべからざるの虞あるとき

(五) 會計法第三十一條第二項の規定に依り指名競争に付し得る閣議決定事項第

一一五項参照各號の場合に於て指名競争入札に付することを不利とする特別の事由あるとき

陸軍省所管會計事務規程(大正一、四陸)第五十九條には右閣議決定の條項を列擧し隨意契約に依り得ることを明示せり尙閣議に於て一般競争に付するを不利と認むべき特殊の事由あるときは所管大臣大藏大臣と協議の上前記各號以外の場合と雖隨意契約に依り得る旨決定せること指名競争契約に同じ前記閣議決定事項に基き隨意契約に依り得るは農商務省食糧局に於ける米穀賣買の如き其の一例にして米穀賣買の如きは一回の數量多額に上り分割賣買を爲すに非ざれば買占其の他の事由に因り價格を暴に騰落せしむる虞あり又米穀の如きは價格の變動鋭敏なるものにして適當の時期を選び急速契約を爲すに非ざれば不利を來すこと多きものなるのみならず賣買の相手方は特別の資格を必要とせず寧ろ生産者其の他の所有者若は需要者と直接賣買するを得策と爲す等の理由あるに依り隨意契約に依り得るものとせり

見積書は如何なる場合にも之を徵すべしなりや

一一九 隨意契約の方法成立及其の通知 工事製造の請負又は物件の賣買等

隨意契約を爲さむとするに當りては成るべく信用確實なる當業者二人以上より見積書を徵し會規一一八其の最も政府に有利なる條件を申出でたる者と契約を締結せむことを要す蓋し此の場合に於ける見積書は申込にして政府は之に對し承諾を與ふるものと謂ふべし而して成るべく二人以上の當業者より見積書を徵すべしといふは隨意契約は競争契約の例外なりと雖競争契約と等しく成るべく多數の者に就き政府に最も有利なる當業者を選択するの必要あればなり然るに實際の例往々一、二の出入商人のみより見積書を徵し殆ど形式に流れ慣行價格を以て取引するが如き又は用達商人の如き仲介者を置き如何なる物品の購入と雖も悉く之に命じ自然購入價格をして昂騰せしむるの傾向あるが如きは頗る遺憾とする所なり

見積書は縦令如何なる小工事製造若は零細なる物件の賣買にも必ず之を徵せざるべからざるものなりや會計規則には見積書を徵すべしと規定せるも其の精神たる五錢十錢の買物にも必ず一々見積書を徵すべしとの趣旨に非ざるべ

し繁文省略の見地より面談電話等にて夫々價格を調査したる上、何人に之を請負はしむべきか將た何人より購入すべきかを決定し其の経過を帳簿に記載し置くか契約書、請書、又は請求書の餘白に記入し置くか等相當後日證明の方法を設け置かば必ずしも先方より書類を徴するに及ばざるべしと信ず其の他かゝる輕微の事件に付ては見積書を以て直に請求書に代用するが如きも繁文省略の一方方法たるべし

見積價格
同一なる
場合にな
る場合に
置ける處

見積書を數人より提出せしめたるに其の見積價格孰も同一なる場合には如何にすべきか此の際には先づ再見積を命ずべく若し再見積亦孰も其の價格同一ならば第一品質の比較的優良なる見本を提出せし者第二見積正實にして契約履行に關し最信用を置くに足る者第三見積者の工場位置其の他供給上の事情等契約の履行に便宜なりと認めらるゝ者等の條件を參酌して優位の者と契約を締結すべく此等總べての條件彼此優劣なき場合には抽籤に依り當事者を決定することゝせば公平を失はざるべし

賣拂願書
許可指令
等

物件の賣拂に在りては賣拂願書を提出せしめ之に對して許可の指令を與へ又

は申込書を提出せしめて承諾の通知を發するを常とす此等の願書又は申込書は必ず提出せしめざるべからざるものなりや否や理論上より言へば口頭を以てせしむるも可なりと雖口頭のみにては後日證明上の困難を來すが故に原則としては書類を提出せしむべく又例外として一定の帳簿を備へ置き口頭にて申出でたる條件を記入し之に署名捺印せしめて願書又は申込書に代ふるが如きも亦繁文省略の一法たるべし

隨意契約
の通知

各省大臣會計法第三十一條第二項の規定に依り隨意契約に依りたる場合に於ては事由を詳具し直に之を會計検査院に通知せざるべからず(會規一一九該通知を爲すに當り指名競争の場合に於て述べたと等しく)第一一七項參照契約の目的、數量、金額、政府の契約擔任者、歳出又は歳入科目、契約年月日及一般競争に付するを不利とする事由等を記載し尙前項に記載したる第一號の場合には前契約事項との關聯程度及之を分割履行せしむるを不利とする事實、第二號の場合には調査したる時價、第三號の場合には所要總數量及時價並價格を騰貴せしむるの虞ありと認めたる事實、第四號の場合には契約の機會を失し又は著しく

不利となるべき虞ありと認めたる事實、第五號の場合には指名競争に付するを不利とする特別の事由を掲記し、其の他特殊の事由ありて所管大臣大藏大臣と協議決定し、指名又は隨意に依り契約したるときは、其の特殊の事由を掲記し、會計検査院に通知すべきものとす。是會計法改正の結果、一般競争の制限緩和せられ、其の取締は會計検査院の検査に埃つべきもの多きを加へたるに依り、會計検査院は政府より同院に對して通知すべき事項の概要を定め、各廳取扱の統一を期せむと欲し、各廳に向て照會を發したる所なり。

一二〇 競争契約及隨意契約の利弊 一般競争契約を爲すの目的は政府の利益を保ち公正を期するに在り、即ち賣るに安からず買ふに高からず、經濟上不利ならざるを主眼として、且廣く一般に告知し、多數の希望者を求めて公平正確なる手續に依り相手方を選択するに在り、然れども其の弊害も亦尠からず、試に之を列擧すれば左の如し。

(一) 價格の競争を爲し能ふだけ之を低下して落札を期するが故に、落札後に於て隨意契約に依りたる場合の如く責任を重んぜず、動もすれば工事製造を粗雑

競争契約
の利弊

にし又は粗惡なる物件を納入することあり、隨て之が取締を嚴にせざるべからず。

(二) 多數の競争者を得ること困難にして、競争に付するも殆ど形式に流れ、隨意契約と選ぶ所なきに拘らず、法規上隨意契約に依ること能はず、公告、入札等無用煩鎖の手續を履むの愚を見ることあり。

(三) 資産信用不確實なる入札者蟄集するも、之が入札を防止するに困難なることあり。

(四) 競争者相連合して糶上げ又は糶下げを行ふに拘はらず、之が防止を爲すこと困難なる場合あり。

(五) 競争入札には種々の手續を要するが爲、簡易迅速に物件を購入し又は工事製造を請負はしむること能はざる嫌あり。

(六) 公告を爲し入札を爲す等、當に其の手續面倒なるのみならず、之が爲經費を要するの弊あり。

右の如く競争契約には弊害の存するものありと雖、其の利益も亦少からず、其の

利や其の弊を償ふに足るべく且弊害は當局者の注意如何に依りて之を減殺し得るが故に原則として競争契約に依るべきものとする事現行法の如くなるは其の當を得たるものと信ず彼の樽俎の間に折衝を重ね隨時隨處巧に契約を爲し失ふ所如何に多きも得る所苟も之に過ぐれば可なりとし射利是目的とするが如きは商人間の取引に於ては可ならむも政府が公正を期して行ふ契約には採るべからざる途なりとす次に隨意契約に付ても亦利弊あり其の利とする所概ね左の如し

- (一) 一般競争契約と異り速かに相手方を選択することを得
 - (二) 公告、入札、開札等の手續を要せざるが爲勞費を省くことを得
 - (三) 信用確實なる者とのみ取引することを得隨て契約者は責任を重んじ工事製造又は物件を粗惡にすること少し
 - (四) 購入せんと欲する物件不足の場合等に各所有者より之を蒐集することを得然れども其の弊左の如し
- (一) 適當なる相手方を得るに困難にして所謂用達商人の徒をして利益を壟斷せ

隨意契約の利

隨意契約の弊

しむること多し

- (二) 相手方たる商人固定するの傾向を有し隨て私曲行はれ易く公正を期し難し
 - (三) 賣るに安く買ふに高く政府に不利益なる傾向を生じ易し
- 論者或は一般競争契約の缺點のみを觀て甚しく之を批難し悉く隨意契約に依らしむべしとの極端なる言を爲すことあり是固より楯の兩面を觀ざるの論なりと雖亦一面の眞理を穿てり故に新會計法は競争入札主義を原則と爲すも之を過重せむとするの弊を避け隨意契約に依り得る範圍を擴大したり然れども一般競争契約に依りて生ずる弊害を避くるに努め之を善用せば必ずしも此の方法を排斥するの要無く否賣買貸借の種類に依りては寧ろ此の方法を用ふるに非ざれば甚しく政府に不利なることあるべし
- 一般競争契約及隨意契約の外指名競争契約の方法あること既に述べたるが如く而して此の方法は一般競争契約の弊を避けむとして按出せられたるものなるも簡易迅速を期するの點に於ては隨意契約に如かず公正を期するの點に在りては一般競争契約に及ばず然れども其の反面より觀れば一般競争契約の短

指名競争契約の利

を捨て随意契約の長を採りたるものにして最も機宜に適したる方法なりと謂ひ得べし以上孰の方法に依るも之に伴ふ多少の利弊あるは免れざる所なり方法の優劣を論ずるは抑も末なり當局者其の人を得ば時に應じ處に臨み法規の許す範圍内に於て各種の方法を利用すべく要は人に在り奈何せむ當局者其の人を得ること甚だ難きを

第八章 保管金及有價證券

第一節 保管金

一 二一 現金又は有價證券の保管 政府は法律勅令の規定に依るに非ざれば公有私有の現金又は有價證券を保管せざるものとす(會規一二〇)明治二十三年一月勅令第二號には法律勅令又は從來の規則に依るの外政府は公有金私有金を保管せずとありしも會計規則は右の勅令を廢止すると同時に(會規一六七)前記の如く法律勅令の規定に依るに非ざればと限定したるが故に從來の規則に依るべからざるは固より省令又は契約等に依りては保管を爲し得ざるものとす爰に疑問と爲るは明治十五年五月司法省達丙第二十號犯罪の用に供したる物件及犯罪に因て得たる物件沒收後に於ける處分方の件是なり右達は舊勅令施行時代に在りては所謂從來の規則に該當するものなりしが爲政府は之に基き保管することを得たりしも現行會計規則の下に在りては犯罪の用に供した

る物件及犯罪に因て得たる物件が現金又は有價證券なるとき若は物件を公賣に付し代金を以て保存するときは孰も保管に關する根據法規無きに至りたるものと謂ふべきが如し右は違を勅令に改むるか若は此の違は從來勅令と同一に看做し取扱ひ來りたるものなるに付會計規則より除外せらるるものに非すと解するに非ざれば説明を爲すこと能はざるものと謂ふべし

法令の規
定に依り
保管すべき
現金又は
有價證券
の例證

今法令の規定に依り保管すべき現金又は有價證券の例を擧ぐれば不在者の財産管理人をして財産の管理及返還に付裁判所に提供せしむる所の擔保(民二九)民事豫納金(民訴二八八)競落代金(民訴六八八)六九四)刑事被告人保釋の爲にする保證金(刑訴一一六)拾得金、遺失物件賣却代金、犯罪者置去金又は物件賣却代金、遺失物法(一・二・一)郵便沒書封入金又は封入物件賣却代金、郵便法(一五)豫約出版の保證金、豫約出版法(四)契約及入札保證金、會規八八九九)財産公賣に關する加入保證金及契約保證金(三五、四勅令第一三五號)國)部分林賣拂代金又は賠償金(三二、八三六、二號)國)有林野部)陸海軍病院入院患者の携有する金銭又は物品(大正六、四勅令)救恤又は學藝技術獎勵の目的を有する寄附金(三三、二九號)行政廳が恩賜財團濟生

歳入歳出
外現金

會の委囑に依り其の救療事務に關し出納する現金(大正三、二勅令)明治神宮造營局に於て明治神宮奉贊會の委囑に依り明治神宮外苑造設に關する事務に付出納する現金(大正六、八勅令)等枚舉に違あらざるなり

法律又は勅令の規定に依り保管する現金は歳入に非ず歳出に非ず歳入歳出以外の公有金又は私有金にして政府に於て保管するものなるを以て之を歳入歳出外現金と稱す各廳に於ては歳入歳出外現金出納官吏を置き保管金の受拂保管を掌らしむ例へば陸軍省所管會計事務規程中(大正一一、四陸)各官衙各所に於て政府の保管に係る現金の出納保管を要するものあるときは當該長官は所屬の歳入歳出外現金出納官吏に之が取扱主任官を命ずべし取扱主任官は保管金取扱規程及預金部預金取扱規程の定むる所に依り取扱主任官の名を以て振出す小切手、受領證書其の他の書類には出納官吏の肩書を附し其の印章は出納官吏の職印を用ふべし保管金の取扱に付ては出納官吏の規定に依るべしと明示せるが如き、林區署會計事務規程中(大正一一、六農商)林區署に適宜左の職員を置き大林區署長之を命ずべしとし收入官吏、資金前渡官吏等と共に歳入歳出外

保管物

現金出納官吏を掲げたるが如き是なり

現金と等しく法律又は勅令の規定に依り保管する有價證券は其の所有權政府に存在せず唯必要の事由あるに基き之を保管するものにして所謂保管物の一種なりとす彼の立會封金の如き現金と雖封金として領置する場合には是亦保管物の一種なりと謂ふべし現金は歳入歳出外現金出納官吏に於て出納計算書を調製し證憑書類を添へ之を會計検査院に提出し其の検査判決を受くるも計證五六―五九保管有價證券に付ては此の事無く而して有價證券は保管物取扱主任官を置きて之を取扱はしむ但し實際に於ては歳入歳出外現金出納官吏が保管物取扱主任官を兼ねるを便とするが故に多くは一人にて之を兼掌せり

一二二 保管金の提出 保管金は大藏大臣の定むる所に依り之を大藏省預金部に預入せざるべからず(會規一二一)而して保管金取扱規程(大正一、二大藏省令第五號)に依れば政府の保管に係る現金は別段の定ある場合を除くの外同規程の定むる所に依り之が受拂保管を爲すべく取扱官廳は其の保管金を預金部預金取扱規程(大正一、二大藏省令第六號)の定むる所に依り大藏省預金部に預入すべきものとす但し數日

保管金提出方法

保管金提出書と現金
出書又は現
金又は預金
振込預金通
知書

内に拂渡を爲す必要あるもの又は特殊の事由あるものに付ては其の官廳の出納官吏をして之を保管せしむることを得(保金一二)爰に取扱官廳と稱するは法律勅令の規定に依り公有私有の現金を保管すべき官廳の謂にして該官廳に於ては取扱主任官即ち歳入歳出外現金出納官吏を置きて保管の責に任せしむべきものなることは前に述べたるが如し又前記但書に該當するものは例へば入札保證金、警察官拾得金、未決囚所持金の類にして此等の現金は或は即日又は數日内に拂渡を爲すの要あり或は金額寡少にして預入する程の必要無きものあり結局預金部預金として預入るときは却て事務取扱上不便を醸す程度のものといふなり而して保管金の提出方に二種あり(1)保管金提出書を添へ現金を取扱官廳に提出する場合(2)保管金振込書を添へ豫め現金を取扱官廳の預金取扱店に振込み該取扱店より預金部預金振込済通知書の交付を受け之に保管金提出書を添へ取扱官廳に提出する場合是なり即ち(1)に在りては保管金提出書と現金とを(2)に在りては保管金提出書と現金に代るべき預金部預金振込済通知書とを提出するものとす但し右孰の場合に在りても取扱官廳に於て保管金

提出書
現金振込
通知書
保管金受
領證書

提出書の必要なしと認めたるときは之を省略せしむることを得るが故に(1)に在りては現金のみ(2)にありては預金部預金振込済通知書のみを提出せしむる場合あるべし取扱官廳に於て保管金の提出を受けたるときは一定の書式に依る保管金受領證書を其の廳の取扱主任官名を以て作成し之を提出者に交付すべきものとす(保金五六)

爰に聊か説明を要するは司法省所管供託局に於て出納する供託金中非現金は會計検査院に對し歳入歳出外現金出納官吏の證明を要するものなりや否や是なり換言すれば本人が直に現金を日本銀行に振込み其の振込済通知書を供託局へ提出したるものは供託局の取扱官吏に於て現金を見ること無く全く之に手を觸れざるものにして帳簿上振込済に係る現金あることを知るも所謂非現金なり論者或は此の如き非現金に對しては敢へて證明の要無しとす然れども此の場合取扱官吏を歳入歳出外現金出納官吏と看做すか若は現實出納官吏をして取扱はしめ之が出納を證明せしむるに非ざれば右の如き非現金も亦取扱官吏の自由に取出し得べき口座即ち當該官吏の責任に屬する口座に振込みた

非現金と
證明を
要す

保管金拂
渡請求書

るものにして當該官吏は何時にても小切手を以て自由に引出し得る權能あるが故に検査監督の實を擧ぐることは能はず加之供託法第一條の規定に依るも法令の規定に依りて供託する金錢及有價證券は供託局に於て之を保管すとあり保管の責任者は供託局なれば同局に於ける取扱官吏は名義の如何を問はず歳入歳出外現金出納官吏と看做すべき理由あり是を以て會計検査院は歳入歳出外現金出納計算書の様式を定むるに當り之を證明せしむるの途を開きたり

一 二 三 保管金及其の利子の拂渡 保管を要する事由止みたる場合權利者に於て其の保管金の拂渡を請求し得るは勿論拂渡を受くる迄に生じたる利子の支拂をも請求し得べく尙保管中と雖利子の拂渡を受くる權利を有する者は毎年三月三十一日迄に生じたる利子の支拂を請求すべきものとす保管金の拂渡を受くるに當りては保管金拂渡請求書又は保管金提出の際交付を受けたる保管金受領證書を取扱官廳に提出するを要し取扱官廳は右請求書又は受領證書に領收の旨を記載せしめ受取人に於て特に現金の交付を求むる場合を除くの外預金部預金に預入を爲したる取扱官廳は現金の交付に代へ記名式持參人拂

預金部預
金利子支
拂請求書

保管金保
管替請求
書

の小切手を振出すべきものとす此の際若し保管金の拂渡を受くべき権利者に於て取扱官廳の預金取扱店所在地外の預金取扱店に於て支拂を受けむとするときは前記の請求書又は受領證書に其の旨を附記し取扱官廳は之に基き拂渡の手續を爲すべきものとす又利子の拂渡に付ては一定の書式に依る保管金利子請求書を取扱官廳に提出せしめ預金部預金取扱規程第十七條の規定に依る預金部預金利子支拂請求書を請求者に交付し預金取扱店より之が支拂を受けしむべきものとす但し保管金利子請求書に證明を爲したるものを以て預金部預金利子支拂請求書に代ふることを得るものとす(保金七—一)

一二四 保管金の保管替其他 甲官廳に保管金を提出したるもの乙官廳に保管替を請求せむとするときは保管金受領證書日附番號保管すべき法令の條項、保管の事由、新取扱官廳名等を記載したる一定の書式に依る保管金保管替請求書を甲官廳に提出し保管替を請求することを得但し新取扱官廳に於て保管を爲すの必要あるも尙舊官廳に於て保管を爲すべき理由存続する場合に在りては保管替を爲す能はざるは固よりなりとす此の他甲官廳保管金を提出した

保管金政
府所得調
書

る者の請求に依らずして保管金を乙官廳に保管替する場合あり又保管金規則遺失物法其の他の法令に定めたる期間の経過に依り政府の所得に歸したる保管金あるときは保管金政府所得調書を調製し主務官廳に送付し主務官廳に於て納入告知書を發し歳入に納付するの手續を要す此等の詳細に至りては保管金取扱規程第十二條以下に詳なり就きて看るべし

第二節 有價證券

一二五 政府所有有價證券 政府は法律勅令の規定に依り公有私有の有價證券を保管すること前項に述ぶるが如く又政府自ら有價證券を所有することあり政府の所有又は保管に係る有價證券は大藏大臣の定むる所に依り日本銀行をして之が取扱を爲さしむ(會四〇會規一二三)政府の保管に係る現金又は政府の所有若しは保管に係る有價證券の取扱手續に關しては法律勅令に特別の規定ある場合を除くの外大藏大臣之を定む(會規一二三)政府所有有價證券取扱規程(大正一、二大) 政府保管有價證券取扱規程(大正一、二大) 日本銀行政府有價證券

取扱規程(大正一一、二大藏)は孰も前記會計規則の條文に基き大藏大臣に於て規定したるものなり此等の規定に付て見れば政府有價證券といふ中には(1)政府の所有に係るもの(2)政府の保管に係るものの二種あるを知り得べし

政府所有有價證券は特殊の事由あるものを除くの外各官廳所在地日本銀行に寄託すべく其の地に日本銀行なきときは最寄の日本銀行に寄託すべきものにして寄託を爲さむとするときは一定の書式に依る政府所有有價證券寄託書を添へ有價證券を日本銀行に送付し政府所有有價證券受託證書の交付を受くべきものとす而して之が拂戻を請求せむとするときは亦一定の書式に依る政府所有有價證券拂渡請求書を日本銀行に提出し之が交付を受くべきものとす其の有價證券附屬利札の交付を請求せむとするときは政府所有有價證券利札請求書を提出し之が交付を受くべきものとす其の他各官廳は日本銀行より政府所有有價證券月計突合表の送付を受けたるときは證憑書類と對照し證明の上五日内に日本銀行に返付すべきこと政府所有有價證券寄託書の記載事項に誤謬あることを發見したるとき又は其の變更を要するときは日本銀行に訂正請

政府所有有價證券受託證書及寄託書

政府所有有價證券利札請求書

求書を送付すべきこと政府所有有價證券受託證書を亡失又は毀損したるときは之が證明を日本銀行に請求し得ること等詳細に互り前記政府所有有價證券取扱規程に之を明示せり

政府は如何なる場合に有價證券を所有するか陸軍省に於て委任經理の積立金を以て之を購入し又は文部省所管帝國大學、官立大學及官立學校に於て維持資金を以て之を購入する場合等政府自ら有價證券を所有するに至ること少からず爰に注意すべきは政府所有有價證券の検査を爲すに當り帳簿記載の有價證券が果して日本銀行に寄託せられあるか否かは政府所有有價證券受託證書に依り調査すべきものなるも此の證書だに存在して關係帳簿、文書記載の種類、員數、金額と符合せば該有價證券の寄託せられ居ること疑無しと速斷すべからざることは是なり曾て金庫制度時代に於て右受託證書に相當する保管證書を偽造して備へ置き眞實の保管證書を以て金庫より保管有價證券を引出し横領費消したるに拘らず尙金庫に寄託しあるもの如く裝ひ犯跡を隠蔽し且其の偽造の保管證書たる極めて巧妙に作成せられ殆ど眞贋を區別し難く數次の會計檢

政府所有有價證券の検査

査ありたるに拘らず之を發見するに至らざりし事實ありたり徒らに人を疑ふは非なりと雖かゝる場合検査官に於て金庫に對し寄託の有無を照會せば直に發見し得るものなるを以て新制度の下に在りても疑はしき點ある場合は勿論縦令然らざるも受託證書を調査するの外時時日本銀行に照會を爲して其の實否を確むる等彼此聯絡を採りて調査を爲すの必要な場合あるべし

一二六 政府保管有價證券 政府保管有價證券の取扱は保管金と同様にして取扱官廳は政府保管有價證券を其の所在地日本銀行に寄託すべく其の地に日本銀行無きときは最寄の日本銀行に之を寄託すべきものとす若し數日内に拂渡を要するもの若は特殊の事由あるものなるときは其の取扱官廳自身に於て保管するものとす今之が提出及寄託拂渡保管替政府の所得に歸したる保管有價證券其の他に分ち左に之を略叙すべし(政保證一二)

(一) 提出及寄託 保管有價證券の提出方法に二種あること保管金提出の場合と相等し即ち(1)保管有價證券を提出する者は一定の書式に依る政府保管有價證券提出書及其の印鑑を添へ有價證券を取扱官廳に提出すべく取扱官廳右

保管有價證券の提出方

保管有價證券提出書と印鑑

有價證券振込通知書と印鑑

政府保管有價證券受領證書

政府保管有價證券受託證書

提出書の必要なしと認めたる場合に於ては之を省略せしむることを得(2)取扱官廳は保管有價證券を提出する者をして豫め有價證券を日本銀行に於ける取扱官廳の保管有價證券口座に振込ましむることを得べく保管有價證券を提出するもの右の振込を爲さむとするときは一定の書式に依る政府保管有價證券振込書を添へ有價證券を日本銀行に提出し政府保管有價證券振込濟通知書の交付を受け之に其の印鑑を添へ取扱官廳に提出すべきものとす

(政保證五—七)

取扱官廳右に述ぶる手續に依り有價證券又は政府保管有價證券振込濟通知書の提出を受けたるときは一定の書式に依る政府保管有價證券受領證書を提出者に交付すべく(政保證八)取扱官廳政府保管有價證券を日本銀行に寄託せむとするときは政府保管有價證券提出書を添へ之を日本銀行に送付し政府保管有價證券受託證書の交付を受くべく其の政府保管有價證券提出書を省略せしめたる場合は一定の書式に依る政府保管有價證券内譯書を添附するものとす(政保證九)遺失物法の規定に依り保管する有價證券を寄託せむと

するときは右の手續を爲すの外尙遺失物法の規定に依り保管する有價證券なるの旨を附記して日本銀行に通知するを要す(政保證一〇)是日本銀行に於て遺失物たる有價證券の元利金が時效に罹らむとする際之が償還を受くる手續を爲すの必要あるが爲なり

(二) 拂渡 保管有價證券の拂渡を受くる権利を有する者は一定の書式に依る政府保管有價證券拂渡請求書又は前に記したる政府保管有價證券受領證書を取扱官廳に提出し其の拂渡を請求すべく取扱官廳に於て右の請求を受けたるときは政府保管有價證券受託證書又は政府保管有價證券振込濟通知書に拂渡を要する旨を記入し之を請求者に交付すべく若し一部の拂渡を要する場合は政府保管有價證券受託證書又は政府保管有價證券振込濟通知書に一部拂渡を要する旨を記入し之を日本銀行に送付し請求者に對しては一定の書式に依る政府保管有價證券一部拂渡書を交付すべく以上の手續に依り受託證書、通知書又は拂渡書の交付を受けたる者は之を日本銀行に提出して有價證券の拂渡を受くべし其の取扱官廳自ら有價證券を保管する場合に在り

全部又は一部の拂渡

政府保管有價證券利札請求書

ては直接之を請求者に拂渡すべきは言を俟たざる所なり又保管有價證券附屬利札の交付を受くる権利を有する者其の支拂期到來したるものの交付を請求せむとするときは一定の書式に依る政府保管有價證券利札請求書を日本銀行に提出し之が交付を受くべく取扱官廳に於て有價證券を保管する場合に在りては右請求書を取扱官廳に提出し取扱官廳は有價證券附屬の利札を請求者に交付すべきものとす其の他取扱官廳日本銀行より遺失物法に依る政府保管有價證券元利金受入の通知を受けたるときは保管金として之が整理を爲すべきものとす(政保證一一一六)

(三) 保管替 甲官廳に身元保證金として有價證券を提出したる者乙官廳に保管替を請求せむとするときは一定の書式に依る政府保管有價證券保管替請求書二通を甲官廳に提出すべく甲官廳は右有價證券にして數日内に拂渡を爲すの必要あり又は特殊の事由あるに基き自ら保管するものなるときは其の請求を拒絶すべく日本銀行に寄託せるものにして保管替の理由ありと認めたるものなるときは請求書の一通に承認の旨を記入し之を乙官廳に送付し

同時に政府保管有價證券受託證書又は政府保管有價證券振込済通知書に寄託替を要する旨を記入し日本銀行に送付すべきものとす乙官廳右請求書の送付及日本銀行より政府保管有價證券受託證書の送付を受けたるときは政府保管有價證券受領證書を保管替請求者に交付すべきものとす(政保證一七一—一九)

(四) 政府の所得に歸したる保管有價證券其他 政府保管有價證券にして法令の規定又は契約に依り政府の所得に歸したるものあるときは取扱官廳は其の都度之を所管大臣の指定する主務官廳に報告すべく主務官廳右の報告を受けたるときは別に定むる所に依り該有價證券を換價し歳入に納付するの手續を爲すべし但し特殊の資金に組入を要するものに付ては當該資金に組入の手續を爲すべきものとす其他取扱官廳日本銀行より政府保管有價證券月計突合表の送付を受けたるときは證憑書類と對照し證明の上五日以内に之を日本銀行に返付すべく若し相違の點ある場合には其の事由を附記すべきこと取扱官廳に於て政府保管有價證券受託證書又は政府保管有價證券

振込済通知書を亡失又は毀損したるときは證明請求書を日本銀行に提出し之が證明を請求し得ること等詳細の點に付ては政府保管有價證券取扱規程に就きて看るべし(政保證二〇—二六)

第九章 物 品

第一節 物品會計概論

金銭會計
と物品會計

一二七 金銭會計と物品會計との 係 金銭は物件を獲得するに必要缺くべからず物件は又金銭を收得するの手段に供せらるゝこと説明を俟たざる所なり随つて金銭會計と物品會計との間に密接不離の關係あることも亦想像するに難からざるべし試に毎年度の豫算又は決算に於ける歳出に就きて観よ筆紙墨の消耗品費より器具機械費、建築材料費、用地費等に至る迄各種の經費豫算に掲上せられ決算に於て其の如何に使用せられたるかを示せるもの枚擧に遑あらざるべし翻つて又歳入に就きて観んか不用物品、森林主副産物、煙草、鹽等を賣却し之に依りて得べき所の見込金額は歳入の一部として豫算に掲上せられ之が執行の結果は決算に於て明示せらる此の如く支出に在りても將た收入に於ても動産又は不動産等物件の賣買行爲存在し爰に金銭の使用、物件の得喪又は

兩會計區
別の要點

保管等の事實發生す果して然らば金銭會計と物品會計とを區別するの要點如何曰く物品にして金銭的價值を以て或は收入となり或は支出となり豫算又は決算に表はるゝ場合換言すれば收入又は支出として證明せらるゝ場合は總て金銭會計の範圍に屬し之に對し單に物品として證明せらるゝ場合即ち物品を保管又は出納するの事實のみに就き其の適否を考察する場合は物品會計の範圍に屬するものとす尙例を擧げて説明せむか某の官廳に於て石炭若干噸を購入したりとせよ之が購入に當りては或は商人より見積書を徴して隨意契約に付し若は競争入札に付する等法規に基き正當なる價格を以て適當の物品を購入するに付種々の手續を要すべし而して此等の手續は多くは物品會計官吏又は物品取扱主任等に於て之を行ふを常とすと雖其の事實たるや物品會計の範圍に屬せずして金銭會計の領域に屬するものなり何となれば右の場合に於て官廳は石炭なる物品を收得し其の對價として豫算の規程に基き代金の支出を爲し決算に於て之を證明するものなればなり此の如く物品の購入に至る迄は金銭會計の範圍に屬するも購入せられたる物品が官廳の所有に歸したる曉に

於ては善良なる注意を以て之を保管し其の所用目的を誤ること無く之が遺拂の状況を明にし最經濟的に使用するの必要あり即ち購入數量幾許内在庫數量若干拂出數量若干等物品出納保管の状況に付其の事跡をして一目瞭然たらしめ決して不經濟に陥り不整理に涉らざる様出納保管を嚴重にするの必要存す爰に於て所謂物品會計の事務發生し來るものとす金錢物品兩會計の關係此の如くなるが故に物品會計に於て査察したる物品の品質、數量、用途等は應て金錢會計に於ける參考資料と爲り賣買物品に對する品質の優劣、代價の適否等を明確に判斷せしむるの便宜あり又金錢會計に於ける物品賣買の數量、品質、代價は物品會計に於ける調査資料と爲り互に相待つて始めて會計事務の圓滿なる進捗整理を期し得べきものなり特に記憶すべきは物品購入の爲代金を支出するは終局の目的に非ず寧ろ購入物品の使用法其の宜しきを得絶えて金錢會計に累を及ぼさざるは物品會計の目的たると同時に金錢會計の期待する所なるの點に在り購入物品は金錢の化體なり之を疎略にするは金錢を等閑に付すると何等選ぶ所なし然るに世間往々金錢に厚く物品に薄く彼を密にし之を疎にし

兩會計の
關係

物品の範
圍

物品購入の手續等に於ては多大の注意を拂ふに拘らず讒つて購入後に於ける該物品の保管使用等に就きては監督其の宜しきを得ず注意疎慢に流るゝことなしとせず此の點大いに戒めざるべからざる所なり
金錢會計と物品會計と兩者相離るべからざる密接の關係あること右に述ぶるが如し然るに新會計規則に於て從來の如く依然物品會計を別とし之を一括して規定せざりしは甚だ遺憾とする所なり

一二八 物品の範圍及類別 物品會計に關しては明治二十二年六月勅令第八十四號を以て物品會計規則發布せられ爾來二十四年勅令第七十七號、三十三年同第三百十八號、大正十一年同第四十八號を以て部分的改廢ありたるも大體に於て當初制定の規則に依り事務を整理しつゝあるが故に該規則を基礎とし尙關係法規に涉りて物品の保管、出納等に付聊か説明を試みむと欲す

物品會計規則に於て物品と稱するは政府に屬する器具、機械、備品、消耗品、動物其の他一切の動産を謂ふが故に物會一第一項本文該規則の適用を受くる物品の範圍を論ずれば次の如し

(一) 不動産を包含せず且特定の動産を除外す 國有財産法(大正一〇、四法)第一條に曰く本法に於て國有財産と稱するは國有の不動産並勅令を以て定むる國の動産及權利を謂ふと是に由て觀れば物品會計規則に所謂物品中には不動産を含まざるのみならず勅令を以て定むる動産及權利を包含せず或は曰く國有財産法の前身たる官有財産管理規則に於て官有財産と稱せしは不動産、船舶及其の附屬物に限られ爾餘の物品は悉く物品會計規則に依り支配せられたりしが故に物品會計規則を改正し國有財産に編入濟の物品は之を拂出し物品會計官吏の保管を離るゝものと爲すに非ざれば縱令勅令の規定に基き國有財産に編入せられたる物品と雖尙物品會計官吏に於て之を保管すべきものと謂はざるべからず國有財産法のみ改正せられ物品會計規則は此の點に付何等改正せられざりしが爲聊か疑問を生ずるも結局國有財産に編入濟の物品は國有財産たると同時に物品會計規則に依りても支配せらるゝものなりと然れども余は之に反し新に國有財産法制定せられ同法の規定に基き發布せられたる勅令に依り國有財産に編入せられたる所の物品は國有財

産として取扱へば可なるべく物品會計官吏の保管に屬せしむるの必要なしと信ず但し會計検査院は前説を採り國有財産に編入せられたる物品は國有財産臺帳に登録したる年月日を支出の證憑書に記入して證明すべく物品出納簿には之を登録すべきも右の記入を爲すに及ばざるものとせり

(二) 陸海軍の兵備品を包含せず 物品と稱するは一切の動産をいふとあれども前に示すが如く船舶及其の附屬物は除外せられ更に陸海軍の兵備品も除外せらる何となれば陸海軍の兵備に關するものは各其の規則に依るとあればなり(物會一第一項但書蓋し陸海軍兵備品中には秘密の取扱を要するものあるべく或は特別に保護管理するの必要ありて一般の規則を以て律せらるゝを厭ふものあるべくして特殊なる事情存在せるが故に別段の規則に依らしむることゝ爲したるものなるべし是陸軍には陸軍兵備品會計規則(二四、三勅令)ありて物品を出師準備品及通常兵備品の二種に分ち通常兵備品は物品會計規則に依り取扱ふも出師準備品は別の取扱と爲し海軍にも亦海軍兵備品會計規則(二三、三勅令)のあるありて一定の物品は物品會計規則の支配を受け

ざるものとなし且明治二十三年八月法律第七十號を以て陸海軍出師準備に屬する物品に對しては陸海軍大臣其の責に任じ會計検査院法を適用するの限りに在らずと規定せられたる所以なり

(三) 特に指定したる保管物を包含す 物品と稱するは政府に屬する一切の動産をいふとあること前述の如し而して此の屬するといふ文字に付ては聊か疑義生ぜざるを得ず即政府に所有權あるものゝみを指すや將た政府が單に保管するに過ぎざる物品をも含むや是なり右に關し會計検査院に於ては單に政府に所有權あるもののみならず苟も官吏の出納保管に屬する動産は悉く之に包含せりとの解釋を採れり然れども法文の文字解釋よりすれば寧ろ狭義に解し政府に所有權ある物品のみを指すものと謂ふべきが如く此の點明確ならざりしが爲明治三十三年七月勅令第三百十八號を以て物品會計規則に條項を追加し政府に所有權無きも政府が保管せる物品中各省大臣に於て特に指定するものは物品會計規則を準用することとし此の場合に在りては各省大臣より會計検査院へ通知せしむることとせり(物會一第二項例へば明

治三十四年九月大藏大臣達第一四〇五號甲を以て犯則處分又は國稅滯納處分の爲差押へたる物品にして其の廳に於て保管する物は物品會計規則を準用することを指定すと規定せるが如き又逓信省物品出納規程(四三、七公達)第三條にて左に記載したる物品は物品會計規則第一條第二項に依り之を指定すと規定し(1)郵便に關する法令に依りて保管する物品(2)電氣事業の監督に關する法令に依り試験檢定の爲提供を受けたる物品(3)船燈信號器及救命具取締に關する法令に依り試験檢定の爲提供を受けたる物品(4)入札保證金又は契約保證金代用として提供を受けたる國債證券(5)特設電話に關する料金として假納中に係る郵便切手(6)逓信博物館陳列品として寄託を受けたる物品を列舉したるが如き是なり此等の物品は恰も金錢會計に於ける歳入歳出外現金と等しき性質を有するものにして元來國家の所有物に非ざるも物品會計規則を準用し國家所有の物品に準じて取扱はしむるものなり隨つて之が亡失毀損に對しては國家は其の保管を託したる者に對して責任を負ふべく保管者は國家に對して物品會計規則上の責任を負擔すべきものとす

(四) 無體物をも包含す 今日に在りては物とは有體物を指すこと民法の明文に示す所にして(民八五)随つて記名債權の如き物の範圍に屬せずと雖物品會計規則制定當時に在りては此等の觀念明確ならず無體物も亦物なりとの解釋を採れること同規則發布の翌年即ち明治二十三年三月に於て裁可公布せられたる舊民法財産編第六條に徴するも物に有體なるあり無體なるあり無體物とは智能のみを以て理會するものをいふ即ち左の如し第一物權及人權第二著述者、技術者及發明者の權利第三解散したる會社又は清算中なる共通に屬する財産及債務の包括と規定したるに依り明なる所なりされば物品會計規則の解釋上に於ては物とは現行民法に所謂動産に限らず無體物をも包含するものと解せざるべからず

以上述ぶる所を綜合すれば物品會計規則の適用を受くべき物品とは國の所有に屬する動産中國有財産たる動産前記(一)參照並に陸海軍の出師準備品を除きたるもの及國の保管に屬する物品にして特に指定せられたるものをいひ且單に有體物に限らず無體物をも包含するものなりと謂ふべし

物品の類

物品は其の用途、構造、實質等に依り種々に之を類別することを各應概ね物品會計規程又は物品整理區分の規程等を設け其の應に於ける物品を類別し之が整理を圖れり今普通の類別に關し説明すること左の如し

(一) 備品、消耗品 備品とは其の性質形狀を變ずること無くして比較的永久の使用に耐ふるもの及物品の性質消耗品に屬するものと雖標本若は陳列品として保管すべきものをいひ例へば器具、機械、標本用動物、鑛物の類是なり消耗品とは其の性質使用するに隨ひ消費せらるゝもの又は實驗用材料品として使用するべき物品の類をいひ例へば筆紙墨、文具、木炭、石炭、ガソリンの類是なり備品は更に之を分ちて供用品、專用品の二種と爲すことあり供用品とは常時各部局中に備へ置き部局員の全體若は一部の使用に供する物品をいひ專用品とは部局員各自の單獨使用に委する物品をいふなり物品は又之を固定資本に屬する物品、据置運轉資本に屬する物品に分ちて其の孰れの資本に屬する物品なるかを明にすることあり又動物は之を備品又は消耗品中に類別せずして別に備品、消耗品、動物と類別することあり

(二) 器具、機械、材料、素品、生産品 物品は又其の見方に依りて本項の如く類別することを得是多くは製造作業等を營む官署に於ける區分なりとす而して器具とは其の構造比較的簡單にして之が使用に特殊の動力を要せざるものをいひ機械とは其の構造稍複雑にして人畜、電氣等の力に依り運轉の方向を指示するときは自ら輾轉して活動するものをいふ器具、機械の區別は時に困難にして其の孰れに分類して可なりや明ならざるものあり故に豫め一定の區分表を設け置くを便なりとす次に材料、素品なる語は時に材料と素品とに區別せらるゝことあり材料、素品と一括して使用せらるゝことあり試に材料と素品との區別を説かんか材料とは之を使用し又は之に加工して或る物品を生産し得る原資をいふ例へば木箱を製造する木材、板、釘等の類是なり素品とは之を組立つれば一定の生産品を得る物品をいふ例へば木箱を組立て得る仕組板の如き是なり材料は材料のみにては其の用を爲さざるも素品は素品其のものを組立て使用し得るものなり然れども此の區別も時に明瞭ならずして材料なりや素品なりや區分し難きことなしとせず是多く材料及素品又は

材料、素品と一括して使用せらるゝ所以なり終りに生産品とは材料、素品に對し器具、機械等を使用し勞費を加へて產出したる物品をいふ之に未製品、半製品、粗製品等の區別あるは説明を要せざる所なるべし

(三) 事務用物品、事業用物品、作業用物品 物品は又觀察點の如何に依り本項の如く類別し得べし事務用物品とは各廳に於て平常執務の際使用する備品、消耗品の類をいふものにして事業用物品とは例へば鐵道の建設、改良工事、府縣の災害土木費工事、各廳の建築工事等土木建築に使用する器具、機械、材料、素品等の類をいふ又作業用物品とは政府の經營に係る作業例へば砲兵工廠、專賣局、印刷局、製鐵所、製材所等に於て作業上使用する器具、機械、材料、素品の類をいふ此の如く區分すと雖事業及作業なる語に絶對的區別存在するものに非ず唯便宜上此の如く類別するものとす現に大正三年一月勅令第三號には作業上要する器具、機械、材料、素品云々とありしを廢止し大正十一年三月藏第三〇〇三號を以て事業用の器具、機械、材料、素品云々と改めたるも右作業と事業とは何等區別の存するものなく全然異語同義なるに徴し明なるべし

(四) 用品・不用物品・雜品 用品とは備品、消耗品等にして現に使用に供せられ若は使用するの目的を以て貯藏せらるゝ物品をいふ之に反し不用品とは現に使用せず將來と雖使用の目的無くして賣拂處分を爲すか若は廢棄燒却すべき物品をいふ又雜品とは名稱を付するに困難にして孰れの類別にも入れ難き物品をいふなり

以上の外倉庫に貯藏しある物品を在庫品と稱し他より委託を受け保管せる物品を受託品又は保管物といひ押收品其の他領置したる物品を領置物といふが如き又陸海軍には出師準備品、通常兵備品の區別あり司法省所管監獄に在りては廳用品、獄用品、作業用品の區別を爲せるが如き種々なる名稱區別ありと雖概ね通常の用語にして特に説明を爲さざるも明なるが故に之を略すべし要するに物品を分類するは之に依りて記帳又は藏置場所を分ち其の取扱を異にし整理整頓を圖るの手段と爲すに過ぎざれば之が目的を達するに適當なる分類方法を用ふるは當局者の當に務むべき所なるべし

一二九 物品の稱呼單位並價格 物品の種類は千差萬別にして其の稱呼多く

物品の稱呼

之に通曉するのみにても當該官吏の勞苦甚だ少なからざるものあり然れども善く之を記憶し進みて其の品質、構造、用途等の概略をも知るに努めざれば會計事務の效果をして間然する所無からしむること能はざるべし物品會計の任に當る者往々之に對する注意散漫に流れ構造、用途等を知らざるは姑く恕すべしとするも稱呼をすら辨せず同一物品に對し二様の名稱を付して取扱ひ又は異種類の物品なるに拘はらず同一稱呼の下に混同して記帳整理せるが如きことなしとせず慎まざるべからず孰れの文書帳簿に在りても物品の稱呼は一定せしめ置かざれば之が整理上若は検査上不都合を來すべし外國品等にして適當の譯語無きものは原名の儘取扱ふも固より可なるべく又單位の如きも物品に依り種々異なるが故に豫め物品の整理區分表を設け之に品名、單位の稱呼及構造、用途に關する解説等を掲げ一目瞭然たらしめ置かば便宜多かるべし彼の物品購入の際に於ける單位と物品出納簿に記帳せる單位と其の稱呼を異にし例へば彼に在りては斤を以てし此に在りては貫を以てするが如き又は貫を以て買入れ俵を以て記帳するが如きは手續上の連絡宜しきを得たるものと謂ふこ

物品の單位

とを得ず調査對照に不便にして錯誤を來し易きが故に之を避けざるべからず又同一稱呼の單位にして其の内容區々に涉れるもの、如きは必ず之を明確ならしめ置かざれば後日徒らに紛擾を來すことあり例へば等しく一俵といふも何斗入、何貫入等の區別存し又等しく噸といふも英噸、佛噸、米噸等夫々其の貫數を異にするもの、如きは之を明にして疑惑を未發に防ぐの必要あるべし

次に物品の價格を明瞭にするは金錢會計と物品會計との連絡を圖るに必要なのみならず單に物品會計よりいふも物品の保管上將た使用上必要なるが故に當局者は之を記憶し且帳簿に明記し置かざるべからず即ち購入物品に在りては其の代價を寄贈物品に在りては其の評定價格を又保管轉換品に在りては其の轉換先より通知を受けたる價格を記帳する等相當整理の方法を講ぜざるべからず但し普通應用品の如きは繁文省略の爲帳簿上價格の記入を略するも可なるべし

物品にして品種名を異にし又は品質に差等あるものは之を記載して明瞭ならしめざるべからず例へば等しく顯微鏡といふもツアイス、ライツ等の種別存し

物品の價格

品種品質

等しく石炭といふも豊國、鯉田、芳ノ谷、新入、山野、茨城、鹿町、開平、本溪湖等其の種類頗る多く又等しく何々炭といふも塊炭、切込炭、粉炭、亞炭等品質異なるもの多きが故に必ず其の如何なる種類、品質の物品なるかを明示せざるべからず然らざれば價格不同の物品を混淆して取扱ふこと、爲り整理上將た検査上甚しき不都合を醸すに至るべし

一三二 物品會計の年度及年度所屬 物品會計に在りては金錢會計の如く豫算決算無し随つて所謂豫算年度なるもの無しと雖物品の受入、拂出及殘高の計算を明瞭ならしめ且金錢會計に於ける物品の購入又は賣却に依りて生ずる收支と相對應せしめむが爲には一定の期間を區切るの必要あり是物品會計規則に於て年度の規定を設けたる所以にして物品の會計は總て年度を以て區別し毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間を以て一年度とせり(物會二)即ち物品會計の年度も金錢會計に關し會計法第一條に規定せる所と何等異なることなし此の如く年度を一定せるが故に甲の年度に於て受入れ又は拂出したる物品は甲年度の所屬として記帳整理するを要し決して之を乙年度又は丙年度

物品會計年度

等他年度の所屬とすることを許さず所謂會計年度の獨立は物品會計に於ても亦確守すべきものとす随つて年度所屬を區分する一定の標準を要す是物品の會計は現に其の出納を執行したる日を以て年度の所屬を區分すべしと規定せる所以なり(物會三)爰に注意すべきは金錢會計の場合と異り物品會計に在りては年度經過後の整理期間無く全く現實主義に依れることは是なり例へば大正十一年三月三十一日に某物品を購入し同日該物品を受入れたりとせよ金錢會計に在りては右の代金に對し四月三十日迄は當該年度所屬の小切手を振出し得べく即ち一定の整理期間なるもの存すと雖物品會計に在りては別にかゝる期間の規定無く随つて如何なる時期に於ても必ず現に出納したる年度に於て記帳整理するを要するものとす斯く整理期間を置かざる所以は物品出納の整理は金錢の出納に於けるが如く複雑なるものに非ず單に物品出納簿に依り記帳整理するのみにして物品出納命令の系統に於ては之を記帳することなく従つて金錢會計の如く命令出納兩系統に於ける記載を爲し之をして彼此相符合せしむる等の必要存せざればなり

物品會計
には整理
期間なし

右の如く物品會計に在りては整理期間無きが故に出納の記帳上誤謬脱漏二重記載等あることを發見したるときは常に當該年度所屬として是正するを要し随つて會計検査院へ證明すべき計算書又は證憑書に對して訂正申報を爲さざるべからざるの事實發生すべし故に之を避くる様豫め特に注意せむことを要す

物品會計
の機關

一三一 物品會計の機關 物品會計を掌る機關を分ちて物品出納命令官及物品會計官吏とす即ち一は命令系統に一は執行系統に屬する機關にして恰も金錢會計に支出官及出納官吏を置くに相等し而して物品會計官吏も亦出納官吏の一に屬し物品の保管出納を司り(物會四)物品出納命令官は物品會計官吏に對して物品の保管出納を命令するものとす又物品會計官吏の外に物品取扱主任若は物品監守者等を置き物品の保管出納に關する事務を取扱はしむることあり尙物品會計官吏のみにて其の事務を辨するに困難なる場合には物品の類別名又は擔任の場所を指定して分任物品會計官吏を置くことあり實際の例に就きて言はむか專賣局に於ける物品の出納は專賣局長官又は地方專賣局長之を

命令するものにして所謂命令官となり専賣局及地方専賣局には主任物品會計官吏各一名を置き必要に應じ分任物品會計官吏を設け尙常時使用すべき物品に付ては其の類別、品名又は擔任の場所を指定し物品取扱主任を置きて之を取扱はしめ物品保管の責に任せしむるが如き是なり

爰に問題と爲るは物品出納命令官の職務は物品會計官吏の職務と相兼ねることを得るや否やの點なり會計法第三十八條に曰く小切手振出の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得ずと是所謂會計上の分權主義にして命令系統の事務と執行系統の事務とを別人にて取扱ふこととし兩系統の機關をして互に相牽制せしめ其の權力を濫用せざらしむるの趣旨に出でたるものなり(第一六三項参照)然るに物品會計に在りては此の禁止條文存せざるが故に同一人にて物品出納の命令を爲し且出納の實行を爲すも可なりや否や明治二十一年五月大藏省より上奏したる會計法案第三十七條の説明に徴すれば本條に物品の出入を掌る所の官吏の職務を兼行することを禁ぜざるものは物品會計のことたる現金の會計とは大いに事情を異にする所あり現金會計の規則と全く同一に

兩機關の
關係

爲すべからざるものあればなりとありて明に命令執行兩者の兼掌を許したり然れども凡そ權力の集る所即ち私曲の營み易き所と爲るは世の通弊なれば金錢會計に於て分權主義を採るが如く物品會計に於ても亦成るべく兼掌を許さざるを可とすべし陸軍物品會計規程(三五、四陸達)第三條に物品會計官吏は物品出納の命令官を兼ねることを得ずと規定せるは蓋し右の精神に出でたるものなるべし之に反し内務省に於ては其の物品取扱規程(三三〇、内務省)第八條に部局長は該廳必需の物品中常時出納に係るものは其の種類を規定し置き物品會計官吏をして直ちに出納せしむることを得とありしを大正元年八月削除し其の第三條に改正を加へ物品の出納は物品會計官吏をして之を行はしむと規定し命令出納共に物品會計官吏の手に一任せり

第二節 物品の保管

保管の責
任者

一三二 保管の意義及保管方法 總べて物品は責任ある官吏の保管に付せざるべからず官吏たるを要するが故に囑託員、雇員、巡視、小使等の保管に付するは

違法なり必ず判任官以上の者を以て物品會計官吏と爲し該官吏をして會計上の責任を負ひて保管せしむるを要す既往の實例に徴すれば雇員を以て保管の任に當らしめたること無きに非ざるも是戰時非常の際なりしが爲事情已むを得ざるに出でたるものとして黙過したるに止れり

保管とは保護管理の意にして物品を其の種類、性質、形状、數量、用方等に從ひ適宜に保護管理し其の有用價值をして消滅若は減少せざらしむるをいふ物品は物品會計官吏之を保管すること前述の如くなるが故に必要以外の物品を取扱主任に交付するが如きは固より違法の措置たるを免れず然るに往々購入せる物品を全部直ちに取扱主任に交付し物品會計規則上保管の責に任すべき物品會計官吏は聊かも保管せず卻つて責任無き取扱主任が多數の物品を保管せるが如き事例を見ること往々にして之あり法規の趣旨に反し本末を顛倒せるものと謂ふべし又物品取扱主任は事務の繁劇なる場合に便宜之を設くべきものにして必ずしも之を置くを要するものに非ず物品會計官吏を置き尙手不足なる場合には分任物品會計官吏を設くれば可なるに拘はらず特に物品取扱主任を

保管の意

保管方法及
保管上の
注意

置き又は物品會計官吏が殊更物品取扱主任を兼掌するが如きは蛇足の措置と謂はざるべからず

物品保管の方法及保管上の注意枚舉に遑あらず今爰に其の概要を示して参考に資せむとす

(一) 倉庫整理 物品の保管上第一に述べべきは倉庫整理の方法なりとす蓋し保管物品は倉庫に藏置せらるゝものにして之が出納又は検査を爲さむと欲せば現物に就きて調査を爲さざるべからず然るに此等藏置場所に於ける物品の整理亂雜なるか若は其の宜しきを得ずして現品の檢索に手数を要するが如きことあらむか事務の進捗を妨ぐることを夥しきものあればなり故に(1)先づ物品を類別して藏置場所を區劃し何物品は何れに在りやを知らしめむが爲倉庫の外部に倉庫名を内部には類別品目を標示し(2)其傍に掛札、品名、標示札の類を置きて物品の品目、單位の稱呼、年月日、受入數量、拂出數量、現在數量等を表記し(3)同一種類にして多數存在する物品の類には番號を附して現品と帳簿との對照を便にし(4)物品使用の緩急を圖りて其の藏置場所に適當の掛

酌を加へ通風換氣を善くし蟲害、鼠害、微菌の害等に對する豫防の手配を爲し(5)擔當者の氏名を表示して責任を自覺せしむる等種々の注意を拂ふの必要あり如何に物品出納簿受拂簿其の他帳簿文書を整理し記載明確にして要を得るも若し現品の保管上に缺點あらむか物品會計官吏たる職務の大半は等閑に付せられたるものと謂はざるを得ず現品の保管整理に缺くる所なく之が帳簿文書との對照に於ても何等批難すべき事項無きに非ざれば完璧なる保管と謂ふを得ざるなり

(二) 物品の倉庫内に於ける閑眠 多數の物品をして永く倉庫内に閑眠せしむるが如きは保管上にも困難なるべく且經濟上不利益なる場合多きが故に保管者は常に此の點に注意し成るべく物品を閑眠せしめざる様適度に受入れ保管するを要す殊に不用物品の如き又は毀損物品の如きを長く倉庫に保管し賣拂又は修理の時期を誤るが如きは深く注意せざるべからず徒らに不用物品を堆積せしむるときは之が整理に手数を要し隨て使用すべき物品の保管をして缺點あらしむるの結果を生ずべく又毀損物品を修理せずして永く放置

すれば爲に代品を購入せざるべからずして不經濟に流るべし故に適當の時期を選択し不用の物品を一括して賣却し又は毀損物品の修理を爲し若は棄却する等適當の法を講じ其の他有用の物品と雖必要の限度に於て之を保管し所謂物品の閑眠を避けざるべからず然れども時に經濟上若は其の他の原因に依り物品を一時に受入れ保管し置くの必要なことあり例へば物品の價格比較的低廉なりと認めらるゝ時期に於て一時入用の數量よりも多額の數量を買入れたる場合に之を倉庫内に貯藏し置くが如き又は買入の時期を逸すれば容易に求むべからざるが爲一時に之を買求め保管し置くが如きも必要有利のことに屬し之を以て物品の閑眠なりと稱すること能はざるは固よりなれば此等の點に付相當注意せむことを要す

(三) 物品の集中 物品を倉庫に閑眠せしむることの可ならざるは前に述ぶるが如し然れども之と反對に物品を多く各所に散在せしめて必要以上の數量を供用又は専用せしめ置ても保管上避くべき一事項なりとす供用物品にして供用せしめ置くの必要無しと認むるものあらば責任者より直に之を返納せ

しめ倉庫に格納し置くべく専用品も必要に應じて拂出し其の必要止みたりと認めたるときは遅滞無く返還を請求して之を倉庫に格納し成るべく物品を集中し置くの方針を採るは保管上將た物品經濟上注意を要する所なるべし消耗品に在りても手数の繁閑を斟酌し一定の期日を設け必要の限度に於て拂出し其の以外は倉庫内に集中し置くを要す既に述べたるが如く物品會計官吏が保管上の責任又は手数を避けて多數の物品を受入直に拂出すが如き然らざるも必要以外の物品を一時に多く拂出し何等顧る所無きが如きは所謂倉庫内物品集中の主義に反するのみならず物品會計官吏を設置したるの趣旨に悖るものなれば深く慎まざるべからず

屢問題と爲るは各廳に於て購入せる石炭、コークス類の藏置場所是なり物品會計官吏に於て受入れたる石炭、コークスを全部直に物品取扱主任若は直接使用者に向ひ拂出すが如きこと往々にして之あり其の原因如何を尋ぬるに多くは藏置場所に乏しく縦合受入れたる物品に付必要に應じ一部分づゝを拂出すことゝ爲すも單に帳簿上の整理に止り實際に於ては現品の區分困難

にして彼此相混じ強ひて區分せむと欲せば却つて煩雜を來し甚しく手数を要するが故に寧ろ直に全部の拂出を爲すものなりと答ふるを常とす是誠に已むを得ざるに出でたるの措置なるべしと雖物品會計の整理上最望まじきは成るべく藏置場所に餘裕存し物品會計官吏に於て初め受入の際適當に數量を區分し置き爾後一部分づゝ必要に應じて之を拂出す様取扱ふこと是なり然らざれば物品會計官吏として保管の責に任じたりと謂ふこと能はず所謂總べて物品は責任ある官吏の保管に付すべしとの原則に違反するに至るべし

(四) 倉庫の位置 幾棟も倉庫を有する場合に在りては之が位置は又大いに注意するを要す即ち往復頻繁にして常に出納を要するが如き倉庫は成るべく該倉庫擔任者の執務室に近からしめ之に反し常時多くの出納を見ざる物品を藏置する倉庫は比較的手近かならざる場所に定むるが如き事極めて輕微なるが如しと雖執務上の便否事務進行の遲速に影響を及ぼすこと甚しきものなれば之に注意するを要す殊に事業用の材料素品等を格納する倉庫に在り

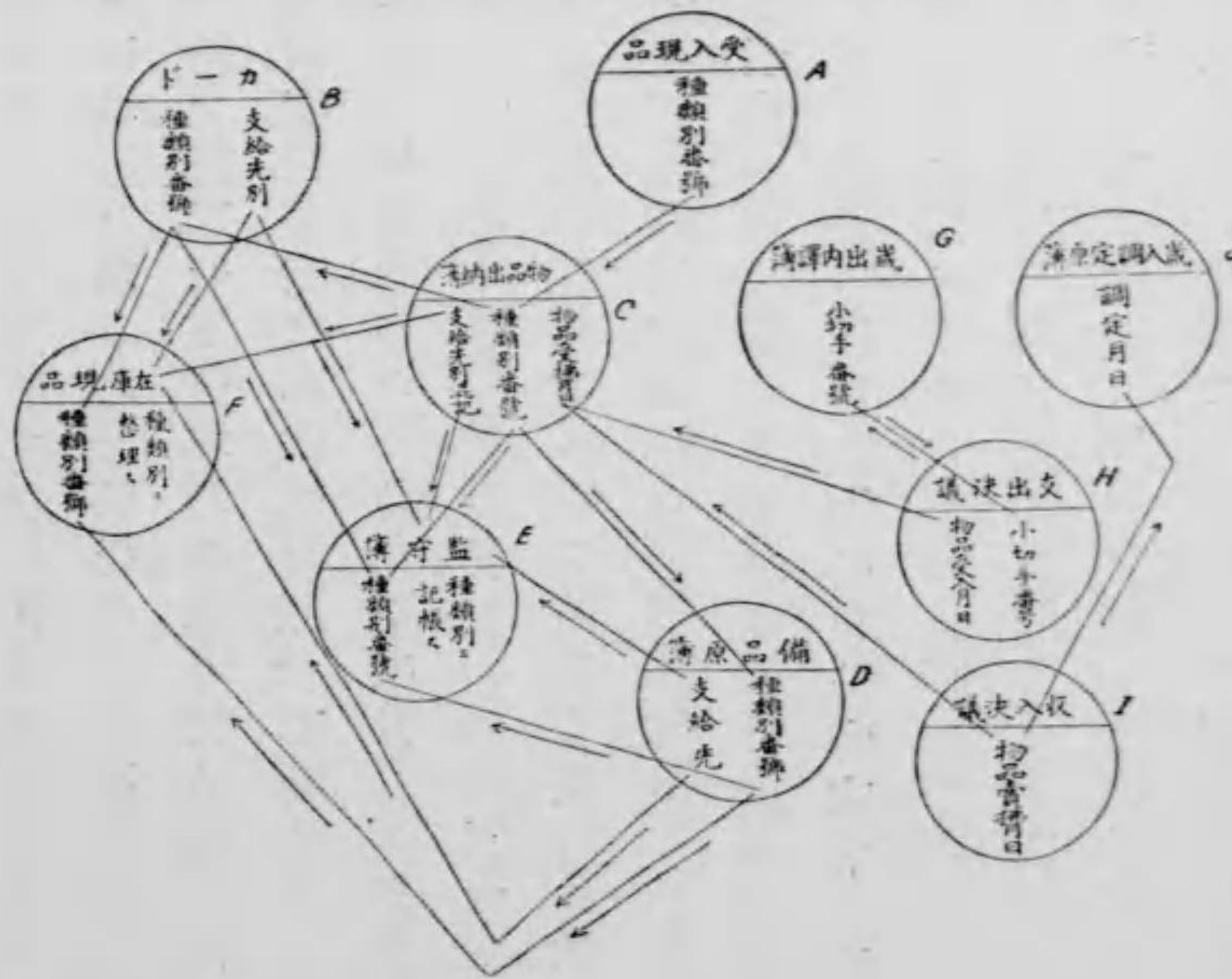
ては一層之に留意すべく又借庫を爲すが如き場合に在りては倉庫の適不適借庫料の高低等固より計算すべきことなりと雖該倉庫需要官署との遠近等其の位置に關しても注意を拂ふべきは言を俟たざる主要の一事項なるべし

(五) 倉庫經濟 倉庫の利用其の宜しきを得ざれば甚しく不經濟を醸すことあり故に物品の種類、品質等に考へ出來得る限り多數を收容し而かも之が整理出納に不便なからしむるは物品の保管上亦注意すべき一事項なりとす然るに往往借庫に付ては右の注意を拂ふも官庫に付ては之を等閑に付すること無しとせず然れども其の官庫たると將た借庫たるとを問はず之が利用に努め成るべく坪敷を少なくして多くの物品を藏置し而かも何等の障害なからしむるは倉庫經濟上留意すべき所にして物品保管の方面より觀るも之を以て成績良好なるものと謂はざるべからず

(六) 藏置場所 倉庫以外に於ても少しく注意を拂へば物品の藏置に恰好なる場所を選定し得ること少なしとせず事務室の一隅に掛棚を設くるも尙官報法令全書又は其の他の器具を藏置し得べく之が爲特に倉庫の設備を要せざる

が如き一例なりとす故に比較的重要ならざる物品の如きは倉庫以外に適宜藏置場所を求め之を保管するを要す此の場合に在りても一目して如何なる物品を藏置せりや容易に確め得る様帳簿と實物との聯絡を圖るべきは固より尙藏置場所に相當之を標示し置くこと倉庫の整理と同様に爲すを要す其他戸棚、函等の中に物品を藏置して保管する場合に在りても何處の戸棚中には如何なる物品を保管しあるか又如何なる函中には何々物品を藏置せるかを何人にも明瞭ならしめ置く様常に注意せむことを要す往々雇員、給仕、小使等其の直接取扱へる者には物品の所在極めて明瞭にして之を検索することと囊中の物を探ぐるが如くなるも該取扱者以外の者には殆ど不明にして甚しきは保管の任ある物品會計官吏すら取扱者の説明を待つに非ざれば保管の狀況を明にすること能はざるが如き措置を執れること罕なりとせず此の如きは物品の保管上嚴に避くべきことと謂はざるべからず戸棚、函等にも番號若は他に相當の符號を附し之を帳簿に記入し置き帳簿を一見すれば何等の説明を要すること無くして該帳簿記載の物品が何れに存在せりやを知り

備出品納用順序圖解



説明

- 一 現品ヲ受入レタルトキハAニ示スガ如ク之ニ種類番號ヲ附スベシ例ヘバ第何類第何號ト云フ小サキ紙札、木札、算盤札等ヲ現品ニ釘附ケスルカ又ハ糊ニテ貼附スベク物品ニ依リテハ朱漆、墨等ニテ書附クベシ番號ヲ附シテ整理スル程ノ價值無キ物品ハ固ヨリ之ニ及バズ又番號ヲ附シ能ハザル物品ニシテ製造番號等彫刻シアルモノハ該番號ニテ整理スルヲ要ス
- 二 Bノカードハ帳簿ト爲スモ可ナリ何レニシテモ之ヲ以テ物品ノ授受ヲ證スル文書ト爲スベク即チカードニ在リテハ裏面ニ帳簿ニ在リテハ相當欄ニ授受ノ蹟ヲ明ナラシムルヲ要ス而シテ本カードハ支給先別ニ整理スルモノニシテ人別簿ナリ之ニ相對スルモノハDノ備品原簿ナリコハ物品ノ種類別ニ隨ヒ整理スルモノニシテ物別簿ナリCノ物品出納簿ハ種類別支給先別ヲ示スモノニシテ混記セルガ故ニDトBトニテ之ヲ仕譯スルモノトス
- 三 Eノ監守簿ハBト同様ノモノナリ然レ共Bハ物品會計官吏ノ手許ニ備ヘ在庫現品ヲモ記入スルニEハ物品監守者ニ於テ之ヲ調製シ在庫現品ヲ記載セザルモノトス
- 四 G H C間J I C間ハ受拂月日、調定月日、小切手番號等ニテ聯絡ヲ採ルコト圖ノ如ク爲スベシ
- 五 本圖ハ備品整理ノ理想的方法ヲ示シタルモノナレバ看者之ニ就キ工夫シテ實地ニ應用セムコトヲ要ス

得べく又現品を一見せば直に其の記載は何れの帳簿に爲されたりや問ふを待たずして明白ならしむる様取扱ふこと肝要なりとす要するに縦令取扱者の立會を求めざるも帳簿を開けば物品保管の状況掌を指すが如く明にして帳簿は常に事實の反射影ならむことを欲するなり(備品出納供用順序圖解参照)

(七) 亡失毀損 保管物品の亡失毀損に對し保管者に過失ある場合は之が辨償の責に任せざるべからず辨償責任の有無は姑く別問題とするも物品の亡失毀損は國家に對する不利益なれば縦令僅の價格に過ぎざるものと雖固より之を避くるに努めざるべからず況むや高價又は貴重の物品なるに於てをや亡失毀損は或は横領、騙取、竊盜、破棄等入爲的原因に出づることあり或は火災、水難、風害、地震、雨漏、雪崩等自然的原因に出づることあり其の他蟲害、鼠害、黴菌の害等に因ることあり其の原因の何たるを問はず物品の亡失は固より腐朽、變質、減量等何れも避くるを要すべき事項たるが故に成るべく之を未然に察知し適當なる保管方法を講ぜざるべからず盜難に罹り易き物品、變質し易き

物品濕氣又は火氣を吸引し易き物品等に對しては其の種別、品質に應じ夫れ夫れ保護の方法を講ずべく鎮火準備の爲には貯水池を設け又は消火器、消火ポンプを備ふべく非常に際し持退くべき物品の藏置しある戸棚、函等に對しては特に之を見易く標示し何人にも之を知らしめ置くの必要あるのみならず其の搬出容易にして散逸の虞無き様處理し置くべく此等は何れも物品の保管上注意を拂ふべき緊要の事項なりとす世間往々自己所有の物品に對しては甚深の注意を拂ふに拘はらず官有物品に對しては知らず識らず等閑に付すること尠しとせず戒むべきこと、謂ふべし

(八) 貴重品其の他特殊の物品 貴重品其の他特殊の物品に對しては又特別の注意を拂はざるべからず例へばラヂウム、チタニウム、ウラニウム、白金皿、白金坩堝又は金の如き極めて高價なる品物、古器物、古書畫等容易に求め得べからざる物品、小切手帳、官印、極印等盗用せらるゝときは禍害を生じ易き物品、火藥、劇藥等特別の取扱を要する物品其の他特殊の物品に對しては之が保管方法も亦普通の物品と大いに趣を異にして或は之を金庫に藏置し然らざるも鎖鑰

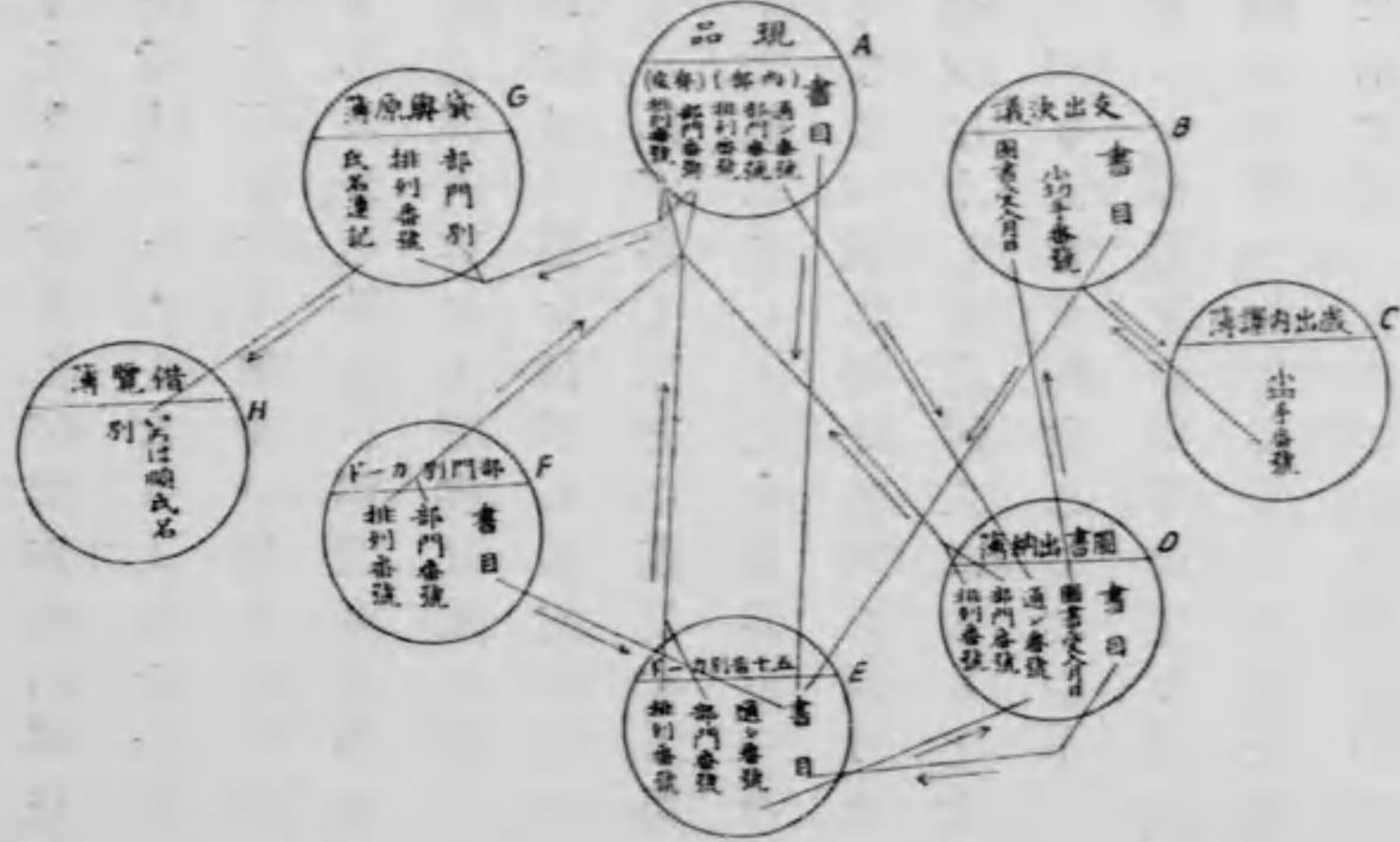
嚴重なる堅牢の容器又は戸棚の中に藏置し之が亡失を防ぎ其の取扱を鄭重にして毀損を避くるが如き相當の注意を拂はざるべからず又鍵、若は螺旋等の如き兩々又は二、三の物相集りて其の用を爲すが如き物品に在りては成るべく之を同一箇所に藏置保管し其の一を紛失したるが爲爾餘の物品をして其の用に堪へざらしむるが如き愚を演ずること無く又錆止めを施し置かざれば速に酸化して損耗し易き物品の如きに對しては是亦相當保管の方法を講ずべく此等は何れも注意を要する所なり

(九) 圖書標本類 圖書は多くは其の出納頻繁にして且種類冊數多く之が整理を等閑に付すれば忽ち紛失を來し若は藏置場所不明となり一たび不整理に陥れば容易に改善するに能はざるに至るものなり故に必ず先づ之を分類し各書籍に通し番號、部門番號及圖書排列番號を附して之を圖書原簿に記載し別に五十音別カード又は帳簿及部門別カード又は帳簿を備へ之に前記の番號を記入し彼此檢索對照の便に供し尙貸借に關する補助帳簿を設け其の在庫せりや否やを知るに便にし且現品の在庫せざる場合には之を表示するが爲

書名を記したる書籍札を現品の存在せし場所に立て置き一見之を明瞭ならしむる等の注意を要す又圖書原簿、圖書購入支出の決議書類等相關聯せるものは書名、部数、冊数等總べて彼此記載の相符合せむことを要す已むを得ず不一致の記載を爲さざるべからざるが如き場合には之が理由を相當の箇所に附記して明瞭ならしむべし物品會計官吏と圖書主任と其の人を異にするが爲物品出納簿、圖書原簿との記載が兩者其の趣を異にして會計上の検査に困難を観ること少なからざる場合往々にして之あり注意せざるべからず成るべく圖書主任を分任物品會計官吏と爲し圖書原簿を以て直に物品出納簿に充當せしむるを可とす右の外洋書にして譯名を二、三にし剩へ番號等の相符合も附せざるが爲帳簿面の書籍は果して實物の何れに該當せりや明瞭を缺くことあり圖書として保管するの價值殆ど存せざるが如き廣告目録の類迄永く且多數に保存し之が爲卻つて混雜を生じ取扱の便を缺くことあり或は全然保管の必要なきに至りたる圖書若は同一種類の圖書多數に存在して其の全部を保存するの要無きに至りたるに拘はらず何等整理處分の途を講ぜ

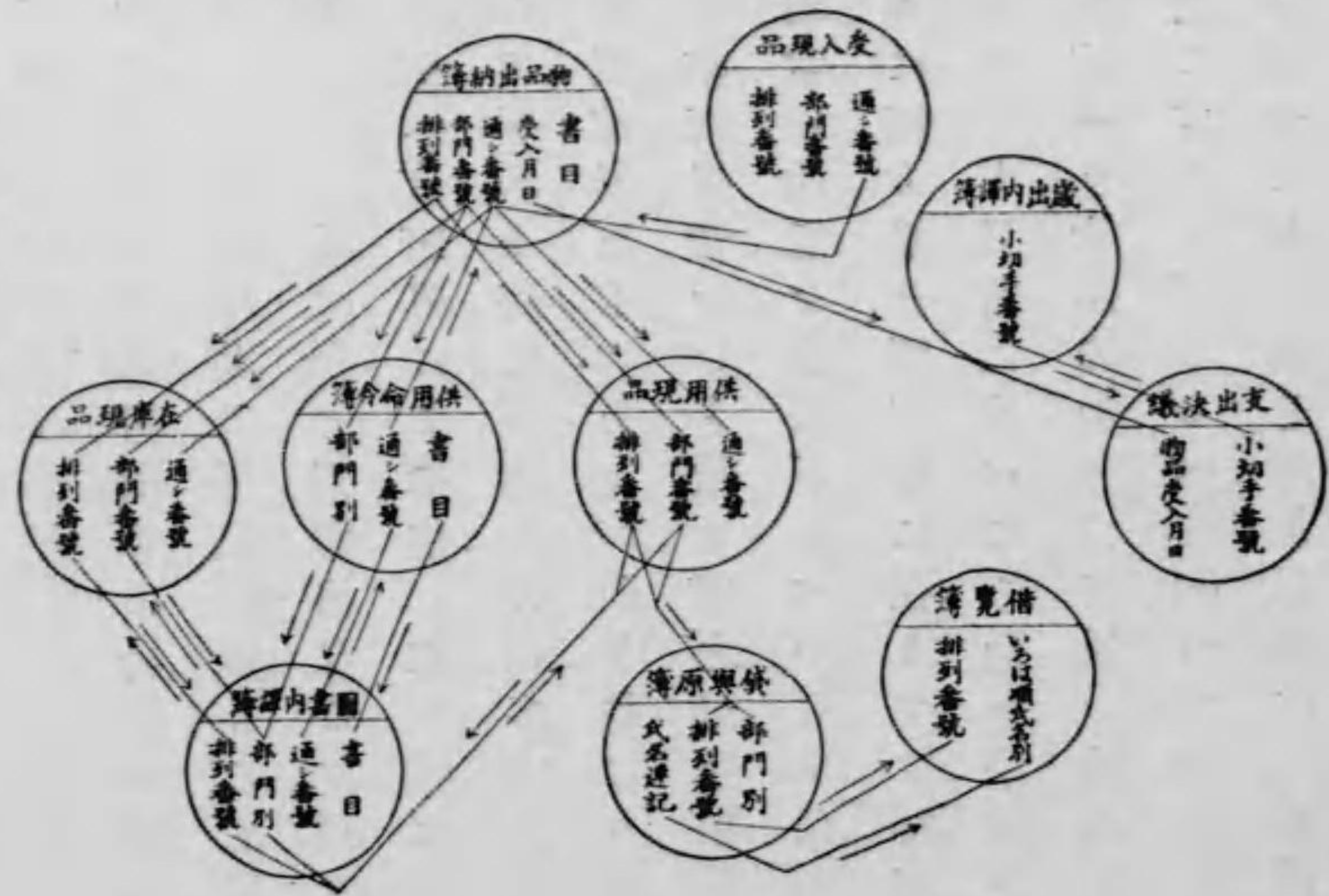
ず之を保管するが爲無用の經費と手数とを要することあり何れも相當注意を爲すべきことなりとす之を要する圖書原簿、五十音別カードは何れも圖書を索引すべき辭書目録となり倉庫其の他の藏置場所は辭書目録の内容と爲り其の分類排列が部門別且番號別と爲り目録たる原簿又はカードを一覽せば之が内容たる圖書は直に索め得べき様整理するを要す殊に索引番號に依れば殆ど他を顧ざるも直に出納を爲し得る様保管方法を講ずるの要あり何となれば多く圖書を藏置する場合には洋書あり和書あり漢書あり其の種類千差萬別にして之が書名を一々記憶するが如きは専門家と雖困難なるを常とするが故に番號整理を圖り之に依りて自由に索引出納し得る様取扱ふは勞少なくして且何人にも之を爲し得るの便あればなり圖書に關し尙留意すべきは時々點検して其の存否を確め又相當の時期に曝書し若は常時ナフタリン、樟腦等の藥品を用ひ蟲害、鼠害等を防ぐべきこと是なり大學、直轄學校、圖書館等の如き多くの圖書を所有する箇所に在りては普通の官廳と異り特に右に述べたるが如き注意を要するは今更喋々を要せざる所なるべし圖書

(一ノ其) 解圖序順用供納出書圖



一 上圖ハ圖書主任ガ分任物品會計官吏タルトキノ取扱方ヲ示スベシナリ
 二 全部ノ圖書ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ
 三 圖書ノ貸出借入ハ圖書主任ノ許可ヲ得テ行ハルベシ
 四 圖書ノ品現簿貸出簿借入簿ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ
 五 圖書ノ品現簿貸出簿借入簿ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ
 六 圖書ノ品現簿貸出簿借入簿ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ
 七 圖書ノ品現簿貸出簿借入簿ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ
 八 圖書ノ品現簿貸出簿借入簿ハ圖書主任ノ監督下ニテ保管スルベシ

(二ノ其) 解圖序順用供納出書圖



一 本圖ハ物品會計官吏ガ圖書ノ大部分ヲ圖書取扱主任ニ交付シテ供用セシメ一部分ヲ在庫現品トシテ保管スル場合ノ圖解ナリ
 二 物品出納簿ハ受入ノ順ニ記載スルモノナルガ故ニ圖書内譯簿ヲ設ケ部門別トシ何部門ニ屬スル何々ノ圖書幾許アリヤチ明瞭ニスルモノトス
 三 圖書取扱主任ヨリ個人ニ貸出ス場合ニハ貸與原簿及借覽簿ヲ以テス
 四 現品ノ檢査ハ圖書内譯簿ニ依リ供用現品ト在庫現品トニ就キテ之ヲ行フモノトス
 五 貸與原簿ガ書籍本位ト爲リ借覽簿ガ借覽人本位ノ帳簿ト爲レルコト其ノ他總ベテ圖解其ノ一ヨリ推シテ考フベシ

出納供用順序圖解參照

次に學校、醫院、講習所等に於ける標本類も之が整理甚だ困難なるものゝ一なりとす。標本は其の種類の多きこと圖書に遜らず其の價格甚だしく高きあり低きあり或は殆ど無價格なるも標本としては保存するの必要存するものあり例へば野外にて採集し來り標本と爲したる搾葉、貝殻、炭塊、土石、瓦片の類にして學術上將た研究上には多大の價值あるも會計上の物品として殆ど何等の價值無きものあるが如きは是なり此等多種多様に涉れる標本類を物品として整理保管せむと欲せば之が分類方法、藏置場所、臺帳の記載方等圖書に準じ相當の注意を拂はざるべからず殊に價值貴きか腐朽變質し易きか其の他損害に罹り易き標本等に在りては特別の注意を以て之を保管せざるべからず然れども又前に述べたる如き學術上又は研究上價值あるも會計上殆ど何等の價值無き物品の如きは普通の物品と之を區別して會計帳簿上の整理手續を簡にするも可なるべし例へば野外にて採集し來りたる鑽石、炭塊の如き之を分割せば其の數を増加し得べく教授、講習等に當り間々隨意に分割するが如

きものあり此の種に屬するものを一々物品として整理せざるべからずと爲すは寧ろ杓子定規と謂ふべし故に會計事務執行上物品として整理するの必要を認めざるものは物品出納簿其の他會計系統上の帳簿に於ては何れ何種幾許と一括記載して整理するも差支無かるべし否事務簡捷上寧ろ執るべき方法なりと信す但し別に物品目録を作成して如何なる種類の物品が保管せられたりやを知り得る様に爲し置くは教授用、講習用として必要なる場合あるべし

標本類も亦アルコール、樟腦、ナフタリン等相當の藥品を用ひ保存を圖るの必要あるは言を待たざる所なり毀損して用を爲さざるもの若は其の他の原因に依り不用に歸したる標本は速に之が處分を爲さむことを要す蓋し不用の物品を蓄ふるは有用の物品に對する注意を等閑ならしむるの端となり無益の勞費を要するものなるが故に速に之が整理を爲し有用なるものゝみ保管する様注意すべきものとす

(一〇) 清潔、整頓及點檢 倉庫内又は貯藏場所の清潔を圖り且整頓に注意するは

擔任者の常に怠るべからざる所なり物品藏置の状況を觀察するに往々亂雜に流れ各所に散在し塵埃堆積し之が調査に頗る手数を要するが如きこと無しとせず是擔任者の誠實勤勉を缺き清潔整頓に意を用ひざるの結果にして一見其の不整理なるを知るに足る倉庫内の整頓の如き物品會計官吏は單に其の補助者たる雇員又は小使等の爲すが儘に放任すること無く常に之を指揮監督して清潔整頓に努めざるべからず又時々點檢を怠ること無くして現品の存否を確かめ亡失毀損を未然に防ぐの覺悟無かるべからず物品の如き種類數量の多きものに對しては極めて氣帳面に且俗にいふ「まめに働きて些かも懈怠無く序を逐ひ順を踐みて整理し行かざれば往々不知不識の間に不整頓と爲り之が拾收頗る困難なるに至るを常とす彼の仕事を追ふべし仕事に追はるべからずとの確言は倉庫内の清潔整頓を圖り物品の整理を爲すに對して最も喫緊の戒なりと謂ふべく宜しく服膺すべき所なり

一三三 保管轉換 甲官吏に於て保管せし物品を乙官吏の保管に移すを保管轉換といふ例へば特許局物品會計官吏に於て保管せし某機械の不用に歸した

保管轉換
の意義

保管轉換
を許す範
圍

る場合に之を農商務本省に於ける物品會計官吏の保管に移し現品を遞送交付するが如きをいふなり

一般會計所屬官廳より一般會計所屬官廳へ又特別會計所屬官廳より特別會計所屬官廳へ保管轉換するは普通の例なり然れども會計の種類を異にする官廳間の保管轉換は之を許すや否や聊か疑問を生ずべし實例は之をも支障無きものとし例へば一般會計所屬官廳なる農商務省所管製材所の「ボイラー」を特別會計所屬官廳なる臺灣阿里山作業所へ保管轉換し又は特別會計所屬官廳なる製鐵所に於て不用に歸したる「アンモニヤ」製造機械を一般會計所屬官廳なる農商務本省へ保管轉換を爲し之を以て産業獎勵の用途に供したるが如き事實あり此の如く會計の種類如何を問はず甲廳に於て不用に歸したる物品は之を乙廳に保管轉換することを得るものなり然らば官廳より自治團體へ保管轉換するも可なりや曾て某農科大學實驗用馬匹を實驗済の上自治團體たる府縣に於ける種馬として保管轉換を爲すも可なりや否や疑義を生じたることあり一般會計と特別會計との間に於ては會計の種類を異にするも會計の主體は國にして

同一なるが故に兩者間に於ける保管轉換を許すも右の如き國と自治團體間との轉換は許さざるものと解するの外無し

次に軍隊より委任經理團體へ保管轉換するは適法なりや否や此の場合には軍隊も委任經理團體も共に其の會計の主體は國なるが故に適法なりとす既に無償の保管轉換を許すが故に例へば陸軍省用地の産物を委任經理團體へ有償にて交付するが如き所謂有償保管轉換は何等差支無きものと謂ふべし古筵の有償保管轉換に關し仙臺陸軍兵器支廠より仙臺煙草製造所長に協議ありたるに對し所長は監督官廳に照會し兵器支廠の交渉に應じ可然而して其の整理方は出納簿は陸軍省何兵器支廠へ引繼として拂出し代償金は雜收入雜收の目にて引繼品に對する代償金として納入せしむることに取計ふべき旨の回答を得たる實例あり以て参考に供すべし

一三四 運送中又は生産拂の物品 運送中又は生産の爲の消費に基きて拂出したる物品は物品會計官吏の保管中に在るものなりや否やに付き屢議論を生ずることあり論者曰く總べて物品は責任ある官吏の保管に付せざるべからず

は運送中又は
生産の爲に
物品を消費
するに關し
物品の保管
の責任を
論ずるに
關する二
箇の點に
關する

(物會五)故に苟も物品たる以上は常に物品會計官吏の保管内に在るべきものにして物品を他に運送する場合は該物品が被運送者に到達し領收證書の回送せらるゝに至る迄又生産の爲の消費拂に在りては該生産が完了せられ更に受入れ又は拂出さるゝに至る迄物品會計官吏に於て之を保管するものと謂はざるべからずと之に反對する論者は曰く總べて物品は責任ある官吏の保管に付せざるべからざること固より論を待たず然れども物品會計官吏が物品出納命令に基き物品を運送に付したる場合若は生産の爲の消費拂を爲したる場合の如きは物品會計規則に所謂出納の出に該當し(物會一〇)第二項保管を離れたるものなりと此の如く保管の有無に關し納鑿相容れざる二様の見解あり且實際の取扱も亦區々に涉り例へば運送中に在る物品の如き之を出納簿の現在の部に置くべきか將た拂出の部に置くべきかに關し農商務省所管各廳の如きは先方に到達したることを確めたる上にて始めて拂に立つるの主義を採り鐵道省通信官署の如きは運送と同時に拂に立つるの主義を採れり思ふに若し保管中に在るものとせば出納簿に於ても當然現在の部に存すべく又之が亡失毀損に付

て其の責に任せざるべからざること言を俟たざる所なり之に反し保管を離れたるものときは出納簿に於ても拂に立つべく其の領收證書の回送せらるゝ迄現在の部に置くが如きは理論上何等の價值も存せざるものと謂はざるべからず唯縦令保管を離れ出納簿を拂に立つるも尙物品會計官吏に於て亡失毀損に對し其の責に任せざるべからざる場合あることを忘るべからざるのみ何となれば物品會計官吏は物品の拂出に在りても拂出に際し又は拂出後に用ふべかりし適當の注意を事前に缺きたるの事實あり之が爲に亡失毀損を生ぜしめたりとせば縦令出納簿は拂に立てあるも物品會計官吏本來の職務として其の責任を負ふべきは當然なるが故なり要するに保管の有無は責任問題の前提と爲るも責任問題は常に保管の有無に由りてのみ生ずるものに非すと信ず又保管の有無は常に出納簿を拂に立つべきか現在の部に置くべきかの前提と爲るものにして其の保管を離れたるに拘らず出納簿に於て現在の部に存置するが如きは單に便宜上の問題に過ぎすと謂ふの外なきものなるべし

以上の如く論ずるときは遞送物品に對しては發送と同時に會計法上の責任あり

る保管者なきこととなり生産の爲の消費拂に在りても拂出と同時に物品會計官吏の保管を離るゝこととなりて會計法上の責任を問ひ能はざるが故に一見不都合なるが如き觀無きに非ず然れども是理論上已むを得ざる所にして強ひて會計法上の責任を負せしめむと欲せば別に之が規定を設くるの外無かるべし然れども遞送中の物品に在りては遞送者に於て民事上の責に任すべく生産の爲の消費拂に在りては生産者の責任に於て之を取扱ふものなるが故に強ひて物品會計官吏をして其の責に任せしむべき絶對の理由なきものと認む若し其の必要ありとせば生産の爲の消費拂の如き生産者の官吏なる場合には之を分任物品會計官吏と爲し置かば可なるべし總べて物品は責任ある官吏の保管に付すべしといふも畢竟受入れたる物品に對してはといふ前提を置きて考ふべきことにして事實拂出したるものを強ひて保管中に在る物品と同一の取扱を爲さしめむとするは無理なる註文と謂ふべし

一三五 保管の違無き物品 總べて受入れたる物品は責任ある官吏の保管に付すべきは前項に於ても反覆之を述べたる所なり然るに受入れ直に消費する

受入手續
を省略し
得る物品

物品の如きは保管の違を存せざるが故に便宜上物品會計官吏に於て受入れず随つて物品出納簿にも之が登記を省略するを常とす即ち總べて受入物品は物品出納簿に受入の手續を爲すべきを原則とすと雖購入後直に其の用途に充つるが如き物品にして物品會計官吏が現實物品の取扱を爲さず或は遠隔せる使用地に於て購入し現實物品の取扱を爲すこと能はず又縦令取扱を爲すも保管後直に拂出を要し殆ど保管の違を存せざるものゝ如きは事務簡捷の上よりいふも事實の上より論ずるも物品出納簿に受入及記帳の手續を省略せしむるを可とす然れども徒らに之が範圍を擴張し物品會計官吏が其の保管上の責任を回避するの手段に供するが如きことあらむか物品は責任ある官吏の保管に付すべしといふ根本の原則を破壊するに至るが故に如何なる場合、如何なる種類の物品に付ては受入記帳の手續を省略すも可なりや豫め一定の標準を示し置かむことを要す又縦令右の如く省略の手段を採るも物品購入の決議書類等に購入直に消費するが故に物品出納簿に登載を略す等捺印又は記入して明瞭ならしめ置くことを要す

直にの意

爰に直にといふは物品購入後消費迄幾許の時間を指すものなりやの疑問を生ずべし余は之を解して直にといふは必ずしも瞬時の違無きが如き場合のみを指すものに非ずさりとて幾日又は幾時迄は可なりといふが如き限度の確然たるものに非ず要するに物品會計官吏に保管上の責任を負担せしむることが實際の事情に適應せずと認定せせらるゝ程度の時間を指すものなりとす尙右の時間は必ず連続せることを要するや否や例へば物品を購入したる後消費に著手し該消費が時又は日を隔てゝ行はれたる場合の如き之をしも直にといひ得るものなりや否やの問題を生ずべし余は之に對しても答へむと欲す縦令消費が連続せず時又は日を隔てゝ行はるゝも著しき間斷無く前に述べしと等しく物品會計官吏に責任を負はしむることが實際の事情に適應せずと認定せらるゝ場合の如きは購入直に消費といふも妨げなかるべしと次に消費といふ文字に付ても多少の疑義を生ずべし何となれば薪炭を燃焼用に供し石油を點火用に供するが如き化學的の消費のみを指すものなりや將た其の他一般の消費をも指すものなりや其の範圍に關して問題の生ずることあればなり答へて曰く消

消費の意

費とは必ずしも理化學的に消散するの意義に非ず物品が其の用方に随ひ使用せられて遂に物品としての價值無きに至るをいふものなりと終りに尙物品會計官吏所在地に於て購入したる物品と雖購入直に消費する物品として取扱ふも可なる場合あるべきことを忘るべからず

受入手續を省略し得る物品の例

- (一) 官報、統計表、新聞、雜誌、曆、職員録、法規等にして之を保存する必要無きもの
- (二) 式日其の他に於ける接待又は職工慰安會等に際し購入即時に給與する酒肴等
- (三) 修繕工事に際し直に取附くる金具其の他の材料品等
- (四) 造林事業、苗圃事業、斫伐事業、測量事業、土工事業等に於て購入即時に使用する苗木、種子、釘、針、金、藥、繩、粗朶、立木、竹、萱、標、杭、糞、尿、紅、殼、石油、食料品等

- (五) 飲料水、瓦斯、電氣、松飾等
- (六) 監獄、病院等に於て購入直に消費する醫療用品又は食品の内牛乳、鶏卵、氷、スープ等

- (七) 出張員が臨時其の出張先に於て購入し直に消費する物品等
 - (八) 贈與の目的を以て購入し直に配付する物品等
 - (九) 其の他右に準ずる物品
- 右は一般に保管の違無き物品の類別を掲げたるものなるが尙各廳に於ける實例の一、二を擧げむに裁判所會計事務章程(大正一、三、司法省令)に在りては官報、電信符號、電信番號簿、統計表、新聞、雜誌、曆、職員録、法令、編纂物の類及購買後直に消費し保管の事實を生ぜざる物品は物品出納簿に登記することを要せずと規定し文部省に在りては明治二十三年四月會計検査院へ照會し點火用瓦斯竝電氣及賄(饗應の飲食)新聞紙、雜誌類、試驗用材料の類は受入の際物品會計官吏の手を經難きもの又は受授の都度物品出納簿に登記すること實際能くし難きものとして出納の證明を省略すること、せり但し飲食品等にして貯藏を爲すものは

一般の規程に依り證明することを要するものとせり

第三節 物品の出納

一三六 出納の意義 物品の消耗、賣拂、亡失、毀損、生産の爲の消費、其の他物品會計官吏の保管を離るゝを出とし、買入、生産、其の他保管に屬するを納とす。物會一

○第二項故に物品の出納とは物品會計官吏の保管を離れ又は保管に屬するをいふなり。尙委しく之を説明すれば物品の出とは左の如し

(一) 物品の消耗 各廳に於て執務上必要な筆紙墨文具の類を拂出し又は薪炭油の類を使用せしむるが爲拂出すをいふ

(二) 賣拂 官營製造工場例へば製鐵所、製材所、專賣局等に於ける生産品各廳に於ける不用物品等を賣拂ふが爲拂出すをいふ

(三) 亡失 水火盜難等の爲物品の所在を亡ひ又は之を滅失せしむるをいふ

(四) 毀損 原因の如何を問はず物品の形體を毀ち損失を歸せしむるをいふ

(五) 生産の爲の消費 生産を目的として消費する原料の拂出を爲すをいふ例へ

物品の出

ば製鐵原料として鑛石又は石炭を拂出し若は製造煙草の原料として葉煙草を拂出すが如きをいふなり

(六) 保管轉換 物品の保管を轉換するが爲拂出すをいふものにして保管轉換の何たるかは既に第一三三項に於て述べたる所なり

(七) 贈與 例へば木材標本を贈與し印刷物を配付し又は記念物品を關係者に配付する等無償にて物品を拂出すをいふ

(八) 給與 例へば巡視給仕、小使に被服、靴等を給與するが如き場合の拂出をいふ

(九) 棄却 不用に屬したる物品にして賣却するも其の價值なく藏置するときは徒に其の藏置場所を要するが如き場合に棄却せむが爲拂出すをいふ

(一〇) 還付 法令の規定に基き官に於て保管せる物品を其の所有者に還付せむが爲拂出すをいふ

(一一) 寄託 保管に屬する物品を他に寄託せむが爲拂出すをいふ

(一二) 概算拂 事業用材料品等にして其の使用數量豫め一定し難く之を交付せざれば事業に支障ある場合之を概算にて拂出すをいふ

(一三) 其の他 營造物に取附を爲すが爲物品を拂に立つることあり又試験の爲に拂出し乾燥蒸發等自然的原因に基き減量したるが爲之を拂出に立つる等種類なる場合あり

以上(一)乃至(一三)は孰れも物品會計官吏が其の保管物品を拂出す場合を例示したるものにして所謂保管を離るゝ場合即ち出に該當するものなり

物品の納

次に物品の納とは左の如し

(一) 買入 是前記出の場合に於ける賣拂に相對するものにして總べて物品を購入せば保管の違無くして直に拂出す場合を除くの外物品會計官吏の保管に屬せしむべきものにして之を納と稱するなり

(二) 生産 生産の爲に消費拂を爲したるものにして生産完了せられたる場合若は生産未了なるも一時物品會計官吏の保管に歸せしむべき場合等には其の手續を爲さざるべからず是亦物品の納と稱するものなり

(三) 保管轉換 保管轉換を爲すに依りて物品が物品會計官吏の手を離るゝと反對に保管轉換を受くるに依りて其の保管に屬する場合あり

(四) 寄附 贈與の反對にして他より寄附を受けたる場合に之を物品會計官吏の保管に屬せしむるをいふ

(五) 受託 他より委託を受けたる物品にして特に物品會計官吏の保管に屬せしむる場合をいふ例へば各官廳取扱主任官に於て政府保管有價證券の保管を爲すが如き之に屬せり

(六) 戻入 概算拂の殘品を戻入るゝ場合をいふ

(七) 收得 遺失物又は埋藏物に付官廳が其の拾得者又は發見者たる場合に於て民法第二百四十條又は第二百四十一條に依り其の所有權を取得するをいふ

(八) 其の他 貨幣鑄造の地金を受入れ又は濕潤膨脹等自然的原因に基き貫量増を生じたる場合に之が受入れを爲す等種々なる場合あり

以上(一)乃至(八)は孰れも物品會計官吏の保管に屬する場合を例示したるものにして之を納と謂ふ出納は又之を受拂とも稱し受と拂、出と納とは相對立するものにして納又は受に屬する物品の種類、數量、員數と出又は拂に屬する物品の種類、數量、員數と相等しきときは差引殘高零となり保管物品現存せざるものとす

即ち納又は受と出又は拂との差は物品會計官吏の保管中に在るものにして之に對し保管上の責任を負ふべきものとす

物品出納の方法

一三七 出納の方法 物品の出納とは如何又如何なる場合に出納せらるゝものなりやは前項に於て述べたり本節に於ては物品出納の方法に付説明せむとす

(一) 物品出納の請求又は出納を要する事實の發生 物品は使用者に於て之が拂出を請求することあり又は購入せる物品にして受入を要することあり其の他出納を要する事實屢發生すべし物品出納命令官が出納の命令を爲すは右の請求又は事實の發生に起因す而して物品の需要者より請求する場合には豫め備へ置きたる請求券又は要求簿等を交付して之に品名數量用途請求年月日請求者氏名等適當に記載提出せしむることを要す物品を請求せしむる上に於て注意を要すべきことの一は請求の時期なり即ち通常所要の物品にして直に出納命令を爲すが如き場合は可なるも需要者の請求を待ちて命令する場合の如きは豫め請求日時を一定し置き格別なる理由存せざる限りは

該日時以外に於て請求せしめざるの規律を設くるに非ざれば廳員の多數なる官署は出納甚しく頻繁となり手數に耐へず惹きて物品の整理をして紊亂せしむるに至るべし又臨時所要の物品は臨時に請求せしむるの外無きも是亦其の豫測し得るものは成るべく早く請求せしめ需要あるに當り何時にても拂出し得る様豫め手配し置くことを要す全く臨時突發的の必要生じ來りたるものに對しては突然の請求と雖固より已むを得ざるも少しく注意を用ひ事務又は事業を具案的計畫的に爲さば需要の時期概定し得られざること無きが如き物品に對しては需要者は豫め之を會計官吏に告げ會計官吏は之に對して準備し置き物品の授受使用上に遺憾無きことを期せざるべからず此の間連絡を缺き需要者は需要の時期切迫するに至る迄會計官吏に請求せず會計官吏は請求あるに至る迄何等與り知らず需要漸く急となり爲すべき事務又は事業を眼前に控へて俄に狼狽するが如きは不注意の甚しきものにして深く慎まざるべからず

(二) 請求の當否 物品出納の請求を受けたるときは果して該請求は正當にして

必要なりや否や即ち請求の目的數量品質等孰も不都合の點無く適當にして事實上請求の理由存し且請求の手續も完備せりや否やに付き監査することとを要す而して此等の監査は固より出納命令官の職務に屬するものなりと雖物品會計官吏も亦之に注意せむことを要す消耗品の如き之が監査を十分にせざれば時として過當の請求ありたるに氣附かずして拂出し其の結果不正又は不經濟の事項を發生せしむること無しとせず又少しく注意を加ふれば物品の使用量を減じ多大の經費を節約し得ることあり例へば木炭石炭等之が遣拂に關して注意を加へ監督を怠らざりし爲其の使用數量を減じ得たるが如き例屢耳にする所なり余會て某監獄に臨みたる際年々凍傷の爲數百圓の治療費を要したりしものに對し典獄の注意に由り山椒の實をホイロにて煎り之を摺鉢に入れて粉末と爲し水を混和したるものを患部に塗布することと爲せしに治癒すること甚だ速にして經費は僅に數圓に減じたること又齒磨粉の代りに鹽のみを使用せしめず鹽一升に藥灰五升を混和したるものを用ふることに爲せしに第一經濟と爲り第二齒痛を減じ第三鹽を盜食せら

るゝこと無く監獄に於ける囚人用として最適するを見たりとの經驗談を聽きたることあり事の當否は姑く措き之に類する事柄にして當局者の注意如何により經費を節約し得るもの多々あるべしと信ず又備品の如きも之が監査十分ならざれば尙使用に耐へ得るもの若は少しく修繕を加ふれば新規購入の物品と相等しき用を爲すが如きものを毀損其の用に耐へずとして拂出すが如きこと無しとせず宜しく注意すべき所なり

(三) 拂出すべき現品 右に述べたる監査を十分に行はむと欲せば物品使用の目的即ち用途を熟知せむことを要す凡百の物品に付一々之が用途を極むるが如きは不能なるかの感ありと雖少しく注意を怠らざれば物品會計官吏は常に現品を看之が使用方法を聽き得るの機會を有するが故に左程困難なる業に非ざるべし要は熱心の程度如何に在るのみ又物品の請求に應じて之が當否を監査すべきは固より物品會計官吏は之に相當する現品存在せりや否やに付きて先づ點檢せむことを要す蓋し豫め需要を測り豫算に鑑み市價の高低を斟酌して拂出すべき物品を買入れ置き之を保管して何時にても需要者

に満足を與へ得べき様準備し置くは物品會計官吏として常に注意すべき事項なりとす臨時所要の物品にして現品無きに請求を受けたる場合に在りては直に購入する等相當受入の方法を講じたる上拂出の手續を行ふべし物品の保管其の久しきを経れば品質惡變又は腐朽若は變色褪色を爲す等の虞あるものは成るべく古きものより順次拂出すの注意を怠らざるべく且必要の最小限度に於て貯藏することを要す又物品を拂出すの任に當るもの即ち現品取扱者は常に物品の所在、現存高等に付きて熟知せむことを要す正確に之を諳んするが如きは固より至難の事に屬すべしと雖凡そ孰の物品は孰の箇所に現存し約幾許の數量ありといふが如き大體の事項は之を記憶せざるべからず尙第一三二項(一)に於て述べしが如く帳簿、掛机等懈怠無く記入し置き之を一覽せば貯藏狀況の判明する様整理せむことを要す

(四) 出納命令の必要 物品の出納を爲すには之が命令機關と執行機關とあること第一三一項に於て述べたるが如し故に例へば需要者より物品拂出の請求あり該請求は正當にして且現品存在すと雖物品出納命令官の命令を受けた

る後にあらざれば物品會計官吏は之が拂出を爲すことを得ざるものとす物品會計規則に物品會計官吏は各省大臣の定めたる規程に據りたる命令あるに非ざれば物品を出納することを得ず(物會六)とあるもの即ち是なり尙之が例を挙げむか文部省に在りては會計課長に於て出納の命令を發し會計課用度掛長が物品會計官吏として之を執行するが如き裁判所、控訴院に在りては裁判所長、控訴院長が會計事務管理官と爲り物品出納の命令を爲し裁判所書記が物品會計官吏として之を執行するが如きを謂ふなり此の如く物品保管者に於て任意に出納を爲し得ざるものとするの制を置きたる所以のものは保管者の非行を防遏せむとするに在り然るに各廳の實例往々此の制を無視し先づ現品の出納を實行し後に出納命令の形式を整へ置くが如きこと無しとせず思はざるの甚しきものと謂ふべし但し第一三一項に於て述べたるが如く異例として出納命令の職務と執行の職務とを同一人にて行ふことあり是固より法規の明に禁止する所に非ざるも無制限に之を許さむか弊害生じ易きが故に成るべく其の範圍を局限するの必要あり文部省に於て消耗品中

日常の必需品に付ては豫め品目、數量を定め物品會計官吏をして直に拂出を爲さしむることを得と規定せるが如きは右の趣旨に外ならず

物品の出納命令には物品の種類、品目、番號、數量、價格、保存期限、納付者又は受領者、保管轉換に係るものは其の廳名、出納の事由、出納命令の證印を掲ぐべし但し處理上其の必要を認めざる場合に在りては價格、保存期限等適宜省略することを得物品出納の命令は時として甚しく多數に上り命令官が一々之に證印するも殆ど其の意義を辨ぜず唯物品會計官吏より命令の要求ありたるが儘必要ありと信じ捺印するに過ぎざるが如きこと無しとせず然れども是命令官の職務の何たるかを解せざるものなり多數なる物品の出納に付き徹頭徹尾其の必要の有無を知悉せむとするが如きは固より困難にして且實益少なかるべしと雖苟も命令官として命令書に捺印する以上は大體に於て其の如何なる物品の出納なりや將た其の出納は必要缺くべからざるものなりや否やを知らむこと職務上當然のことなりと謂ふべし

(五) 現品の授受 物品を請求者に交付せむとするに當りては必ず先づ相當帳簿

文書に之が記入を爲し請求者より領收の證印を徴し同時に現品交付の手續を爲さざるべからず斯く領收印を徴するは監督上必要にして且後日證明の用に供するに必要なるがゆるなり帳簿又は文書に記入せず單に記憶に訴へて現品の授受を爲すは往々錯誤を生ずるの原因と爲るが故に之を避けざるべからず若し此等の手續を怠慢に付せむか備品の存在、消耗品の遣拂等明瞭を缺き或は之が爲不用の物品を多數に購入するに至り種々の弊害を生ずべし各廳に於て往々多種多様の物品を購入し直に之を請求者に交付し其の使用狀況の査察を怠り遣拂の跡明ならざるものあるが如き深く戒むべき所なり物品購買受入の際最慎むべきは現品の檢收なりとす縦令幸に低廉なる價格を以て購買契約を爲し得たりとするも若し之が現品の檢收に注意を缺かむか往々利に敏く義に疎きを當とする商人は巧に關係官吏の眼を眩し或は數量を誤魔化し或は品質を劣惡にすべく一見安く買ひ得たるが如きもの卻て最初より甚しく高價に賣附けられたると等しき結果に陥ることあり注意せざるべからずさはいへ之と反對に會計官吏が漫に辛辣なる手腕を弄し奸

謫なる商賈と何等相違ぶ所無きが如き行動に出づるは固より避くべきことなりとす要は世に謂ふ御役所仕事となり商人の手に鬪弄せらるゝが如きこと無く正當の値段を以て購入し値段相當の物品を検收して違算無きを期するに在り故に現品の検收に當りては單に一、二の者のみ其の衝に當ること無く成るべく多くの關係官吏之に立會ひ品質數量等に付て十分に査察するを要す數量の如き衡器の取扱方如何に依りて大に差違を生ずるものなれば之に注意すべきは言を俟たず例へば衡器の要部に些の泥土附著し居るも尙且貫量の上に影響を及ぼすに至るものなれば事小に似たるも注意を要すべし又品質用途耐久力等總べて買入物品に關し十分なる知識を有するに非ざれば購買者よりより多くの知識ある商人に誤らるゝの虞あれば平素注意して之を研究し検收に當りて遺憾無きことを期せざるべからず此の他多數の現品を検收する場合に抜検査を爲し若は標準物品を定め之に依りて總體の物品に付推定を下すことあり斯る場合に最注意を加ふべきは其の抜検査を爲す物品若は標準物品の選擇なりとす即ち眞に一斑を觀て全豹を推し得る物

品を選択し之に付て検査せざるべからず其の他豫め定めたる規格に對し多少適合せざる現品を納入し來りたるが如き場合ありと假定せよ若し該物品にして規格に適合せざるがため到底其の用に耐へざるか若は用に耐ふるも價格不廉なる場合には固より之が検收を拒絶すべく不合格品として引換を命ずる等相當の措置を講ずべきは論を俟たず然れども多少規格に適合せざる點あるに拘らず其の用に耐へ得るものにして價格も相當若は寧ろ低廉なる場合の如きに在りては強ひて形式上の規格に拘泥し之を不合格品として取扱ふに及ばざるべし形式上微瑕無きに非ざるも實質上に於ては卻て可なるが如き場合には形式を犠牲に供するも實質を尊重せむこと事務の進捗上將た經濟上必要有利なりとす

(六) 現品の授受に當りても成るべく經濟的に處理せむことを要す 會計事務の執行に當りては常に經濟的觀念を以て處理すべきこと固より論を俟たざる所なり故に現品を遞送し又は他より回送を受くるが如き場合に在りても如何にせば最經濟的に處理し得るかは平素之を考究し實際に臨みて大いに此

の點に注意を用ふるを要す例へば同一官吏に向け發送すべき數點の物品ありとせよ之を一括して郵送するを有利とするか將た二三に分割して郵送するを利益なりとするか郵便に托するよりも寧ろ通運便に依る方得策ならざるか等種々經濟上の問題生じ來るべし若し自己の計算に於て此等の事務を處理するものとせば何人もあらゆる方法中の最有利なるものを選択すべし苟も職務に忠實ならむと欲せば自己の計算を取扱ふと同一の觀念を以て其の事に當らむことを要す

(七) 出納の簡易迅速正確 物品の出納は成るべく簡易にして迅速なるを要す簡易迅速ならざれば事務の澁滯を來し事業の進行を阻害すべし故に出納の事蹟を證明し得るに足るの手續は固より之を賤まざるべからずと雖必要ならざる形式は成るべく之を省略し且現品の保管方法其の宜しきを得拂出の請求に接せば直に之を執行し納入命令に接しても亦最速に之を實行せむことを要す而して此等の出納に當特りに注意すべきは之が正確を期すべきの點に在り是出納にして縱令簡易迅速なるも若し正確を缺かむか何等其の效無

ければなり

(八) 帳簿書類の記入 帳簿書類は事實の寫眞ならざるべからず否寫眞の如く細大洩らさず記載せむこと難かるべしと雖事實の要點は必ず正確に記載せられ帳簿書類を一見せば過去に於ける事實現在に於ける状態を明確に知了し得る様整理せむことを要す故に物品の出納其の他之に關する事務を取扱ひたるときは直に之を記帳整理すべし現品を交付する場合の如きは寧ろ記帳後に非ざれば之を行ふべからず記憶に訴へ置くが如き若は心覺えに過ぎざる假記入の如きは他日時を経るに隨ひ觀念朦朧となり錯誤を來し又は事實を不明に歸せしむるの虞あるものなれば之を禁止せざるべからず又出納命令だに正確に保存せば出納簿は何時にても記帳整理し得るが故に一時を怠り一日を延すも可なりといふが如き因循なる思想は斷じて之を排せざるべからず今日の記帳は今日之を果すべく決して明日に譲ること勿れ然らざれば爲すべきの事務漸積累加し遂には俄に多數の人員を用ひ夜を以て晷に繼がざれば之が記帳整理を了すること能はざるが如き陋態を醸すに至るべし

各廳の事例多くは雇員をして帳簿の記入に當らしむるを觀る是固より支障なしと雖物品會計官吏若は物品取扱主任等雇員監督の任ある官吏は時々該帳簿を點檢し記帳は正確に行はれたりや明瞭にして其の體を得たりや記帳の遅延せるもの無きや遠式に涉れるもの無きや等に付調査せむことを要す雇員に一任し些の注意をも加へざるときは往々にして過誤を生じ不整理と爲り甚しきは不正事件をも孕在せしむるに至ること其の例乏しとせず人を信じて用ふるは可なり然れども信ずるが故に監督せずといふは非なり適度の監督を加へて禍害を未萌に防がむことを要す

(九) 帳簿と現品との對照 帳簿と現品とは定期又は臨時に相對照して不符合無きことを期し出納の正確を保持せざるべからず物品中には拂出又は受入の實際量増減を生じ其の他蒸發、自然乾燥、膨脹等の原因に依り保管の時日を経出納の回数を重ねるに隨ひ帳簿の現在殘高と現品の在高と不符合を來すに至るものあるべし例へば監獄に於て囚徒に給與する爲拂出す米穀、味噌、醬油の如き如何に精確を期するも久しき間には貫量増減を生じ又鼠害、乾燥等の

爲量目を減じ出納簿の殘高と實際と多少の不符合を來すに至るが如き是なり右に對する整理方法としては事實を有の儘に記載せむことを要す事實を作爲し何等の増減も無く出納せられたる如く記帳せば遂には何等かの方法を以て不足物品を補充するか過剩現品を處分するか若は記帳を偽はらざるべからざるに至る此の如き俗にいふ拵へ事を爲すは事務整理上最も忌むべき事柄なりとす出納確實にして過誤なきことを期すべきは固より記帳は事實と相符合し些の虚構をも爲さざるは弊害を杜絶するに最必要なりとす之に反し便宜を許し一時を糊塗し置くが如き公正ならざる手段を漫然默過せむか始は輕微にして實害少なかりし事項も漸次惡習を増長せしめ遂には大なる弊害を生ずること往々にしてこれ有り惡しき種は藪くべからず善からざる芽は未だ伸びざるに摘去るを要す會計のこと亦然り宜しく注意すべきなり帳簿と現品との對照は擔任官吏の常務として行ふべきものとす然るに往々平素之を等閑に付し検査又は視察の開始せられむとするに當り倉皇夜を徹して之を整理するが如きこと無しとせず思はざるの甚しきものにして

自ら平素の怠慢を告白するものに外ならず検査又は視察を受くるが爲に整理すること無く平素整理し置きたる所を検査又は視察に供せざるべからず此の注意を缺くが爲検査等に當り往々珍談を生ずることあり例へば検査官吏が實地に臨みたる際帳簿の残高よりも現品多く其の何故なるやを追窮せしに事實は前日豫備調査の際自ら計算を誤り現品の不足あるものとし買足し置きたるが爲にして検査の結果卻て豫備調査の誤謬なりしことを發見するが如き是なり被検査官吏としては検査に先ち豫備調査を爲すが如き已むを得ざることなるべしと雖若し平素十分に整理を遂げ置かむか検査何ぞ恐るゝに足らむ事は常住に在り一時を瀕縫せむとするが如き姑息の考は斷じて之を起すこと勿れ

(一〇) 圖書標本の出納 圖書標本の如きは普通の物品と異り多少其の取扱に付特殊の注意を拂はざるべからず常時出納を要する分に付ては適當なる責任者を定め之をして取扱はしむべく又餘りに長期に涉りて貸出を爲すことを避け以て紛失毀損を防止せざるべからず貸付期限の到來せるものは猶豫無

く之を請求して返還せしめ必要あらば更に貸出すべし圖書の如き少しく之が取締を寬にすれば直に紛失を來すべく標本の如きは往々にして毀損し易きものなれば此の點大いに注意せむことを要す

圖書に關する物品會計官吏新に圖書を受入れたるときは直に圖書受領簿又は受附簿等に其の圖書名、部數、冊數等を記入して之を受けたることを明にし圖書原簿に圖書名、受入年月日、著譯者氏名、發行者氏名、出版年月日、價格、冊數、通し番號、分類部屬、圖書排列番號等一定の式に従ひて登録し出納命令官の檢閲を受くべく而して圖書に「レツテル」を貼付し之に通し番號、分類部屬、圖書排列番號を記入し且所有官廳印を押捺し同時に分類部屬別目録、五十音別「カード」式目録等に記入すべし又圖書を貸出さむとするときは借用者をして定式の用紙に圖書名、著譯者氏名、番號、冊數、借用期限等を記入し署名捺印の上提出せしむるか又は一定の受渡帳簿に同様の記入署名捺印を求め更に貸與原簿に記入したる後貸出を爲すべし唯一時の貸付に止る場合に在りても必ず何等か相當の證を求め置き其の責任の歸屬を明にせむことを要す然らざれば始

は借用者も出納者も唯一時にて別に書留め置くの必要なしと思へるもの往
往にして貸與期間在苒永きに涉り其の間取扱官吏の交迭、借用者の轉免死亡
等の事實發生し遂には現品の所在を不明に歸せしむるが如きこと稀なりと
せず殊に戒むべきは圖書購入の請求者が未だ物品會計官吏に於て受入記帳
等の手續を了せざるに先ち購入せられたる圖書を持去ること是なり斯る事
項を黙過せむか其の弊や前に記したる保管圖書の一時貸に過ぐることに甚し
きものあるに至るべし

一三八 出納に關する帳簿 物品會計官吏は物品の出納帳簿を備へ其の出納
の事實を登記せざるべからず(物會一〇第一項)物品出納簿は出納命令等の證憑
に基き物品の出納を記入し其の在庫並に使用物品の現況を明にするものにし
て最重要の帳簿なりとす此の他物品支給簿等の帳簿を置く或は之を配與簿と
もいふ要するに出納命令に基き使用に供したる備品又は消耗品を記入し備品
監守者若は取扱主任、消耗品取扱主任をして受領の印章を押捺せしめ使用消費
の状態を明にするものなり又支給したる備品に付ては監守者をして備品監守

物品出納
簿其の他異簿の連
絡

簿備品配置圖等を設けしめ何れの場所に於て使用せりやを明にせしめ消耗品
に付ては物品取扱主任をして消耗品受拂簿等の帳簿を設けしめ消費の蹟を明
瞭ならしむべきものとす

以上記載したる帳簿は何れも相連絡せるものなれば其の記載は彼此相齟齬す
ることを許さず又以上の帳簿以外に必要あらば便宜補助帳簿を設くるも可な
るべし但し戒むべきは補助帳簿を設け之に依頼し遂に本帳簿の記帳整理を怠
るに至らざらむこと是なり補助帳簿は其の名の如く本帳簿の補助的效用を爲
さしむるに止むべし然るに往々出納簿の如き公式にして最必要なる帳簿の記
載が甚しく形式に流れ信憑を置くに足らずして卻て非公式なる補助帳簿が事
實の真相を盡せるものあるが如きは本末を顛倒せるものと謂ふべし畢竟必要
已むを得ざる場合の外補助帳簿を設けざる方卻て事務の簡捷を期し得べく且
弊害の生ずることなきものと謂ふべし

次に現金出納官吏の現金出納簿は一人一冊と爲さざるべからざるも**出事八物**
品會計官吏に關しては此の如き制限無し故に一人にして幾冊の物品出納簿を

出納簿の
分類

備ふるも随意なり否物品の如き種類品目の少なからざるものを取扱ふに當りては種類別の出納簿を設くるの必要あるべし是普通官廳に在りては備品出納簿、消耗品出納簿等區別し事業官廳に在りては右の外事業材料品出納簿等を設くる所以なり專賣局の如きは物品を第一類より第十二類に區別し各類に對する出納簿を設けて之を整理せり

出納簿の記載

物品出納簿は物品會計官吏に對する會計法上の責任を明にする主要の帳簿なるが故に苟も物品會計官吏の手に於て出納したる物品は悉く之に記帳整理すべきを原則とす然れども第一三五項に於て述べたるが如き購入直に消費する物品にして會計官吏に於て保管の違無く且其の現品の取扱をも爲さざる物品に對しては物品出納簿に記入するの必要無く支出決議に購入直に消費するものなるを以て物品出納簿に登記すること能はずとの印を押捺し又會計検査院への證明書類にも同様の記入を爲さば足るべし右の外出納簿の様式は價格を記入し受拂中買入生産消耗賣拂亡失毀損等の區畫を設くるの例なるが右は作業會計物品及事業用物品其の他特別の整理を要するものに對しては之が記入

を爲すべきこと勿論なるも普通應用品の如きは價格の記入及其の區畫を省略し單に受拂殘の區分に止むるも可なるべき旨明治三十七年一月會計検査院長より各省大臣へ協議する所ありたり但し普通應用品に關しては其の購入受入の際に限り單價を摘要欄に掲げ置かば後日の參考上便宜多かるべし

物品出納簿は右に示すが如く重要な帳簿なれば之が記載方に付ては特に意を用ひざるべからず價格不同の物品を混記するが如き多數の物品なるに拘はらず之を一箇として記入するが如き帳簿の計數と現在高との符合を圖らむが爲に事實若は帳簿に手加減を加ふるが如き口座を明瞭にせざるが如き何れも之を戒むべく要するに一定の式に隨ひ事實を有の儘に記載する様注意すべきものとす

郵便切手類の整理

郵便切手の受拂に付ては郵便切手受拂簿を調製して記入整理するを常とす而して物品出納簿に於ては郵便切手も亦物品なるが故に理論としては三錢切手二錢切手、葉書等品種毎に數量を記載し受入拂出の手續を爲すべきものとす然れども一たび物品會計官吏の保管を離れ物品取扱主任の手に歸し同主任に於

て受拂する場合には種類別を廢し單に金額のみに依りて整理するも可なるべし若し嚴格に理論を主張せば徹頭徹尾物品として整理すべき筈なるも郵便切手の如きは其の種類多く殆ど毎日拂出を要し且現金と何等選ぶ所無きものなれば物品會計官吏以外の取扱者に於ては寧ろ金額整理と爲す方手数の煩を省き事務を敏活ならしめ得べく之が爲に生ずる弊害も無かるべし之を實例に徵するに農商務省、陸軍省及其の所屬諸官廳に在りては物品出納簿、受拂簿共に金額整理主義に依り司法省所管裁判所に在りては曾て受拂簿のみ金額整理主義に依りしことありしも現今にては是亦出納簿、受拂簿共に金額を以て整理せり然るに文部省及直轄諸學校に在りては物品出納簿は固より其の以外の受拂簿に於ても尙物品整理主義に依れるもの多く各廳の取扱區々と爲れり法は固より枉ぐることを得ずと雖解釋上餘地あるものは弊害の生ずる虞無き範圍に於て成るべく之を廣義に解釋し實地との調和を圖り實際の便宜を尊重するは當局者の務むべき所なるべし此の點に付會計検査院は明治四十五年六月内務次官よりの照會に對し物品取扱上郵便切手及収入印紙等は事務簡捷の爲金額に

小官廳に
切手類郵便に

見積り出納相成度趣を以て御問合の處右は御來意の通り御取扱相成り差支無之と回答せり以て参考と爲すべし

次に物品取扱主任を置かずして單に物品會計官吏のみ事務を執れるが如き小官廳に於て郵便切手類を使用する際の如き出納簿の取扱は如何に爲すべきものなりや一枚の葉書、一葉の切手も必要の都度一々出納命令官の命令を受け之を出納簿より拂出すの手續を爲すは其の手数の煩に耐へざるものあるべくさりとして必要の都度出納命令無きに先づ假に拂に立て之を補助帳簿に記入し置き使用後一定の期間分を取纏め始めて出納命令を受け出納簿を拂に立つるが如きは事實に吻合せざる記帳方と爲るべし爰に於て何等か他に良法無きかは屢質問を受くる所なり余輩は此の種の官廳に在りては郵便切手類のみに付別に出納簿を設け之に受入拂出を其の事實發生の都度記入し適宜物品出納命令官の捺印を求むること、せば一舉にして出納命令と出納簿とを備へ得るに至り出納の帳簿と出納の事實とは常に相一致するのみならず補助帳簿に記入し置き更に出納命令を受け出納簿の記入を爲すが如き二重の手数を避け得べ

く頗る便宜多きものと信ず現に臺灣總督府、朝鮮總督府等の殖民地官署に在りては此の取扱振に依れり

次に支出科目を異にして購入したる同一種の物品(但し事業材料品を除く)にして物品出納簿拂出以後は他の帳簿及現品に於て之を混同整理するも差支なきや曰く此の場合に在りても極端に理論を主張せば各別に區分整理するを要するものなりと雖實際上混同整理を許すも別に弊害の生ずること無く且便宜多かるべきが故に之を認むることゝ爲すは寧ろ有利なるべし但し物品出納簿に在りては費途を明にして記帳整理するの必要あるべし

一三九 物品出納計算書 會計検査院は計算書及計算證明の様式を定むる權能を有す(院法一八)同院の定めたる計算證明規程(大正一、三會計検査院達第一號)に依れば物品に付ては物品會計官吏は一定の書式に依り物品出納計算書を調製し證憑書類を添へ年度經過後又は會計官吏交替後二箇月限(計證六四第一項)會計検査院の検査判決を受くるが爲同院に提出を要するものにして(物會一五)出納を爲すに至りたる基礎を示すものは證憑書類なり出納を明にするものは出納計算書に

支出科目
を異にせ
る物品に
整理の目

して物品出納簿の出納と相一致すべきものとす而して分任物品會計官吏の計算は元來主任物品會計官吏の計算に合併して計算書を作製するを原則とすと雖若し主任物品會計官吏の計算書に分任物品會計官吏より提出したる報告書を添附するときは其の出納計算の併算を省略することを得但し該報告書は計算書の書式を準用すべきものとす(會規一四四物會一九計證六四第三項)又分任物品會計官吏にして特に計算を證明するときは主任物品會計官吏を経由せざるべからず(計證六四第四項)是分任官吏は主任官吏に從屬し元來主任官吏の管掌すべき事務の一部を分掌するものにして獨立して存在するものに非ざるが故なり物品會計官吏交替したるときは連名を以て之が證明を爲すことを得此の場合に於ては出納計算書に各自の管理期を記載すべきものとす(計證六四第二項)次に主任物品會計官吏交替の場合には分任物品會計官吏の計算を打切り一新すべきものなりや否や理論としては打切計算するを要するものなりと雖便宜上打切を爲さず後任主任物品會計官吏の分に併算し備考に其の事由を附記するも可なるべし但し管理期は主任物品會計官吏交替の日を以て區分すべ

きものとす現に會計検査院は主任收入官吏交替の場合に於て右の方法に依るも差支無きことを認め居れり(第一六〇項参照)

物品出納計算書は物品の種類若は所用の目的に依り類別して毎品之を列記するを要す國有財産に編入せられたる動産にして國有財産増減計算書に品名數量を掲記したるものに在りては物品出納計算書各類別の備考に其の價額を記載し毎品の記載を省略することを得(計證六五)

以上の規定に隨ひ調製したる物品出納計算書は證憑書類を添へ年度經過後又は物品會計官吏交替後二箇月限會計検査院に提出を要すること前に述べたるが如くなるが之に對し特例を認めたる場合あり即ち物品會計官吏に於て便宜と爲す場合に在りては年度末に一年度を通ぜる計算書を調製し前後主任官吏又は主任官吏と其の代理官と連署提出するも差支無きものと爲せることはなり但し此の場合に於ては物品出納計算書の備考に各其の管理期を掲載し及證憑書類に於て其の區分を明白にせざるべからず右は明治二十四年七月司法省の照會に對し會計検査院より回答せる所なり(第一七一項参照)

計算書提出期限

合併證明

又同一主務省所管中甲廳の物品會計官吏乙廳の同官吏を兼務せる場合に乙廳廢止せられたりとせば甲廳證明計算書中に乙廳分を併算し其の事由を計算書の備考に於て説明するも可なりや曰く別冊にて證明するを本則とするも格別の弊なき場合は合併して證明するも妨無かるべし

亡失毀損の證明時期

次に物品會計官吏が其の保管せる物品を亡失毀損したる場合に在りては如何なる時期に之を證明すべきものなりやといふに其の亡失毀損が物品會計官吏の故意に出でたる場合には刑事法上の制裁をも受くべく其の疎虞怠慢に出でたる場合には會計法上の制裁を受くべきは論を俟たざる所なるが故に之が證明を爲すべきは方に亡失毀損の事實發生したる際に在りと謂ふべし論者物品會計規則第十五條計算證明規程第六十四條第六十六條第六十七條の規定より推して年度經過後二箇月以内に證明すべきものなとりいふも速に責任解除を受くるの關係上亡失毀損の事實發生の都度證明するを可とすべし右に對し明治二十七年五月會計検査院より長野縣へ回答したる所に依れば現金若は物品を亡失毀損したる場合に於ては該年度出納完結を待つこと無く直に計算書を

調製し検査判決を求むることを得而して該計算書は前年度越高、本期出納高、現在高等を省き亡失毀損の分のみとすべく云々とあり是固より當然のこと、信ず然るに之に反し定期計算書と共に提出するも可なること、爲せる實例あり即ち明治二十五年九月海軍省よりの照會に對し會計検査院より回答したる所に依れば次の如し

右に反對の例

通常物品及備品を出納官吏に於て保管中火災、流失、盜難等に依り紛失又は亡失せしときは從來其の都度責任解除等を求めしが右は頗る煩雜なるのみならず殊に艦營需品の如きは紛失亡失の事實を發生すること他の比に非ず依りて自今其の實況に依り直に之を拂に立てしめ而して非常天災に罹りたるものに限る被害點を明記し其の證憑と爲るべき實況經歷處分命令官の認定書保管上の適否保管上の査覈に係る書類は一切其の當時に於て具備せしめ定期計算書と共に検査判決を求むることに取扱はせしめとの照會に對し御來意の通り差支なしと回答せり蓋し右の如きは特殊の事情あり已むを得ざるものとして承認を與へたるものなるべし

死亡者の計算書の

次に數名連帶して責任を負へる分任官吏中死亡せし者を生じたる場合の計算書作製方如何といふに該計算書には死亡者の氏名をも連署し且無印にて死亡と肩書すれば可なるべし但し他の分任官に於て管理期を明にし責任を負ひて死亡者に對する分の計算を混同證明するも亦可なるべし

轉免の場合の計算書の

然らば出納官吏轉免のとき計算書中の記名捺印は如何にすべきか此の場合舊官名の肩書消滅せるが故に實印を押捺すべきかとの疑を生ずべし現に右に關し明治二十三年六月奈良縣より會計検査院へ照會せしことあり同院より此の場合には舊官名舊官印にて然るべしと回答せる事實あり

脱漏を發見せし場合

更に物品會計官吏交替に依り出納計算書提出證明後後任官吏に於て其の計算書に脱漏あることを發見せし場合には如何に整理するを要するかといふに明治二十四年八月遞信省の照會に對し會計検査院より回答したる所に依れば異動を發見せし年度の計算書に登記し備考に其の旨を記入すべく若し認可狀交付以前に係るものなるときは其の事由を詳悉したる報告書を提出すべきものとせり又物品出納計算書中記載漏を發見したるときは發見の際直に其の事實

を詳悉したる證明書を調製して會計検査院に提出すべく尤も次年度計算書越高に該物品を加算するは勿論とすること明治二十四年七月第一師團監督部の照會に對し會計検査院より回答せし所なり

官名改廢
の場合

又物品會計官吏交替の時は物品會計規則第十五條に依り前任官吏より計算書を差出すべき筈なるも單に官名を異にしたる場合例へば前に林務屬として物品會計官吏の職に在りしもの該官名廢せられ山林屬と爲りて更に引續き物品會計官吏を命ぜられたる場合の如きに在りては後任官名を以て一の計算書を提出すれば可なるべし

各地送還
中の物品
に關する
計算書

尙物品出納計算書に關し往々問題と爲るは各地送還中の物品の如きは計算書中拂出の部に置くべきか將た現在の部に置くべきかの點なり右は既に第一三四項に於て論じたるが如く事實上物品會計官吏の手を離れ居るものなるに付出納簿を拂に立て出納計算書に在りても拂出の部に置くべきものなりと信ずるも各廳の取扱區々と爲り且議論の存する所なるが故に計算證明規程第十號書式に各地送還中のものあるときは其の數量價格(一般會計に在りては價格を

改描塗抹
等

物品出納
計算書の
修正變更

要せずを備考に記載すべしと規定し其の拂出の部に置くと現在の部に置くと
は各廳の便宜に委したり

計算書は改描塗抹を禁ず若し誤記脱字等に因り訂正を爲したるときは二線を畫し之に捺印すべきは計算證明規程第一條に示す所なり又計算書作製者の資格が當時出納官吏なりや將た臨時出納官吏なりや代理官なりや代理調製官なりやは之を計算書に記載して證明すべく尙代理調製官に在りては何廳物品會計官吏何官何某死亡(又は何々の事由)に付計算書代理調製者何官何某と記入すべきものとす更に一言を要する事項あり物品出納計算書は之が提出の後修正變更することを得るや否やは會計規則第四百四十七條に出納官吏又は出納員の計算書は提出の後修正變更することを得ずとあり是に由れば一見物品出納計算書も之が提出後は引換ふることを得ざるは勿論修正變更も爲し得ざるが如し然れども物品會計規則第十九條に於て單に會計規則第七十五條第二百二十五條第二百二十六條第三百三十二條乃至第三百三十五條及第四百四十四條のみ物品會計官吏に準用し前記第四百四十七條は之を準用するの明文を置かざりし點よ

り考ふれば物品出納計算書に限り格別の弊害無きものとして之が修正變更を許したるものと観るべきが如し但し實例は現金出納計算書と同様の取扱を爲し誤謬脱漏等ある場合には訂正申報に依り修正變更を行ひつゝあり更に注意すべきは(1)前年度よりの越高にして前年度末現在高に比し異動あるものは其の事由を(2)物品會計官吏物品の亡失毀損に對し辨償を命ぜられたるものあるときは其の金額事由を物品出納計算書の備考に記載すべく其の事の複雑なるものは説明書を添附すべきことなりとす(計證六六)

一四〇 證憑書類 物品の出納に關する證憑書類として計算書と共に提出するを要するもの左の如し(計證六七)

(一)物品の出納に關する命令書及領收證書但し特に指定するものを除くの外他の官吏の保證書を以て代用することを得

物品出納の命令は出納に關する事實の證憑と爲るものなれば計算書と共に之が提出を要するは論を俟たず又領收證書も物品を何人に交付したりやを證するものなるが故に出納命令と等しく證憑書類の一と定めたるなり

證憑書の
五種類

保證書に
依る證明

以上の命令書領收證書を提出すべきは原則なりと雖必ず之が提出を要するものとせむか證明に於ける勞費の多きに比し検査上の效果少き結果を見る場合あるが故に便宜上例外規定を設け特に指定するものを除くの外他の官吏の保證書を以て命令書領收證書に代用することを得るものとせり其の特に指定するものとは例へば造船造兵材料資金所屬物品に關し出納の證憑書類として會計検査院より(一)保管轉換受に對しては送附書其の拂に對しては領收證書(二)生産及組替の受拂に對しては明細書等を海軍大臣に向つて特に指定するの類をいふかゝる特別指定のものを除き保證書を以て證憑書に代用し得ること前述の如く該保證書の形式を擧ぐれば保證書なる標題の次に大正何年度何費物品出納計算書に掲記しある出納は總て命令書に符合し且領收證書は正常なることを證明す年月日何長官誰印會計検査院長宛と書するの類なり會計検査院は此の保證書に依り検査し認可狀交付の手續を爲すものにして畢竟證憑書の提出と省略との中間にある證明方法と謂ふべし

(二)亡失毀損の物品に對しては他の官吏の認定せる品目、數量、價格及其の亡失毀

損の事實を記載したる證明書、辨償に係るものは其の仕譯書、物品の亡失毀損に對しては之が責任の有無を問はざるべからず、是特に品目、數量、價格等の事實を記載したる證明書、辨償に係るものは其の仕譯書を證憑書として提出せしむる所以なり

(三) 贈與拂等の物品に對しては其の價格事由を記載したる證明書又は決議書

贈與拂は之が取締を嚴重にせざれば往々弊害を生ずることあり故に各廳に於て之に關し特に規定を設けたる例少なしとせず、是等の規定に基き又は其の他の事由に依り贈與の爲拂出したる物品に對しては其の價格事由を記載したる證明書又は贈與に關する決議書類を證憑書として提出せしむるものとす

(四) 作業、鐵道、海軍工廠資金及鐵道用品資金所屬其他の事業用物品にして不用物品に組換へたるものあるときは毎件其の事由及原價又は見積價格を記載したる仕譯書若は決議書、作業、鐵道、海軍工廠資金及鐵道用品資金所屬の物品の如きは不用物品に組換へたるものと雖尙相當の價格を維持するもの少

からず且其の種類も多く之が取締を嚴にするの必要あり故に毎件其の組換の事由、原價又は見積價格を記載したる仕譯書又は組換に關する決裁書類を以て證憑書と定め之を提出せしむることゝ爲したるなり

(五) 現在高に對しては監督の任ある官吏の保證書、出納命令官等監督の任ある官吏の保證書も亦證憑書類として之を提出せしむるものとす

以上五種の證憑書類は何れも之が提出を要するものなるが更に造幣局地金類並に收入印紙郵便切手類に對しては左記書類の提出を要するものとせり
造幣局地金類に對するもの

(一) 受入地金に對しては地金預り證書原符、地金勘定書、其他受入の事實を證明すべき書類、造幣規則第四條及金銀地金精製及品位證明規則第三條に曰く輸納地金は輸納人又は其の代理者を立會はしめ之を秤量して預り證書を交付すべしと(三〇、五勅令第一三三九號)又右造幣規則第六條に曰く地金の試験了りたるときは勘定書に試験表を添へ之を輸納人に送付すべしと此等の規定に基く地金預り證書原符及地金勘定書其他受入の事實を證明するに足る

書類は證憑書類として提出するを要するものとす

- (二) 地金拂に對しては地金領收證書其の他拂渡の事實を證明すべき書類 造幣規則第八條に依り輸納人に輸納地金を返付せし場合等總べて地金拂に對しては地金領收證書其の他拂渡の事實を證明するに足る書類を以て證憑書類とす

- (三) 貨幣拂に對しては日本銀行の貨幣拂渡報告書又は貨幣領收證書 造幣地金及成貨受渡並精製地金品位證明取扱順序(大正七、一〇大藏省告示第一七八號)第一條に曰く造幣規則に依り輸納したる地金の代り貨幣は日本銀行大阪支店に於て之を拂渡すと即ち貨幣拂に對しては日本銀行貨幣拂渡報告書又は貨幣領收證書なるものあり之を以て證憑書類と爲すなり

- (四) 差増減に對しては當該上官の認定ある主任官吏の證明書 地金は鎔解、燒生、削裁、磨擦、秤量器の差、秤量に關する端數の取捨等に依りて増減を生ずるものなり此の差増減に對しては當該上官の認定ある主任官吏の證明書を以て證憑書類と爲すものとす

- (五) 各種地金の殘高に對しては年度末地金貸借計算表 是亦證憑書類として提出を要するものとせり

收入印紙及郵便切手の類に對しても出納命令書及領收證書等の外特に左記書類の提出を要するものとす

- (一) 交換渡に對しては其の事由並種類、員數を記載したる決議書又は當該上官の認定書 三等郵便局、郵便切手賣捌所が買受けたる郵便切手類の汚損毀損したるもの若は效用を闕くべき虞あるもの又は賣捌不向のものあるときは所轄遞信局又は管理事務分掌一等郵便局若は一、二等郵便局に其の交換を請求することを得(三三、九遞信省令第七五號郵便切手類賣捌規則第一一條第一項)此等の規定に基き交換渡を爲したるものに對しては交換を爲したる事由、種類、員數を記載したる決議書又は當該上官の認定書を以て證憑書類とす

- (二) 廢棄賣藥に係る拂渡に對しては賣藥營業者の請求書及領收證書 賣藥營業者にして所持の賣藥中性效を失したるものを廢棄せむとする時は命令の定むる所に依り既貼印紙と新印紙との交換を請求することを得(三八、五法律第一號賣藥稅)

法第一條) 所轄稅務署に於て印紙の交換を爲すべきものと認めたるときは既貼の印紙に消印し又は之を切斷したる後其の賣藥を下戻し同時に新印紙を交付すべきものとす(三、八、五勅令第一五五號(實) 藥稅法施行規則第一〇條) 而して所轄稅務署に於て印紙の交換を爲すべきものと認めたるときは請求者の氏名及印紙の種類枚數等を
一、二等郵便局又は特定三等郵便局に通牒して印紙の送附を受け之を請求者に交付すべきものとす(四、二、四、大藏省訓令大藏、選) 以上の規定に基き廢棄賣藥に關し拂渡を爲したるものは賣藥營業者の請求書及領收證書を以て證憑書類とす

(三) 燒卻拂に對しては其の事由並種類、員數を記載したる當該上官の認定書及立會官吏の證明書 郵便切手、收入印紙類の汚斑毀損して其の用に耐へざるものあるが爲燒卻したるものに對しては其の事由並種類、員數を記載したる當該官吏の認定書及燒卻に立會せる官吏の證明書を以て證憑書類と爲すものとす

(四) 保管轉換及返納等の爲他の會計官吏との間に受拂を爲したるものに對して

は其の科目及種類毎に官署名、數量を記載したる明細書

次に證憑書類は受及拂の二部に大別し物品出納計算書に掲ぐる區畫に隨ひ品目毎に區分編纂し其の表紙に數量並價格の合計及證憑書の枚數を記載すべきものとす但し一品目の證書僅少なるものは計算書に掲ぐる品目の順次に隨ひ之を合綴するも妨げ無きものとす又一の證憑書中數種の品目を混記せるものあるときは別冊に編纂し其の表紙に每品目の數量、價格合計を記載すべきものとす(計證六八) 尙證憑書は原本に限ること若し原本を提出し難きときは當該主任者の保證ある謄本を以て之に代ふるを得ること外國文を以て記載したる證憑書類には會計検査院の承認を経たるもの、外譯文を附すべきこと證憑書類中既に他の計算證明上提出済のものあるときは其の旨計算書の備考に記載すべきこと等計算の證明に關し一般に通ずる規定の適用あるは論を俟たざる所なり(計證第一章總則)

一四一 代用調書及計算書の省略 物品出納計算書は必ず之を調製提出すべきこと物品會計規則第十五條に明記せる所なり而して之が例外二あり調書を

以て計算書に代用する場合及計算書を省略する場合あること是なり即ち(1)常時出納を爲さざる倉庫若は貯藏所の物品(2)在外各廳に於ける物品(3)其の他特に主任の官吏を置くこと能はざる支部局の物品を保管する會計官吏は一定の調書を以て計算書に代へ責任の解除を會計検査院に求むることを得物會一八)而して該調書の作製方は常時出納を爲さざる倉庫若は貯藏所の物品に在りては各省大臣より毎年一回若は物品會計官吏交替の際検査の官吏を命じ目録と現在品との照合を爲さしめ以て調書を作製せしむべく(物會一一)在外各廳に於ける物品其の他特に主任の官吏を置くこと能はざる支部局に存する物品に在りては各省大臣より毎年一回若は物品會計官吏交替の際検査の官吏を命じて現在品及出納の實況を調査せしめ其の調書を作らしむべきものとす(物會一二)右の如く調書を以て計算書に代用せしむるは物品會計官吏をして計算書調製の手数を省略せしめんむが爲の便宜法に外ならず然るに説を爲すものあり曰く物品會計規則第十二條は特に主任の官吏を置くこと能はざる支部局の物品に對し規定せしものなれば同條中物品會計官吏交替とあるは物品取扱人の交

代用調書

替を指したるものにして調書を以て責任解除を求め得るも同じく該取扱人に外ならずと然れども是殆ど辯駁を要せざる謬見なりと謂ふべし何となれば會計検査院が責任解除の判決を爲すは出納官吏にのみ對するものにして支部局の取扱人に對しては縦合責任ある場合と雖之が判決を爲すべきものに非らざればなり(院法二〇物會一五)

次に計算書を省略し得る場合あることを説かざるべからず即ち委託検査に付したる物品に對しては受託廳に於て帳簿を以て出納を證明せしめ計算書の提出を省略せしむることを得(物會一八の二)委託検査の何たるかは第八一項に述べたるが如く要するに簡易輕微なる計算の検査迄悉く會計検査院に於て之を行ふは勞多くして益少きが爲各官廳中其の一部に屬する計算の検査及責任解除を其の廳に委託するものなり(院法一六)既に検査を委託したる程の物品に對しては必ずしも計算書を提出せしむるの要無かるべし是帳簿を以て出納を證明せしめ計算書を省略し得るものと規定せる所以にして文部省に於ては計算書を提出せしめ検査するも司法省に在りては出納簿を提出せしめ之を以て計

計算書の省略

算書に代へ検査を實行せるが如き其の一例なりとす

國有財産
法の必要

第十章 國有財産

第一節 國有財産の意義及種類

一四二 國有財産の意義 國有財産は公共用又は公用に供せられ若は収益を目的とする國家の資産にして國家の存立に緊要の關係あるものなり故に苟も管理處分の方法宜しきを得ざるものあらむか其の本來の目的を完うすること能はざるのみならず徒らに國財を糜し財務行政の基礎を危くするに至るべし是從來官有財産管理規則(第二三、一七五號令)官有地取扱規則(第二三、一七六號令)及官有地特別處分規則(第二三、一三五號令)の存せし所以なりしが此等の規則は今日より之を觀れば不備不完全の點少からず否其の不備なる點に付ては制定當時より既に業に批難の存せし所にして第二回第四回第八回の帝國議會に於て之が改正に關する法律案提出せられたりしが孰れも議決に至らず會計検査院に於ても屢國有財産管理に關する法規の不備を指摘し降りて大正六年に至り國有財産調

査會設立に關する建議案衆議院に提出せられ滿場一致可決と爲り遂に同調査會設立せられ爾後同會に於て調査を重ねる所あり第四十四回帝國議會に於て國有財産法案協賛せられ大正十一年四月法律第四十三號を以て國有財産法の公布を見るに至れるものなり

國有財産法及同施行令は從來の諸規則を總括して新に規定せられたるものにして從來の缺點たりし國有財産管理の統一を圖りたること管理事務に付其の監督方法を定めたること等最注意すべき點なりとす

國有財産てふ文字を廣義に解すれば國の所有に屬する一切の財産を意味することゝなるも本節に所謂國有財産は國の所有に屬する不動産並勅令を以て定むる國有の動産及權利を謂ふものにして(國財一)從來使用し來れる官有財産てふ名稱に該當するものとす蓋し官有財産てふ名稱は特別の熟語を爲せるが如きも寧ろ之を國有財産と稱するを妥當と認め改められたるものに過ぎず而して從來は國の所有に屬する不動産の外船舶及其の附屬物を稱するものなりしが國有財産法に在りては前記の如く不動産の外動産及權利を含むに至れり左

國有財産
の意義

に國有財産の意義に付更に委しく分説する所あるべし

(一) 國有財産は國の所有に屬するものならざるべからず 故に之を皇室財産と區別せざるべからず何となれば皇室の財産たる世傳御料(四二、二皇室典範第)皇室經費(四七、上條)通常御料地等皇室私有の財産は皇室の尊嚴を保ち且諸調度費の支辨を爲すが爲必要にして缺くべからざる収入若は収入の源泉なるに國の所有に屬する國有財産は之が管理處分に依り社會公共の利益を圖り又は國庫の收入を得るの源泉と爲すべきものにして皇室財産と國有財産とは之が所有者並に所用の主たる目的を異にするものなればなり

(二) 國有財産は主として不動産なるも尙勅令を以て定められたる動産及權利を含むものとする 國有財産は主として不動産を指すものとす然れども不動産たる土地、森林、原野、營造物、家屋等の外勅令を以て定むる國有の動産及權利をも含むこと國有財産法第一條に明示する所なり斯く不動産以外の財産中其の如何なるものを國有財産と爲すかの決定を勅令に譲り法律を以て之を規定せざりしは畢竟規定の繁細に涉るを避けむが爲なり而して國有財産法施

行令に於て(1)船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠(2)不動産又は(1)に掲ぐる動産の従物(3)事業所に於ける機械及重要なる器具(4)地上權、地役權、鑛業權、砂鑛權其の他に準すべき權利(5)株式及出資に因る權利にして國の所有に屬するものは之を國有財産と爲す旨を定めたり(國財施一第一項)右の内(1)及(2)は從來も之を國有財産と爲したりしが(3)乃至(5)は新に規定せられたるものなり(3)の事業所に於ける機械及重要なる器具といふは作業會計法の適用せらるゝ事業所及之に準ずる程度の事業所に於て所有する固定資本たる動産を指すものにして小規模の活版所、製材所、臨時土木事業所等は除外せらるべく右事業所の範圍は所管大臣、大藏大臣と協議して之を定むべきものとす(國財施一第二項)(4)の地上權、地役權を國有財産と爲したるは此等の權利は恰も土地其の物の如く實質上不動産と同一の扱を爲すを相當とするが故にして又鑛業權は從來と雖國有財産として取扱へるものなるを以て之を第四號中に加へたるなり(5)株式及出資に因る權利は多くは土地其の他の財産の變形したるものにして是亦國有財産として取扱ふを相當と認めたるが故第五號に於て之を

規定したるなり

然らば(1)に所謂船舶中には小蒸汽船、傳馬船等をも包含するか將た船舶法に依る船舶のみを指すかといふに右は常時水上に浮べる船舶は全部之を包含するものにして船舶法に依る船舶のみに限るものに非ず故に小蒸汽船、傳馬船、短艇等總べて國有財産として整理すべきものとす

(三) 國有財産には行政財産と収益財産とあり 國有財産は其の主たる所用の目的に依り之を行政財産と収益財産との二種に區別す行政財産は之を公産又は公有財産と稱し社會公共の利益を目的として管理する財産をいひ収益財産は之を私産又は私有財産と稱し國家の私經濟的收入を得る目的を以て利用する財産をいふ換言すれば國家が私人經濟の原則に隨ひて管理處分し之に依りて生じたる収益を以て國費の財源に充つることを主目的と爲す所の財産をいふ行政財産と収益財産とは時に其の區別判明を缺くこと無しとせず何となれば行政財産といふも必ずしも収益無きものゝみに限るものに非ず又収益財産といふも同時に社會公共の利益に資せらるゝものあればなり

要するに此の區別は主たる所用の目的如何に依りたるものと謂ふべし
以上述ぶるが如く國有財産は第一國家の所有物たることを要し第二主として
不動産なるも動産及權利をも包含し第三行政財産と収益財産との二種に區分
せられ得るものとす

國有財産
の四種別

一四三 國有財産の種類 前項に述べたる行政財産、収益財産の區分は行政法
上普通に行はるゝ所なるが國有財産法に於ては實際の必要上より國有財産を
分類して左記の四種と爲せり(國財二)而して大體に於て左記(1)及(2)は行政財産
に(3)及(4)は収益財産に屬するものとす然れども爰に注意すべきは公用財産と
雖國の事業を爲すの用に供するものゝ如き國家の私經濟的收入を得るを目的
とするものあり又營林財産と雖保安林の如き社會公共の利益を目的として管
理するものあり左記(1)及(2)を行政財産なり(3)及(4)を収益財産なりといふは固
より大體の觀察にして絶對的區分に非ざること是なり

(一) 公共用財産 國に於て直接に公共の用に供し又は供するものと決定したる
財産にして例へば道路、橋梁、公園、港灣、湖海、河川の類をいふ此等は何人の許可

をも要せず又何等の對價を拂ふ必要も無く恰も人民一般の財産の如く直接
公共の用に供せらるゝものなるが故に之を公共用財産と稱するなり

(二) 公用財産 國に於て神社の用又は國の事務、事業若は官吏其の他の職員の仕事
居の用に供し又は供するものと決定したる財産にして例へば神社、官舎、工場、
農場、學校、監獄、郵便局、鐵道、軍艦、圖書館、博物館の類をいふ此等は國が行政事務
を行ふが爲必要あるに基き所有する財産なるを以て公用財産と稱するなり

(三) 營林財産 國に於て森林經營の目的に供し又は供するものと決定したる財
産にして農商務省所管要存置國有林野の類をいふ彼の公有林野官行造林法
(大正九、七法)に依り公共團體との契約に基き収益を分收するの條件を以て公
(律第七號)有林野に造林を爲すときは該造林に係る樹木は國と公共團體との共有に歸
し且立木は立木法(四二、四法律)に依り不動産と看做さるゝものなるが故に又
一の營林財産と謂ふべきものと信ず其の他前記公有林野官行造林法に依り
造林を爲す公有林野に對して國は造林契約の存續期間中地上權を有するも
のなるを以て是亦國有財産法施行令第一條第四號に依り國有財産と稱すべ

く而して營林財産中に包含せらるゝものなるべし

(四) 雜種財産 前各號に屬せざる財産をいふ即ち公共用、公用又は營林の爲に使用せざるものにして所謂不用財産は總べて此の雜種財産中に包含せらるゝものとす之を不用財産と稱せざるは不用ならざる財産をも含むが故なり尙雜種財産の意義を明瞭ならしめむが爲に之を分解して説明すれば左の如し

- (1) 現實に公共用、公用、營林の用途又は目的に供せられざるもの及具體的に用途又は目的の確定せざるもの

- (2) 公共用、公用、營林の用途又は目的に供せらるゝ財産と同一體を爲すが如く認めらるゝものと雖其の用途又は目的に供するの實無き部分即ち所定の用途又は目的に供する上に於て必要無き部分殊に有償又は無償にて包括的に他人に使用せしめある部分例へば敷地の一部に於て他人に建造物の設置を認容したるものゝ如きは其の著しきものとす

- (3) 將來一定の用途又は目的に供せらるべき豫定として存在するもの換言すれば現實に使用せざるもの

(4) 國有林野と雖實質上森林原野又は其の附屬地に屬せざるもの

右各號の孰れかに該當するものは雜種財産なりとす

以上の説明中公共用、公用又は森林經營の目的に供し又は供するものと決定したる財産は各之を公共用財産、公用財産又は營林財産と爲す旨を述べたり然らば何人が之を決定するか將た又決定とは如何なることを意味するかといふに右は主管の各省大臣若は當局者に於て決定すべきは固よりなるが決定は單に豫定若は決議を経たりといふに止らず事實上其の用途に供することの確と爲りたる場合に限るべきものとす

第二節 國有財産の管理處分並其の監督

一四四 國有財産事務の管理及其の總轄機關 國有財産は從來官有財産管理規則、官有地取扱規則及國有林野法等に基き之を管理したること前に述べたるが如く而して此等の法規に基き各省各別に分割管理し官有地に付ては内務大臣に於て之を總轄したるも完全なる統一の管理機關無く其の取扱振區々に涉

從來の缺點

り議會に報告する所の財産目録並増減異動報告書の如きも各省毎に調製し之を總括するの途を闕如せり隨て國有財産の總體を通じて閲覽するに便ならざるの缺點ありき是を以て其の統一整理に付當局者又は識者間に屢論議せられたることあり國有財産法は結局右の缺點を補正せむとするの趣旨に出でたるものにして國有財産の管理法規を統一し該根本法規を制定したるものなり依て從來行はれたる官有財産管理規則、官有地取扱規則は勿論國有林野法中の一部をも廢止し(國財三一)又國有財産法は多少の例外を認めて各殖民地にも之を施行することとし(國財三三)唯北海道國有未開地處分法のみは從來の儘之を續せしむることゝ爲したり(國財三〇)

國有財産
總括機關

國有財産の増減異動は一面國家公共の利益に影響する所あると共に他の一面に於ては國家の經濟的收入に著しき影響あり即ち歲計豫算と極めて密接なる關係を有し財政上の利益に直接の關係を及ぼすものなれば之を財務主管の大藏大臣をして統一するの任に當らしめ而して其の現に供用せらるゝものに限り主管の各省大臣をして管理せしめ若し其の供用を廢したるときは更に之を

大藏大臣
協同大藏
及同大藏
への引大
其の他通
知

大藏大臣の管理に歸せしむることゝし恰も豫算は各省に於て調製し其の成立後之を使用するものは各省なるも該豫算を總轄する官廳は大藏省なると同様の趣旨に基き國有財産統一の機關を設けたるものにして右は財産の管理監督上將た利用上最必要なる所なりとす即ち國有財産に關する事務は其の財産の種類に依り(1)公共用財産は内務省(2)公用財産は各其の所管省(3)營林財産は農商務省に於て管理せしむること從來と異なる所なきも(4)雜種財産は原則として大藏省の所管に移し(其の地方機關は各稅務監督局なりとす)之と同時に大藏大臣をして國有財産に關する總轄の事務に當らしむることゝ爲したるものにして是國有財産に關する事務は各省大臣之を管理し國有財産に關する總轄事務は大藏大臣之を管理すべしと規定せる所以なり(國財三)

右の如く大藏大臣は國有財産に關する事務を總轄するが故に事業所に於ける機械及重要な器具にして國有のものは國有財産なるも其の事業所の範圍は所管大臣大藏大臣と協議して之を定むべきこと前に述べたるが如く(國財施一)又各省大臣公共用財産又は公用財産の用途を廢止せむとするときは豫め大藏

大臣に通知し特に大藏大臣と協定したるものを除くの外用途廢止後遲滯無く之を大藏大臣に引繼ぐことを要す但し(1)用途の廢止と同時に國有財産たるの性質を失ふもの(2)國有林野法第三條第二項の規定に依り營林財産と爲すの必要あるもの(3)史蹟名勝天然紀念物に指定せられたるもの及(4)帝國鐵道會計大學資金學校及圖書館資金又は在外國帝國專管居留地特別會計に屬するもの、四種に付ては各其の所管大臣をして管理せしむるを適當とするが故に大藏大臣に引繼ぐことを要せざるものとす(國財施二)以上の外國有財産の管理換用途變更、交換、寄附等の場合に於て大藏大臣に協議又は通知を爲すべきこと等國有財産法施行令に規定せる所なり(國財施三—六)

國有財産中家屋其他の建造物の如きは保管上特に相當の注意を拂はざれば或は雨漏れの爲破損を來たし又は白蟻の害を被り若は黴菌類に侵され木材腐蝕して損害を生ずる等の虞れあり又火災に對する豫防鎮壓の準備等常に注意し置かざれば不測の害を醸すことあり土地の如きは疆界の保護に務め標杭土石等を設けて之を明にせざれば間々紛議を生ずること無しとせず當局者は宜

國有財産
管理者の
注意事項物品及國
有財産に
對する責
任

しく各般の事項に意を用ひ恰も彼の物品會計官吏が其の保管の物品に對し一切の責に任するが如き責任の自覺を以て管理の任に當らむことを要す物品の保管に對しては會計上の責任を負ふ物品會計官吏あり然るに國有財産の管理に對しては此の如き責任者なし故に例へば管理の任に當れる部局長の過失に因り國有の家屋又は其の附屬物を亡失毀損したることありとせむに當該部局長に對し行政上の責任を負はしめ得るも會計法上の責任を負擔せしむること能はざるべし是は一見物品に厚く國有財産に薄きの嫌あるが如きも物品は亡失毀損を生ずる虞頗る多く保管者の之に對する注意特に厚からざれば往々にして被害を生じ易きものなるに國有財産は土地、家屋、船舶及其の附屬物等にして亡失毀損を生ずる機會、物品の如く多からざると同時に其の價格頗る多額に上るものあり之に對して會計上の責に任せしめむとするは酷なるものあるが爲彼此其の取扱を異にしたるものなるべし立法上の理由如何は姑く措き物品といひ國有財産といひ等しく國家の所有物にして彼此軒輊無く否寧ろ國有財産は其の價格に於て概ね物品に優ること多きものなれば之が管理者は宜

しく甚深の注意を拂ふべきなり故に各官廳に於ける部局長は時々其の所管に係る國有財産の現況を査察し特に(1)使用は適當なるか否か(2)維持保存上不完全の點なきか否か(3)損害を生ずべき虞無きか否か(4)用地の疆界に不判明の點無きか否か(5)其他保護取締は適當に行はれたるか否か(6)賣拂讓與等の處分は適法且有利に行はれたるか否か等諸般の點に涉りて注意せむことを要す尙爰に特に留意すべきは國有財産に關する事務に従事する職員は其の取扱に係る國有財産を讓受け又は自己の所有物と交換するを得ざるの點なりとす(國財施七)何が故に此の如き制限を設けたるか蓋し國有財産に關する事務に従事する職員は其の取扱に係る國有財産の内容に付熟知し其の利用程度、價格等他に先んじて知り得る地位に立てるが爲右の如き制限規定を置かざれば邪曲を營み易く弊害の生ずるもの多ければなり然らば一たび公賣に付し入札不結果に終りたる國有財産を其の豫定價格以上にて買受くる場合と雖尙本條の制限を受くるものなりや然り此の場合と雖本條文の適用あるは固よりにして若し之を禁ぜざらむか故意に豫定價格を左右し入札不結果の場合を生ぜしめ依り

て以て自ら讓受けむとするが如き弊を醸すことあるべし要するに取扱官吏は自己の利害を念頭に置くが如きことなく至廉至公事に臨むの必要あり是前記の如く制限規定を設け邪心を未萌に防ぎたる所以なり

一四五 國有財産の處分及監督 國有財産の處分に付ては一定の準繩を設け嚴正に之を行ふに非ずむば往々にして弊竇を生じ易し故を以て從來と雖官有財産管理規則、官有地取扱規則等に其の規定を存したりしが國有財産法に於ては此等從來の規定を參酌し種々の條文を設けたるの外國有財産の讓與、出資等從來は其の根本的法規が前記管理規則、取扱規則等勅令なりしが爲勅令を以て規定すれば差支無きこと、爲り居たるも今後は法律に依るべきことを規定せり從來北海道廳長官は官設驛遞所存立の必要なしと認むる場合に於ては五箇年以上引續き其の驛に在勤し功勞顯著なる驛遞取扱人に該驛舎敷地、牧場及馬具其他の附屬物件を無償にて附與することを得(第三六、三三勅令)遞信大臣は無線電信を取扱ふ電信官署を廢止するに際し其の使用物件中寄附に係るものあるときは該寄附者に無線電信の私設を許可する場合に限り之を其の施設者に讓

與することを得(大正六、二勅)其の他臺灣總督府の管理に屬する財産にして電氣瓦斯及木材防腐の作業の用に供するものは臺灣電力株式會社に依り設立する會社に政府の出資として之を提供することを得(大正八、五勅令)等孰も國有財産の處分を勅令にて規定せしが此の如く勅令を以て自由に定め得るか否かに付ては議論ありたり甲説に曰く國有財産の處分に付ては或は勅令を以てし或は法律を以てするの實狀にして成法中何等の制限無く全く行政行爲に屬するが故に勅令を以て自由に之を定め得べく帝國議會の協贊を要するものに非ずと第二説に曰く成法上縱令何等の制限無しと雖國有財産の處分に依りて得べき収入は豫算中に之を編入せざるべからず而して豫算は議會の協贊を要するを以て議會は國有財産の處分に依りて得べき豫算を可否するの權能あり故に結局國有財産の處分に關しては帝國議會の協贊を要するものなりと然れども豫算は收支の見積に過ぎず豫算以外に於て既に勅令の規定に依り政府が有する財政上の權利を豫算を以て動し得るものに非ざれば從來に於ける理論としては甲説を採るべきものと謂ふべし然れども國有財産法制定せられ財産の處

分は同法の規定に基くべきこと、爲れる今日に在りては若し勅令を以て國有財産を自由に處分し得るものとせば勅令を以て法律を動すの不條理に陥ること、爲るべきが故に之を禁すべきものと謂ふべし

今國有財産法に付財産處分の方法を略敘すれば左の如し

(一)賣拂 國有財産は雜種財産に非ざれば之を讓渡し又は之に私權を設定し得ざるものとす但し其の用途又は目的を妨げざる限度に於て其の使用收益を爲さしむるは此の限に在らず(國財四)故に例へば道路、公園等の如き公共用財産と雖道路公園としての用途又は目的を妨げざる限り家屋建築の板圍を爲すが爲道路の一部を使用せしめ又は茶店を出すが爲公園敷地の一部を使用せしむるが如きは差支無きものとすかゝる例外あるも國有財産の賣拂は固より其の他の處分は原則として雜種財産に限ることを忘るべからず而して國有財産の賣拂又は交換に關し從來は内務省の訓令に基き評價人を設け之を評價せしめたりしが新法は之を改め當該官廳に於て其の賣拂若は交換價格を評定し其の基礎を明にしたる調書を作成すべきこと、せり(國財施一)

一二是從來の取扱は當該官廳自ら評價せず之を他人に委任するが爲責任の自覺に鈍きを免れざる弊ありしを以て此の如く改正せられたるものなり
國有財産の賣拂代金は財産引渡前之を納付せしめざるべからず但し勅令の定むる所に依り其の延納の特約を爲すことを得るものとす(國財九)

(二) 讓與 雜種財産を讓與し得るは左記三種の場合に限るものとす(國財五)

- (1) 帝室用又は公共團體に於て公共用若は公用に供する爲必要あるとき
 - (2) 公共用財産又は公用財産の用途を廢止したる場合に於て勅令の定むる所に依り之を其の維持保存の費用を負擔したる者其の用途に代るべき他の施設を爲したる者其の他の緣故者又は關係者に讓與するとき
- 右の條文に基き國有財産法施行令に於て左の如く規定せり
- 公共用財産の維持保存の費用を負擔したる公共團體に讓與する場合 公共團體に於て維持保存の費用を負擔したる公共用財産の用途を廢止したる場合に於ては之を其の公共團體に讓與することを得但し特別の事由ある場合を除くの外費用負擔の義務を負ひたる期間十年に滿たざるものに

讓與

のに付ては此の限に在らず(國財施八)故に十年以上道路、公園等の公共用財産に對する維持保存の費用を負擔したる公共團體は其の用途廢止後の道路又は公園等の讓與を受け得るものとす其の費用負擔の期間十年未滿なるときと雖特別の事由存する場合には亦讓與を受け得るものとす

公共用財産の用途に代るべき他の施設を爲したる公共團體又は私人に讓與する場合 公共團體又は私人に於て公共用財産の用途に代るべき他の施設を爲したる爲其の用途を廢止したる場合に於ては之を其の施設を爲したる者又は其の相続人其の他の包括承繼者に讓與することを得但し財産の見込價格が其の施設に要したる費用の額を超過するときは超過額に相當する部分に付ては此の限に在らず(國財施九)故に府縣郡市町村其の他公共團體は固より個人に於て新に道路、公園、市場、河川、竝木敷、堤塘、溝渠等を開設し爲に不用に歸したる舊同種類の國有財産は右新施設を爲したる公共團體、個人其の相続人其の他の包括的權利承繼者に讓與することを得るものとす但し舊財産の見込價格が新施設に要したる費用の額を超過した

る場合例へば舊道路費の見込價格一萬圓なるに新施設の道路築設費用は八千圓なるが如き場合に其の超過額即ち二千圓に相當する部分に付ては讓與し得ざるものとす隨て若し全部の讓與を受けむと欲せば現金を以て補足すべきこと法文には何等の規定なきも彼の交換價格相均しからざる場合に金錢を以て補足するが如く取扱ふべきものなるべし

以上の外尙縁故者又は關係者に讓與する場合の規定を存せり(國財施一〇) ③神社寺院又は佛堂の合併したる場合に於て之に因り其の供用を止めたる國有財産を其の合併したる神社寺院又は佛堂に讓與するとき 合併の場合此の規定に依り讓與し得るものとす但し移轉の場合には之を許さず立法論として移轉の場合にも讓與すべしとの説あり

(三) 出資 雜種財産は法律を以て特別の定を爲したる場合に限り之を出資の目的と爲すことを得(國財六從來出資に關し勅令を以て規定せしものありしこと前に述べしが如くなるが將來國家が會社又は組合等に對し資本として雜種財産を提出する場合には本規定に依り法律の根據を要することゝ爲れり

出資

交換

元來法律を以て特別の定を爲さば特別法は一般法に先だつが故に該特別の法律は其の效力を發生すべく隨て本規定は自明の理に屬するが如きも特に此の規定を設けたるは從來と異り法律に依るに非ざれば出資の目的と爲す能はざること明にすると共に雜種財産は賣拂、讓與、交換、貸付又は使用、收益を爲さしむる以外に於て尙出資の目的とも爲し得べきものなることを示したるものなるべし

(四) 交換 雜種財産の交換も亦之に一定の制限を付せざれば往々にして弊害を生じ易し故に交換の目的物用途、價格の三方面に付制限を加へたり(1) 交換の爲相手方と受授する目的物は土地及建物以外の土地の定著物に限らる故に建物の交換は絶對に之を許さざるものとす(國財七第一項(2) 帝室用又は國、公團體若し私人に於て、公共用若し公益事業に供する爲必要あるときに限らる同上(3) 當該官廳は目的物の價格を評定し其の基礎を明にしたる調査を作成すべく該評定價格の差額が其の高價なるものゝ價格の四分の一を超ゆるときは交換を爲し得ざるものとす(國財施一一) 故に例へば交換渡地の價

格十萬圓交換受地の價格七萬五千圓とせば差額二萬五千圓にして該差額は高價なるもの、價格即ち十萬圓の四分の一に當り未だ四分の一を超えざるに付交換を爲し得べきも交換受地の價格七萬五千圓以下なるか若は渡地の價格十萬圓以上なる場合には四分の一を超ゆるの計算と爲るが故に交換を爲すことを得ず此の理は渡地の價格が受地の價格より多き場合に在りても亦同じ何故に此の如き制限を設けたるか蓋し無制限に交換を認め非常に安きものを以て非常に高きものと交換することを許さむか名は交換なるも其の實買を行ふと同一の結果に歸することあるべければなり(4)價格相均しからざる目的物の交換を爲す場合には金錢を以て之を補足すべきものとす(國財七第二項)故に前例を採りて説明すれば官廳は相手方より二萬五千圓の補足金と七萬五千圓の價格ある土地とを受け十萬圓の價格に相當する土地を引渡して交換を了すべきものとす此の場合に於ける交換差金は財産引渡前之を納付せしむべく但し勅令の定むる所に依り其の延納の特約を爲し得ること賣拂の場合に述べたると異なる所なし(國財九)

用途及
期間指
定の期
間指
定及
賣拂
又は
交換

境界
査定

(五)用途及期間指定の賣拂讓與又は交換 一定の用途に供せしむる目的を以て國有財産の賣拂讓與又は交換を爲す場合に於ては當該官廳に於て特に其の必要なしと認めたる場合の外當該官廳は其の用途並に之を其の用途に供すべき始期及期間を指定すべきものとす(國財施一三)故に例へば學校敷地と爲すの目的を以て某市より土地賣拂の出願を爲したりとせば當該官廳は何々學校の敷地に使用すべく何年何月迄に起工し何年何月迄に竣功すべし等用途及期間を指定すべきものとす而して此の如く用途及期間を指定して賣拂讓與又は交換を爲したる場合に於て指定期間に之を其の用途に供せず又は之を其の用途に供したる後指定期間内に其の用途を廢止したるときは政府は其の契約を解除することを得るものとす(國財八)

(六)境界査定 境界査定は官有地と民有地との境界を官廳の一方的行爲に依りて決定する一の行政處分なり從來公共用財産又は公用財産に付國家が一方的行爲に依り境界を定むるは行政事務の執行にして何等支障無きも森林又は不用の官有地に付境界査定を爲すは隣接地主の不利を顧ざるものにして

不當なりとするの議論ありたり然れども土地の官民有區分國有林野の境界査定等多年官廳の一方的行爲に依りて決定し來りたる所なるが故に國有財産法に於ても亦之を行ひ得るものとし境界査定の手續に付規定せり但し隣接地所有者の權利を重んじ隣接地所有者より其の管理廳に對し境界査定申請を爲したる場合は常に之を容れて査定を施行すべきものとせり(國財一〇一—四國財施一四—一九)但し一たび行政訴訟若は民事訴訟の結果境界の確定したるものに付ては縦令申請あるも之に應ずるの必要なきは勿論なりとす尙爰に疑問と爲るは隣接地所有者は境界査定申請を爲すことなく直に民事訴訟を提起し得るか否かの點なり之に關しては積極消極兩説あり司法省は積極に解し居るといふも余は先づ以て境界査定申請を爲し査定後爭ある場合に於て始めて訴訟を提起し得るものと解するを妥當なりと信ず

(七) 貸付及準貸付 國有財産の貸付其の他使用收益を爲さしむる所の契約に付ては從來行はれたりし諸種の法令を綜合し貸付期間、貸付料、無料貸付、貸付契約の解除等に關し必要な規定を設け又國有地の開拓若は水面の埋立、干拓

貸付及準
貸付と準

を爲す場合等の取扱に付ても之が規定を設けたり(國財一五—二四國財施二〇—二九)其の爰に準貸付と稱するは貸付に依らずして國有財産の使用又は收益を爲さしむる場合の契約を謂ふものにして亦一種の私權設定に外ならず而して國有財産法施行令に於て新に使用せらるゝに至りたる文字なりとす(國財施二二)

貸付と準
貸付と準

財産の貸付と準貸付とは如何に異なるか聊か説明を要すべし貸付は雜種財産の専用を許諾するものにして之に由りて政府は自己の用途又は目的を妨ぐるの效果を生ず隨て貸付は國有財産法に所謂私權を設定する一種の契約に屬せり準貸付即ち使用收益は國有財産の用途又は目的を妨げらるゝことなき限度に於て其の使用又は收益を許す一種の行政處分なり例へば電柱を公用に供したる儘該公用の目的を妨げざる限度に於て他人をして廣告揭示等に使用せしむるは行政法上所謂解禁行爲にして權利の許容なり隨て公法關係に立つものなりとは從來唱へ來りし所なるが國有財産法に在りては使用收益を爲さしむるも亦私權を設定するものに外ならずとの觀念を以て規定

せられたるが爲貸付と準貸付と相異なる所は唯一は雜種財産に限られ且財産の専用を許諾するものなるに他は國有財産の用途又は目的を妨げざる限度に於て使用收益せしむるの點のみと爲れり

以上國有財産法及同施行令の規定に基き國有財産の管理及處分に付其の梗概を述べたり尙爰に注意すべきは國有林野も亦右法令の適用を受くと雖同時に國有林野法の規定に依りて支配せらるゝこと是なり即ち從來の國有林野法中國有財産法の規定に依り效力を失ひたる條文あるも(國財三一)尙國有林野の組織、編入、隨意契約に依る國有林野及産物の賣拂、貸付、讓與、保管、委託、部分林の設定等に付ては國有林野法の規定存續して其の效力を有するが故に國有林野は國有財産法及國有林野法の支配を受くるものとす(國林一・三・八・一〇・一一・一五・一七―二三・二六・二七)更に注意すべきは北海道國有未開地處分法中の規定に限り國有財産法の規定に牴觸するものと雖當分の内は其の效力を有すること是なり

(國財三〇)

次に國有財産に對する監督は之を忽にすべからず從來國有財産に對しては會

計検査院の検査を經べしとの明文無かりしも同院に於ては會計検査院法の解釋上之が職權あるものとし計算證明規程中國有財産に對する證明の方法を規定せり右に關し大正二年第三十一次帝國議會に於て會計検査院法第十三條に政府より帝國議會に提出する官有財産目錄及其の増減異動報告書の一號を加ふるこの法律案提出せられたり該提案の理由とする所は會計検査院に在りては官有財産の賣買、讓渡又は其の利用の結果が歳入出の決算に現れたる場合即ち計數に現れたる場合に限り始めて之が當否を審査するの途あるも官有財産の無償處分、無償獲得又は高價なる官有財産を以て低價なる公私有財産と交換せし場合等に於ては何等決算に影響を來さざるが故に全然之を検査すること能はず故に政府より議會に提出する財産目錄及異動報告を先づ以て會計検査院の検査に付し然る後議會に於て之を審議するの途を開くべしと謂ふに在りたり右法案は通過するに至らざりしも會計検査院は其の職權上證明の方法を定め検査を行ひ來りたること前陳の如くなりしが國有財産法に在りては寧ろ之が明文を置くの勝れるに如かざるを認め國有財産の増減及現在に付ては

會計検査院の検査を経て後之を帝國議會に報告すべしと規定せり(國財二六)新計算證明規程(大正一、三會計)は右の條文並に會計検査院法に基き國有財産の一章を設け各省大臣又は國有財産に關する事務を分掌する部局長は毎三箇月間に於ける國有財産増減計算書を調製し證憑書類を添へ翌月末日限之を會計検査院に提出すべく但し同院の承認を経たるものは年一回又は二回に提出することを得るものとせり(計證六九)今其の從來の取扱振を改正したる要點を示せば次項の如し

一四六 國有財産の増減現在及臺帳 從來各省大臣は毎年其の所管官有財産の増減異動報告書を(官財一七)又毎十年其の所管官有財産の目録を(官財一六)調製し帝國議會に報告すべき旨を規定せしに止りたるも國有財産法に於ては(1)從來の目録及報告書の様式を改正し之を計算書の様式と爲したり(2)從來は各省各別に目録及報告書を調製したるも國有財産法に在りては一旦之を大藏省に於て取纏め總計算書を調製報告せしむることに改めたり(3)從來は十年毎に目録を調製せしも其の期間長きに失するものと認め國有財産法に在りては五

年毎に現在額總計算書を調製することに改めたり(4)國有財産の價格は年を経るに隨ひ異動を生ずべきものなるを以て現在額總計算書調製の都度即ち五年目毎に適當の範圍に於て價格の改定を爲さしむること、したり(5)從來目録及報告書は會計検査院の検査を経べき規定無かりしを以て新に計算書及報告書とも總て會計検査院の検査を経たる上帝國議會に報告せしむること、爲したり以下尙之を詳述すれば前項記載の如く各省大臣は會計検査院に證明の爲國有財産の増減計算書を調製し證憑書類を添へ之を會計検査院に送付すべく右計算書は國有財産に關する事務を分掌する部局長より直に會計検査院に送付せしむることを得(國財施三五)右計算書の様式提出期限及如何なる書類を證憑書と爲すか等計算證明規程に明示する所なり(計證六九―七三國財施三九)各省大臣は毎會計年度間に於ける國有財産増減報告書を調製し翌年度八月三十一日迄に之を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は各省の國有財産増減報告書に基き國有財産總計算書を調製し各省の國有財産増減報告書と共に之を會計検査院に送付すべく(國財施三六)又各省大臣は毎五年三月三十一日現在に於け

る國有財産現在額報告書を調製し其の年九月三十日迄に之を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は各省の國有財産現在額報告書に基き國有財産現在額總計算書を調製し各省の國有財産現在額報告書と共に之を會計検査院に送付すべきものとす(國財施三七)以上の規定に基き會計検査院に送付せられたる(1)國有財産増減計算書及證憑書類(2)國有財産増減總計算書及國有財産増減報告書(3)國有財産現在額總計算書及國有財産現在額報告書は同院に於て之を検査確定す政府は右會計検査院の検査を経たる國有財産増減總計算書及國有財産現在額總計算書を帝國議會に提出すべきものとす而して國有財産増減總計算書には各省の國有財産増減報告書を國有財産現在額總計算書には各省の國有財産現在額報告書を添附すべきものとす(國財二六)之を要するに國有財産の増減は年計算書を以て之を報告し現在は毎五年を限り報告するものとす但し等しく國有財産なるも當分の内公共用財産に付ては右の規定を適用せざるものとす(國財二八)又前記國有財産増減總計算書は國有財産法施行の日の屬する年度分より國有財産現在額總計算書の第一回分は國有財産法施行の日の現在に依り

之を調製すべきものとせり(國財二九)

次に政府は國有財産の種類に従ひ其の臺帳を設け所管の各省毎に之を備へざるべからず但し部局の長に於て國有財産に關する事務を分掌する場合に於ては其の部局毎に之を備へ各省には其の總括簿を備ふるものとす而して該臺帳に記載すべき事項は命令を以て之を定むるものとす(國財二五國財施三〇三一)此の規定に基き國有財産法施行令及國有財産法施行規則に於て臺帳の様式臺帳に登録すべき國有財産價格等に付詳密なる規定を設けたり(國財施三二・三三國財規一―五)即ち國有財産臺帳に登録すべき價格は(1)購入に係るものは購入價格(2)交換に係るものは交換當時に於ける評定價格(3)收用に係るものは補償金額に依り其他のものは左の區分に依り之を定むべきものとせり

- (一)土地に付ては該地の時價に比準して算定したる金額
- (二)立木竹に付ては其の材積に單價を乗じて算定したる金額、庭木其他材積を基準として算定し難き立木竹は見込價格

(三)建物其他の工作物及船舶其他の動産に付ては建築費、製造費又は見込價

格
(四) 地上權、地役權、鑛業權、砂鑛權其の他之に準すべき權利に屬するものは見込價格

(五) 株式及出資に因る權利に付ては拂込金額又は出資金額
爰に從來と著しく其の取扱振を異にしたるものある點に付一言せざるべからず何ぞや土地、立木竹に關する價格を毎五年に改定すべきことなり從來此の規定無かりしが爲東京市又は大阪市等に於ける土地なるに拘らず幾年甚しきは幾十年も價格改定せらるゝことなく僅に坪當一圓又は二圓といふが如き時代の變化進運に伴はざる極めて不合理の價格登録せられ居り其の儘議會に報告せらるゝの事實稀ならざりき故に之を改め主稅局、勸業銀行等の調査を參酌し五年毎に土地の價格は該地の時價に比準し、立木竹の價格は其の材積に單價を乘じて算出し成るべく時價に近似せしむることを期したり但し庭木其の他材積を基準として算定し難き立木竹に付ては見込價格に依るべく又臺帳登録後二年を経過せざるものに付ては右每五年に於ける價格改正を要せず尙帝國鐵

道會計に屬するものは決算主義に依り價格の改定を行はず(帝鐵會規一八)故に右の規定を適用せず其の他作業會計又は造幣局特別會計の固定資本に屬するものの價格に付ても夫々該會計規則に依り其の資本價格を以て計算することと爲れるが爲國有財産法の規定を適用せざること、せり(國財施三三・三四)

第十一章 時效

第一節 時效

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時效ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時效中斷ノ效力ヲ有ス

一四七 時效に關する主義 民法上時效の制度を設くる所以は財産的事實を永く權利義務不確定の状態に置くときは濫訴の端を啓き取引の安全を害し關係者をして迷惑を生ぜしめ社會の經濟に影響する所大なるものあるに依り永續的事實を尊重し之に對して法律的效果を付與したるに出づるものなり會計

時效の制度を設くる所以

新會計法は從來の主義を變せり

法に於て時效の制度を設くる趣旨亦之に等しく即ち時は事實を確定すとの根本的觀念に基きたるものに外ならず而して舊會計法に依れば金錢の給付を目的とする權利に付ては其の公法上のものたるを將た民法上のものたるを問はず總て原則として年度經過後五年にして消滅せしむるの趣旨なりしが舊會計法一八二九私法上の行為に付ては政府と雖成るべく私法上の原則に依るものとするに至當なるのみならず一切の場合を通じて時效期間を五年と定むるは各種の事情に應じ時效期間に長短の差別を設けたる趣旨を没却するの結果を生じ時效の本旨に適せず故に民法上の權利義務に付ては民法、商法の規定に依ることとし民法、商法其の他の法律に規定なき場合に限り權利を行使し得べき時より五年にて消滅することとし是金錢の給付を目的とする政府の權利にして時效に關し他の法律に規定なきときは五年間之を行はざるに因りて消滅す政府に對する權利にして金錢の給付を目的とするものに付亦同じと規定せる所以にして會三二新會計法は時效に關する從來の主義を一變せり

一四八 債權債務の消滅 會計法第三十二條に規定する政府の權利といふは

其の原因の何たるを問はず即ち租税、手数料、罰金、科料等の如き公法上の原因より來るものと物品賣拂代、土地建物貸付料等の如き私法上の原因より生ずるものとを分たす又相手方が私人たると公共團體たると將た官廳たるとを論ぜず總て政府以外の者より政府に向つて金銭を納入すべき義務發生し政府に於て收納すべき權利確定したる金額をいふ金銭の給付を目的とする政府の權利にして時效に關し他の法律に規定なきときは權利を行使し得べき時より五年間之を行はざるに因りて消滅す次に同條に規定する政府に對する權利といふは恰も右と反對の場合にして其の原因の公法上より來りたると私法上より生じたるを論ぜず又相手方の如何に拘らず總べて政府より金銭を以て支拂を爲すべき義務確定せるものをいふ前者は政府の債權なり後者は債務なり債務も債權と等しく相手方が權利を行使し得る時より五年間之を行はざるに因りて消滅す但し爰に説明を要するは支出官が支拂の義務ありと決定し小切手を發行したる場合なりとす此の場合に於て小切手の呈示期間は一年なるが故に一年内は手形上の債務として存在し日本銀行は小切手の呈示ありたるとき之に

對し支拂を爲すべきものとす然るに一年を経過せば手形上の債務存在せざるに至るも會計法上の時效に罹らざる限は原權存在するが故に償還請求を爲し得べく隨て之が請求を爲し更に小切手の振出を得たるときは爾後一年間は手形上の債權として存在し期間經過後再び償還の請求を爲さば該請求を爲したる日より十年間は時效成就せざるものとす尙注意すべきは支出の請求を怠るも支拂の請求を怠るも共に時效成就の原因と爲ることとなり即ち債權を有するに拘らず支出官に對し支出の請求を爲すこと無く漫然時日を経過し十年を超ゆるに至らば最早支出の請求を爲すこと能はざるに至るべく又支出の請求を爲し小切手を得たる場合呈示期間内に之を呈示せず且呈示期間經過後償還請求をも爲さず十年を経過せば時效成就するが爲最早支拂を請求し能はざるに至ることとなり

會計法に依る時效は右に述ぶるが如し尙他の法律に規定の存する場合は之に依るべきこと亦會計法第三十二條に明示する所なり故に國債に關する件^(三)九^(四)律^(三)第九條に依れば國債の消滅時效は元金に在りては十箇年利子に在りて

は五箇年を以て完成す但し割引の方法を以て發行したる國債の消滅時効は五箇年を以て完成すとありて國債は會計法に所謂政府に對する權利なりと雖其の元金に對しては會計法の規定より長期なる十箇年の時効に利子又は割引の方法を以て發行したる國債に在りては會計法の規定と等しく五箇年の時効に罹るものとす又地租條例(布告第七三三號)第二十五條に依れば土地を欺隱し地租を遁脱する者は四圓以上四十圓以下の罰金に處し現地目に依り地價を定め欺隱年間の地租を追徴す但し發覺の日より三年以前に遡ることを得ずとあり地租は會計法に所謂政府の權利に屬するものなりと雖右の場合には會計法の規定よりも短期なる三年の時効に罹るものとす此の他電信法(三五三號法律)第二十条に依れば電信又は電話に關する料金納付の義務は其の納付すべき日より六箇月内に納付の告知を受けざるに因りて消滅すとあり他の法律に依る時効は此の如し今現行法上に於ける時効を(1)國の債權債務に特有なる法律に依るもの(2)一般の債權債務に關する法律に依るものに分ちて例擧すれば概ね左の如し

(一) 國の債權債務に特有なる法律に依るもの

(時効期間)	(權利の名稱)	(準據法)
十五箇年間	整理公債元金支拂請求權	整理公債條例第一四條 (一九、一〇勅令第六六號)
同 上	海軍公債證書元金支拂請求權	海軍公債證書條例第九條 (一九、六勅令第四七號)
十箇年六十日	郵便貯金及保管に係る證券に關する權	郵便貯金法第一八條第一項 (三八、二法律第三三號)
十 箇 年	國債元金支拂請求權	國債に關する件第九條 (三九、四法律第三四號)
七 箇 年	官吏恩給請求權	官吏恩給法第一六條 (二三、六法律第四三號)
同 上	軍人恩給請求權	軍人恩給法第二六條 (二三、六法律第四五號)
五 箇 年	人民の國に對する公法上の金錢債權	會計法第三二條 (大正一〇、法律第四二號)
同 上	國の人民に對する公法上の金錢債權	同 上 (同 上)
同 上	整理公債利子支拂請求權	整理公債條例第一四條 (一九、一〇勅令第六六號)
同 上	海軍公債證書利子支拂請求權	海軍公債證書條例第九條 (一九、六勅令第四七號)
同 上	保管金拂戻請求權	保管金規則第一條 (二三、一法律第一號)
同 上	國債利子支拂請求權	國債に關する件第九條 (三九、四法律第三四號)

第十一章 時效 第一節 時效

五箇年	割引を以て發行したる國債支拂請求權	國債に關する件第九條	(三九、四法律 第三四號)
廢止の日より	明治二十年六月三十日を以て通用を廢止したる拾錢紙幣以外の通用廢止補助貨幣紙幣引換請求權	通用廢止の貨幣紙幣引換に關する法律	(二三、三法律 第一三號)
三箇年	郵便爲替金に對する權利	郵便爲替法第一三條	(三三、三法律 第五五號)
同 上	郵便貯金拂出證書に對する權利	郵便貯金法第一八條第二項	(三八、二法律 第三三號)
同 上	罰 金	刑法第三二條	(四〇、四法律 第四五號)
法律發布の日より三箇年	明治二十年六月三十日を以て通用を廢止したる拾錢紙幣引換請求權	通用廢止の貨幣紙幣引換に關する法律	(二三、三法律 第一三號)
二箇年	關稅徵收權	關稅法第七條	(三二、三法律 第六一號)
同 上	關稅過誤納に因て生ずる請求權	關稅法第八條	(同上)
一箇年	科料及沒收	刑法第三二條	(四〇、四法律 第四五號)
六箇月	電信又は電話に關する料金を納付せしむる權	電信法第二〇條	(三三、三法律 第五九號)
同 上	郵便料金を納付せしむる權	郵便法第二六條	(三三、三法律 第五四號)

(二) 一般の債權債務に關する法律に依るもの

(時効期間) (權利の名稱)

十箇年 普通の債權 (準據法) 民法第一六七條第一項

五箇年	年又は之より短き時期を以て定めたる金錢其他の物の給付を目的とする債權	民法第一六九條
同 上	商行爲に因りて生じたる債權	商法第二八五條
三箇年	醫師產婆及藥劑師の治術勤勞及調劑に關する債權	民法第一七〇條
同 上	技師棟梁及請負人の工事に關する債權	同 上
同 上	引受人又は約束手形の振出人に對する債權	商法第四四三條
二箇年	生産者、卸賣商人及小賣商人が賣却したる產物及商品の代價	民法第一七三條
同 上	居職人及製造人の仕事に關する債權	同 上
同 上	生徒及習業者の教育、衣食及止宿の代料に關する校主、塾主、教師及師匠の債權	同 上
同 上	保險金額支拂の義務及保險料返還の義務	商法第四一七條
同 上	被保險者の爲に積立てたる金額を拂戻す義務	商法第四三三條の二
一箇年	月又は之より短き時期を以て定めたる雇人の給料	民法第一七四條
同 上	勞力者及藝人の賃金並其の供給したる物の代價	同 上
同 上	運送賃	同 上
同 上	旅店、料理店、貸席及娯遊場の寄泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並立替金	同 上

同	一箇年	動産の損料	民法第一七四條
同	上	運送取扱人の委託者又は荷受人に對する債權	商法第三二九條
同	上	旅店、飲食店、浴場其の他客の來集を目的とする場屋の主人の物品に對する責任	商法第三五六條
同	上	質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權	商法第三七四條
同	上	寄託物の滅失又は毀損に因りて生じたる倉庫營業者の責任	商法第三八三條
同	上	保險料の支拂義務	商法第四一七條
同	上	手形所持人の其の前者に對する償還請求權	商法第四四三條
同	上	手形裏書人の其の前者に對する償還請求權	同 上
同	上	船長の船舶所有者に對する債權	商法第五七五條
同	上	海員の債權	商法第五八九條
同	上	共同海損又は船舶の衝突に因りて生じたる債權	商法第六五一條
同	上	救助料の請求權	商法第六五二條の一六
同	上	船舶債權者の先取特權	商法第六八五條
同	上	運賃の請求權	鐵道營業法第一四條(三三、三法律第六五號)

同	六箇月	質入證券所持人の質入證券裏書人に對する請求權	商法第三七四條
同	上	質入證券裏書人の其の前者に對する請求權	同 上
		定期金債權	民法第一六八條
		辯護士、公證人及執達吏の職務に關する債權	民法第一七二條
		不法行為に因る損害賠償の請求權	民法第七二四條

舊會計法に在りては時效を期滿免除と稱し本文に期滿免除の期限を定め但書に於て特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所に依ると規定せしが爲特別の法律とは何ぞやといふ點に付議論生じ(舊會一八一)九民法が會計法に所謂特別の法律なりや否やに關しては事實問題發生し宮城控訴院は民法は私法の普通法にして會計法は政府の一切の收入支出に關する特別規定なれば寧ろ民法に對する特別法なりと謂ふべしと判決し(四二年(ホ)第一四二八號判